

令和6年第1回定例会

当別町議会会議録

令和6年3月1日 開会

令和6年3月15日 閉会

当別町議会

令和6年第1回当別町議会定例会 第1日

令和6年3月1日（金曜日） 午後 1時00分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議会運営委員会報告

（道内所管事務調査の実施について）

第 5 請願審査付託の件

第 6 町長、教育長の令和6年度町政及び教育行政執行方針

散 会

午後 1時00分開議

出席議員（15名）

1番	角田 広佑 君	2番	海野 学 君
3番	芳形 幸夫 君	4番	櫻井 紀栄 君
5番	佐々木 常子 君	6番	佐藤 立 君
7番	西村 良伸 君	8番	五十嵐 信子 君
9番	山崎 公司 君	10番	秋場 信一 君
11番	山田 明 君	12番	古谷 陽一 君
13番	島田 裕司 君	14番	稲村 勝俊 君
15番	高谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後藤 正洋 君
副町長	岡部 一宏 君
総務部長	長谷川 明 君
総務課長	佐藤 剛一 君
財政課長	渡邊 大亮 君
企画部長	三上 晶 君
企画部参与	乗木 裕 君
住民環境部長	山崎 一 君
福祉部長	江口 昇 君
経済部長	森 淳一 君
経済部参与	長谷川 道廣 君
経済部参与	吉野 裕宜 君
建設水道部長	高松 悟志 君
教育 長	三澤 吏佐子 君
教育部長	山田 雅俊 君
農業委員会事務局長	野村 雅史 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事務局 長	熊谷 康弘 君
-------	---------

次 長 岸 本 昌 博 君
主 幹 玉 木 聰 美 君
主 任 角 谷 光 彦 君

◎開会・開議の宣告

(午後 1時00分)

○議長（高谷 茂君） ご苦勞さまです。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、令和6年第1回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

1番 角 田 広 佑 君

8番 五十嵐 信 子 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（高谷 茂君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、令和6年3月1日から3月15日までの15日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、3月1日から3月15日までの15日間とすることに決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（高谷 茂君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査及び定期監査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

以上、報告を終わります。



◎議会運営委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第4、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長から、令和5年度道内所管事務調査についての報告の申出がありました。これを許します。

山田委員長。

○議会運営委員会委員長（山田 明君） 議会運営委員会報告書。

議会運営委員会は、令和5年度道内所管事務調査を実施し帰庁したので、下記のとおり報告する。

なお、復命書、関係資料等については、議会事務局に保管している。

記、1、日程、令和6年1月23日から令和6年1月24日、1泊2日。

2、研修地、渡島管内、七飯町、森町。

3、研修項目、議員定数・報酬について、渡島管内七飯町及び森町を訪問し、意見交換を交え研修した。

七飯町議会の議員定数については、昭和32年の町政施行時は26人であったが、平成15年より24人に、平成19年より18人と段階を踏んで削減されている。その後も類似自治体のほか、地方分権に対応したふさわしい議員定数と議員報酬について慎重に議論を重ね、結果、令和4年第1回定例会において、次期改選期から議員定数を4人削減し、14人とする条例が可決された。議員報酬については、専業で議員活動に専念するには報酬額が不十分であり、次世代を担う勤労世代が立候補しやすい環境をつくる必要があるとの考えから、全国町村議会議長会の示す「原価方式」を参考に、一律5万円増額する改正を七飯町特別職報酬等審議会の答申を経て、条例が改正されている。

森町議会では、平成27年の統一地方選挙までは毎回選挙が実施されていたが、平成31年の選挙で無投票となり、議員の成り手不足に対する危機感等から、令和3年7月、議会改革調査特別委員会を設置。委員会において、委員全員から議員定数及び議員報酬の在り方について意見を聴取し議論するとともに、町民の意見など吸い上げをした結果、令和4年6月会議において議員定数16人から2人削減し、14人とする条例が可決された。また、議員報酬については増額及び現状維持の意見が拮抗したが、委員会としては現状維持とすべきとの結論が出され、報酬は据え置かれている。本研修では、両町において今後の議会及び議員の在り方、また、議員の成り手不足の問題解消への取組について意見交換を行った。

4、出席者、議会運営委員会委員、議長、副町長、9名、随員職員2名、計11名。

以上、本委員会の報告とする。

令和6年3月1日、当別町議会議長、高谷茂様。

議会運営委員会委員長、山田明。

○議長（高谷 茂君） これで議会運営委員会報告を終了いたします。



◎請願審査付託の件

○議長（高谷 茂君） 日程第5、請願審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

文書番号、請願1番、食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の採択を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の採択を求める請願、これを今述べさせていただきます。

請願団体名、当別町農民同盟委員長、堀梅治、公益社団法人北海道勤労者医療協会当別社員支部支部長、今野一三六、全日本年金者組合当別支部支部長、相馬ひろ子、太美地域社会保障勉強会会長、菊地眞生、新日本婦人の会当別支部支部長、佐藤美智子。

紹介議員、芳形幸夫です。

請願事項、食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書を採択していただきたい。

請願理由、政府は、2024年の通常国会で食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することを目指しています。

日本のカロリー自給率38%は、先進国の中でも最低となっています。また穀物自給率28%は、世界185か国の中で129位です。旧農業基本法以来、食料自給率は下がり続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で食料自給率を引き上げるとされましたが、目標を達成したことは一度もありません。

現行基本法は「基本計画」で「食料自給率目標」を設定したものの、法的拘束力がなく、目標は事実上棚上げにされてきました。

政府の「新基本法」の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけよりも格下げして、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしています。

今、世界的な食料危機が進行し「食べたくても食べられない」人々が増えている中、食料自給率向上を放棄することは、食料の安定供給に重大な危機をもたらすことになりかねません。

また、基幹産業を農業とする当別町にとっては、食料自給率向上は町の将来像を描く上でも、最重要課題ではないでしょうか。

よって「新基本法」の検討では、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な施策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向

上を政府の法的義務とすることを強く求めるものです。

地方自治法90条に基づいて、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、農林水産大臣へ意見書を送付されるようお願いします。

皆様の闊達なご意見の場とさせていただきよう、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高谷 茂君） ただいまの請願・陳情文書表、請願1番については、会議規則第92条第1項の規定により産業厚生常任委員会に審査終了まで付託いたします。

次に、文書番号、請願2番、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 請願事項、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める請願。

請願団体、全日本年金者組合北海道本部委員長、平川敏雄、全日本年金者組合当別支部支部長、相馬ひろ子。

紹介議員は、私、芳形幸夫です。

請願の趣旨から入らせていただきます。1、請願の趣旨、貴職におかれましては、日頃より住民の生活向上と福祉増進のためにご尽力されていることに深く敬意を表します。

(1) 2019年8月発表の「財政検証」による「基礎年金が30年で3割減」「厚生年金の給付水準2047年度には2割減に」との報道(2019年8月28日付朝日新聞)は、年金生活者をはじめ多くの国民に衝撃を与えました。年金だけで暮らしている高齢者は2013年57.8%、2022年44%(厚生労働省;国民生活基礎調査より)と10年間で13%も減少しています。その中で老齢基礎年金だけで生活している高齢者もあり、納付期間25年以上で月平均5.2万円です。納付期間25年未満では月約1.9万円です。衣食住の全ての分野で切り詰めた生活をして、この金額で生活することは不可能です。これでは憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」を営むことは不可能です。この数字を見れば、若い世代も老後の将来展望を持つことはできません。

(2) 日本財団「18歳の意識調査」(2023年11月1日)によれば「年金制度の維持が難しくなっている」と答えた若者が43.8%に上り、「現在の年金制度について」の問いに「改革が必要である」と60%の若者が回答しています。多くの若者も年金制度に不安を持っており、改革の必要性を感じていることが分かります。

(3) 2013年以来の11年間で物価が8.1%上昇したにもかかわらず年金支給率は0.8%の上昇にとどまり、差引き7.3%の減額となっています。2022年度は0.4%の減額改定、2023年度は物価上昇2.5%の中、年金は1.9%の引上げにとどまり、実質0.6%の削減となりました。この間の実質的な年金引下げが年金生活者の暮らしを圧迫している第1の原因です。

(4) この間、2014年に消費税が5%から8%に、2019年に10%に引き上げられました。2022年には一部の後期高齢者医療費窓口負担が2割に増え、介護保険料の引上げも実施さ

れました。年金減額改定の中、消費税と医療費、介護費用など公的負担が増えたことが年金生活者の暮らしを圧迫している第2の原因です。

(5) それに追い打ちをかけたのが近年の物価上昇です。特に食料品と灯油、ガソリンなど石油製品の値上げ、電気代の大幅値上げなど生活に必要な物価の値上げが大きな負担となり、多くの年金生活者は食費を切り詰め、寒い北海道で暖房費を節約し、寒い部屋で過ごしている高齢者も少なくありません。物価高騰が年金者の暮らしを圧迫してきた第3の原因です。

(6) 女性の年金生活者の85.2%が月額10万円以下で生活しており(2022年厚生年金・国民年金事業の概況)、女性の低年金問題が深刻化しています。年金生活者の単身世帯では、相次ぐ年金削減の影響が深刻で、生活保護世帯へ移行する高齢者も増えてきています。生活保護受給者に占める高齢者の割合は55.4%にもなっています。(厚生労働省「被保護者調査 月次調査、令和5年8月分) 高齢者の生活保護への移行は、自治体財政を圧迫するようになっています。北海道では2012年には高齢者の比率41.9%だったものが2021年には54.7%と約13%も増加しています。

(7) 年金はそのほとんどが消費に回ります。北海道では高齢化率が50%を上回る自治体もあり、年金の削減は地域経済を冷え込ませ、地方財政にとっても大きな問題です。このような事態を受け、札幌市を含む全国政令都市20市は2017年に国に対して「国民年金に関する要望書」を提出し、「公的年金制度そのものが高齢者や障がい者の生活を安心して支えるものとなるよう、老齢基礎年金等の支給額を改善されるよう要望」しました。要望の趣旨を受け止め、厚生労働省は早急に基礎年金の改善を実施すべきです。

年金の引上げは待ったなしの課題です。つきましては、私たちの切実な願いである下記事項について、地方自治法99条に基づいて、内閣総理大臣及び関係各位に意見書を送付されるよう請願します。

2、請願事項、高齢者も若者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額を引き上げること。

以上、請願の趣旨等について述べさせていただきました。先ほどもありましたように、議員皆様の闊達な議論を検討させていただくことを願ひまして、請願とさせていただきます。

○議長(高谷 茂君) ただいまの請願・陳情文書表、請願2番については、会議規則第92条第1項の規定により産業厚生常任委員会に審査終了まで付託いたします。



◎町長、教育長の令和6年度町政及び教育行政執行方針

○議長(高谷 茂君) 日程第6、町長、教育長の令和6年度町政及び教育行政執行方針を行います。

町長。

○町長（後藤正洋君） それでは、令和6年度の町政執行方針を述べさせていただきますが、初めに先ほども黙祷をささげていただきましたけれども、本年1月1日に発生した能登半島地震におきまして、建物の崩壊や火災により、犠牲となられた方々に、哀悼の誠をささげますとともに、そのご家族、ご親戚、関係者の皆様に、心よりお悔やみを申し上げます。

また、被災され、今なお避難生活を余儀なくされておられる皆様に、心からのお見舞いと、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

また、当別町といたしましても、要請に基づきまして総務部危機対策課の主任であります守屋亮太を本日より3月10日まで派遣をさせていただきましたが、被災者の救済と被災地の復興支援のためにご尽力されておられます全ての皆様に深く敬意を表します。

それでは、令和6年第1回当別町議会定例会開会に当たり、新年度の「町政執行方針」を申し上げます。

私が町長に就任をしてから、2年7か月が経過し、任期も残り1年と少々となりました。

振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の猛威の中での船出でありましたが、感染拡大防止策と経済対策を両立させつつ、職員と共に、「アフターコロナ」を見据えた、次のステージへの投資と各種事業の積極的な展開を図ってまいりました。

その一端を申し上げますと、GIGAスクール端末の整備などの「デジタル基盤構築への投資」、フレイル予防や住宅購入支援といった「少子高齢化・人口減少対策」、企業との連携によるゼロカーボンの推進や行政サービスの向上を図った「新分野での基盤づくり」であります。

これら取組に職員一丸となってチャレンジし、町の人口は3年連続の社会増加という結果に結びつけることができました。

特に、私が就任時から掲げております「デジタル田園都市」の実現に向けては、その取組を加速するべく、「第2期当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、新たな戦略プランとして『デジタル基盤の構築』を設定いたしました。

令和5年度は、この新たな戦略プランを主軸に、まず行政DXの取組として、「チャットGPT」や「RPA」による業務の効率化や、住民票及び印鑑登録証明書における「コンビニ交付サービス」を導入し、さらに、場所にとられない窓口対応を可能とする「リモート相談窓口」について、町内公共施設のほか、札幌市役所にも設置するなど、積極的に推進してまいりました。

また、教育分野においては、AIドリルの導入やICT支援員の派遣といった「デジタル教育の推進」や、未就学児を対象としたプログラミング教室の実施にも着手してまいりました。

そのほか、「新しいまちの顔づくり」における「賑わい創出事業」では、ロイズタウン駅からロイズタウン工場までの区間において「自動運転バスの実証運行事業」を行い、駅

周辺で開催したイベントとの相乗効果もあり、大きなPR効果をもたらしました。

これら「デジタル技術」による新しい取組と、移住促進をはじめとする「総合戦略」の実施により、町の人口は、全体では減少傾向であるものの、総務省統計に基づく今年の「社会増減」については、繰り返しとなりますが、3年連続の増加となる「106名の転入超過」となりました。

これは、道内市町村では7番目、道内町村では2番目に多い数字であります。

特に「0歳～14歳まで」が59名、「30歳～49歳まで」が104名の増加と、子育て世帯への施策の効果によるものと実感しており、新年度も、「移住・定住の促進」、「子ども・子育て施策」を積極的に進めてまいります。

また、「地域の活性化」「住みよいまちづくり」を進めるべく、令和6年夏にオープン予定となっている「サツドラ当別太美店」内に、「西当別支所」を併設し、さらなる行政サービスの向上を図るとともに、本町地区においては、阿蘇公園を更新し、誰もが集える「憩いの場」とするなど、町全体で、あらゆる世代への「Well-being（ウェルビーイング）」の提供に取り組みます。

このほか、新しい地域交流の場として期待できる、地域コミュニケーションアプリ「PIAZZA（ピアッツァ）」の早期導入に向けて、現在、さっぽろ連携中枢都市圏の各自治体と調整を進めており、住民自ら「情報発信と共有」が可能なコミュニケーションツールとして、行政情報の発信はもとより、飲食店やイベントのPRのほか、地元ならではの情報交換など、積極的な活用を促し、地域のDXにつなげてまいります。

以上、これまでの取組と、新年度に向けたまちづくりの一端を申し述べました。

昨年は、北海道医療大学の移転報道があり、現時点において、その全容を承知しておりませんが、この大きな課題に向け、まずは、定住人口と交流人口の増加対策を推し進め、子育て世帯への支援拡充やデジタル技術の積極的な導入による全世代の生活の質の向上を図るなど、「Well-being（ウェルビーイング）に生きる基盤を築く」ことを念頭に予算編成を行いましたので、これより、新年度における各分野の具体的な施策の展開について、総合戦略の各戦略プランに沿って、ご説明いたします。

初めに『産業力の強化』に係る施策の展開についてであります。

まず、「企業誘致推進プロジェクト」及び「商工業活性化プロジェクト」ですが、冒頭でも述べたとおり、この夏の「サツドラ当別太美店」開業に向けて、「企業立地の優遇制度」の活用をもって、支援いたします。

なお、繰り返しになりますが、この店舗内には、「西当別支所」を併設いたしますので、特に西当別地区における様々なサービスの向上による、さらなる定住の促進に期待しております。

また、地域ポイントカードのデジタル化と地域経済の活性化を図るため、町と包括連携協定を結ぶサツドラホールディングス株式会社が運営するEZOCAの自治体オリジナル版である「当別EZOCA」を商工会と連携して作成し、町内でのイベント等を通じて

「当別E Z O C A」の普及及び利用拡大に取り組みます。

これらに加え、商店街の活性化と町内での起業・創業を促すため、商工会と連携し、開業を目指している方に空き店舗等を無料で貸し出す「チャレンジショップ事業」を進めてまいります。

そのほか、当別高校生に町の企業を知ってもらい、「卒業後に町内で就職する若者を増やしたい」という狙いのもとスタートした「商工会と当別高校との連携事業」を支援いたします。

次に「農業10年ビジョン推進プロジェクト」ですが、農家戸数の減少や農業資材の価格高騰、水田活用の直接支払交付金の見直しなど、本町農業を取り巻く環境は一層、厳しさを増しております。

このような状況のもと、「当別町農業10年ビジョン」は、令和5年度から見直しを進めており、現行ビジョンの基本的な内容を維持しつつ「スマート農業」、「6次産業化」、「環境保全型農業」、「農業経営の法人化」の推進を新たに重点施策として設定し、その具体的な取組については農業者の声を伺い、また、今後、改正が予定されている「食料・農業・農村基本法」の内容等も踏まえ、農業関係団体と検討し、令和6年6月の改訂を目指してまいります。

そのほか、農地バンクを活用した農地の集約化を円滑に進めるため、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定も進めてまいります。

新たな担い手の育成では、地域おこし協力隊の3名体制を維持しつつ、就農に向けた研修体制の拡充を図るため、新たに道外からの就農ニーズにも対応したインターン制度を導入するほか、6次産業化や農業経営の法人化に新たにチャレンジする農業者を支援するため、当別町農業総合支援センターと連携し、農業経営塾の内容を充実するなど、担い手対策の一層の強化を図ります。

特に6次産業化については、「潜在的に眠っている町の魅力を呼び覚ます」取組として、放牧酪農ジャージー牛の「グラスフェッドミルク」を使ったソフトクリームや、イタヤカエデの樹液を使ったメープルシロップの製造が予定されているなど、町の豊かな自然を活かした事業が動き始めております。

町としては、このような取組に対して積極的に支援するほか、新たにチャレンジする人材を結び合わせ、付加価値の高い新製品を創出する機会を設けるなど、町の人材と地域資源の魅力を相乗効果で高める施策を推進いたします。

次に「再生可能エネルギー利用プロジェクト」及び「林業振興によるエネルギーの地域循環プロジェクト」についてですが、令和5年度に環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」における重点対策加速化事業の採択を受け、再生可能エネルギー設備の導入支援を行ってまいりました。

本事業の実施期間は令和10年度までとなっていることから、新年度においても町内事業者や町民の皆様に対する再生可能エネルギー設備の導入支援を行い、「2050年カーボンニ

ュートラルの実現」に向けた取組を推進いたします。

また、林業の振興については、「採って」、「使って」、「植える」という二酸化炭素の吸収源としての森林の循環利用を促進するため、新しい林道の作設や森林整備を進めるとともに、森林環境譲与税を活用した林業事業者への支援を行います。

これら取組と併せ、国際姉妹都市である「レクサンド市」との交流を通じ、SDGsや環境への取組を深化させるとともに、北欧や北米といった「北方生活文化圏」の思想を取り入れるなど、「持続可能なまちづくり」の構築につなげてまいりたいと考えております。

次に「道の駅プロジェクト」ですが、道の駅内にセブンイレブンが開業して1年が経過いたしました。

この間、町内産の「黒豆」や「きな粉」を活用したパンをセブンイレブン・ジャパンと共同開発し、北海道内約1,000店舗で販売した結果、特に「きな粉の揚げパン」は好評で、3回にわたるリピート販売につながり、広く町内産品の道内展開が行われ、6次産業化の推進に大きく寄与いたしました。

これらに加え、現在、せんべい菓子大手メーカーと連携し、新年度早々の商品化を目指して、町内産カボチャを活用した菓子の開発も行っているところであり、今後も株式会社tobeの6次産業化の取組に対して、必要な支援を講じてまいります。

また、新年度より駐車場の除排雪業務を町の直接発注に改め、除排雪の単価変更に適切に対応できるようにするなど、指定管理業務内容の見直しを図り、指定管理事業者である株式会社tobeが道の駅の売上げ向上に集中できる体制を整えてまいります。

加えて、施設建設から7年が経過し、施設の老朽化や各種機器、部品の更新時期を迎えることから、新年度から計画的な修繕整備に取り組みます。

特に、駐車場の区画線は薄れてきていることに加え、駐車枠が少なくイベント時に駐車場が混雑する要因の一つとなっていることから、駐車台数を増やした白線の引き直しを行います。

次に『人を呼び込むまちの再生』に係る施策の展開についてです。

まず、「新しいまちの顔づくりプロジェクト」ですが、冒頭でも述べたとおり、昨年夏、ロイズタウン駅からロイズタウン工場までの区間において「自動運転バスの実証運行」に取り組み、8名乗りの車体でありましたが、僅か18日間で約2,500名に乗車いただきました。

また、事業者の独自提案事業として実施した冬期間の実証運行では、天候や積雪の状況など夏期とは異なる条件での運行を行い、冬期における課題を確認することができました。

新年度では、「北欧の風 道の駅とうべつ」まで運行エリアを拡大するとともに、「信号協調」などの新技術を用いた「自動運転バスの実証運行」を核とした「賑わい創出事業」に引き続き取り組み、町のPR及び周遊観光促進による交流人口の増加と企業誘致の推進につなげてまいります。

次に「駅周辺再開発プロジェクト」ですが、コンパクトなまちづくりの推進に向け、当

別駅及び太美駅を中心に低・未利用地の積極的な活用に取り組んでおり、医療機関やドラッグストア開業のほか、宅地販売も順調に進められていることから、引き続き、駅周辺の利便性を高め、持続可能なまちづくりを目指してまいります。

また、当別駅周辺において新たに建設が予定されている民間ビル内への図書館の移転については、本町地区におけるにぎわい創出や新たな人の流れの構築に向けた事業であり、民間事業者による計画の見直しの動きと合わせた取組を進めます。

なお、町営住宅については、末広団地の移転補償及び東町団地の一部解体を進めるほか、民間賃貸住宅の町営住宅としての活用についても検討を始めてまいります。

次に「移住促進プロジェクト」ですが、近年の住宅資材の高騰などの影響により、新築住宅から中古住宅の購入へとニーズが変化してきていることから、新年度につきましては、新たに「中古住宅購入」に対する支援を実施するとともに、「定住促進条例」の期限を令和7年3月31日から2年間延長し、さらなる移住促進を目指してまいります。

また、公共交通機関を利用して高等学校へ通学する生徒を対象に「通学費助成制度」を新たに創設し、子育て世帯の負担軽減を図り、移住の促進と併せて、定住化にも取り組みます。

これらの施策により、「当別町は魅力があり、住みやすいまち」であることを首都圏や札幌圏を中心に発信することで、人口増加につなげてまいります。

次に「公共交通活性化プロジェクト」ですが、「ふれあいバス」については、この4月から、西当別地区及びあいの里地区において、利用者ニーズに合わせた路線変更を実施するほか、秋頃をめどにQRコード等での支払いが可能となる「キャッシュレス決済端末」を導入し、さらなる利便性の向上を図ります。

また、自動運転バスなど新技術の実証を通じ、地域公共交通の課題解決へとつなげてまいります。

次に「観光資源の活用・創出プロジェクト」ですが、新型コロナウイルス感染症が5類へと移行し、昨年グランドオープンした「ロイズカカオ&チョコレートタウン」や道の駅には、多くの観光客が訪れるようになりました。

この流れを拡大するため、北海道観光振興機構などと連携を深め、道外での観光プロモーションを実施し、誘客の強化につなげてまいります。

また、2019年と2023年の1月から5月を比較した「町内を訪れた外国人観光客数」の伸び率が全国で1位となったことから、新年度では海外からの観光客に対応するため、観光協会のホームページや観光案内看板を多言語化するなど、インバウンド対策にも取り組みます。

次に『未来を担う子どもの育成』に係る施策の展開についてです。

まず、「小中一貫教育推進プロジェクト」ですが、本町が目指す一貫教育は、学力向上が最大の目的であることから、ICTを活用した質の高い教育をさらに進め、授業や家庭学習においてAIドリルを活用し、習熟度に合わせた個別最適な学びの充実を図ります。

併せて、子どもたちが情報化社会を生き抜くために、民間ノウハウを活用したデジタルリテラシー教育にも、より一層取り組みます。

また、現在進めている「西当別小学校・中学校のエアコン設置工事」に加え、「とうべつ学園」へのエアコン設置に向けた実施設計を行うほか、「西当別コミュニティーセンター屋上防水改修工事」を実施するなど、学校をはじめとする教育施設の環境改善も進めてまいります。

次に「子育て世帯応援プロジェクト」ですが、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」を基に、当別町の未来を担うこども・若者が幸福な生活を送ることができるよう「第3期子ども子育て支援事業計画」及び「こども計画」の策定に着手いたします。

また、子育てしやすい環境の一層の推進に向けて、新年度から「子ども医療費助成事業」の通院医療費の助成対象を、現行の小学6年生から高校卒業まで大幅に拡大し、併せて保護者の所得制限を撤廃するなど、広く子どもの健康増進と子育て世帯の経済的な負担軽減を図るとともに、先進医療の不妊治療に要した費用の一部を助成する「不妊治療費助成事業」や、妊娠期における口腔疾患の予防と早期発見及び治療を促すための「妊婦歯科健診事業」を新たに実施いたします。

そのほか、公園施設では、冒頭でも申し上げましたが、公園施設長寿命化計画に基づき、阿蘇公園の修景池の更新を行い、子育て世帯はもとより、幅広い世帯に向けた「憩いの場」としての公園機能の再生を図ります。

いずれにいたしましても、「少子化対策」に特効薬はありませんので、これら取組のほか、いわゆる「産後パパ育休制度」の活用拡大や、産学官連携による「婚活マッチングアプリ」の実装など、地域と協働し、オール当別で、少子化克服のための最適解を見つけてまいりたいと考えております。

なお、これまでの「幼保小」と連携した切れ目のない教育行政をベースとし、次のステップとして、こども家庭庁の施策への対応と、子育て支援の推進、そして少子化対策の一層の強化を図るべく、新年度より、教育委員会所管の「子ども未来課」を町部局へと移管いたします。

次に『住み続けたいまちの形成』に係る施策の展開についてです。

まず、「災害に強いまちづくりプロジェクト」ですが、新庁舎建設については、「新庁舎建設検討委員会」において、検討内容が取りまとめられ、将来のまちづくりの方針を新庁舎建設に反映させるためには、「建設時期を遅らせること」や「現庁舎の耐震補強に向けた検討を進める」などの報告を受けたことから、新年度では、まず、現庁舎の耐震化の検討に当たり、必要な調査を実施した上で耐震補強の手法について精査し、庁舎整備の方向性を整理いたします。

次に雪対策ですが、これまでも、「当別モデルの構築」や「新たな雪堆積場の開設」など、体制の強化と除排雪作業の効率化を図ってまいりましたが、労働力不足や町民への周知など、課題は山積しております。

新年度においては、このような課題を解決するため、除雪車両にGPS端末を搭載しデータの収集を行う「除雪情報管理システム」を整備いたします。

このシステムにより、リアルタイムで除雪車両の位置情報が取得でき、また、稼働時間や距離の自動集計が可能となることから、除雪作業効率の向上と事務処理の簡素化が図られるほか、町ホームページ等から除雪作業の情報を提供するなど、持続可能な除雪体制の構築と情報の見える化に取り組みます。

次に防災ですが、これまでの大規模災害を教訓とし、令和5年度に改訂した「当別町地域防災計画」による防災体制を基盤として、国や北海道、自衛隊、警察など関係機関との連携により、迅速な救援・救助活動、支援物資の供給などが可能となるよう、災害対策の強化に努めてまいります。

特に、災害発生直後は、自分や家族の身を守る「自助」や、地域で協力して助け合う「共助」が非常に重要であることから、町民や自主防災組織などに対し、災害時に必要な知識や技術が習得できるよう、防災セミナーや出前講座などを実施するほか、高齢者や女性などといった多様な視点を防災に関する各種計画やマニュアルに反映いたします。

次に「地域福祉推進プロジェクト」ですが、北海道医療大学、地域包括支援センター、町の3者が協働で実施している「フレイル予防教室」が、この4月で3年目を迎え、高齢者の身体活動や社会参加の機会づくりとしての成果があらわれてきていることから、引き続き、高齢者の健康や生活支援に取り組み、「人生100年時代を支えるまち」の実現を目指してまいります。

また、新たに、歯周病や口腔機能の低下、誤嚥性肺炎などの予防と早期発見による健康増進を目的に「成人および後期高齢者歯科健診事業」を実施するほか、後期高齢者医療広域連合と協力し、健康状態が不明な高齢者の把握及び支援など、高齢者が地域で健康的な生活を送ることができるよう「保健事業と介護予防の一体的実施」にも取り組みます。

このほか、移動支援事業については、町外の養護学校に通う中学生以下の冬期間の通学まで、その対象を拡充し、保護者の負担軽減を図ります。

最後に、『デジタル基盤の構築』に係る施策の展開についてです。

「総合戦略を進めるデジタル基盤構築プロジェクト」として、本町では、「RPA」による業務の自動化、「チャットGPT」などの生成AIの活用のほか、ペーパーレス化やリモート接続環境による多様な働き方など、積極的に自治体DXを進めてきました。

また、令和5年度から導入しました「コンビニ交付サービス」に続き、新年度では、インターネットで行政手続の申請が可能となる「電子申請システム」や、電子マネーなど様々な決済方法に対応する「マルチ決済システム」のほか、事務作業の効率化を図る「文書管理システム」を導入し、自治体DXのさらなる推進と住民サービスの利便性の向上を図り、将来的な「書かないワンストップ窓口」を目指してまいります。

このように、デジタル技術を職員が業務に活用することは、業務環境の効率化だけではなく、DX人材の育成にも寄与するものであるため、今後も積極的に自治体DXへ取り組

みます。

併せて、冒頭でも申し上げた、地域コミュニケーションアプリ「PIAZZA（ピアッザ）」をはじめとする行政情報を発信するSNSや、行政サービスを便利にするスマホアプリなどのデジタルツールを積極的に利用してもらうための施策を展開するなど、地域のDXも進めてまいります。

以上、新年度に取り組む施策の概要について、それぞれご説明いたしました。

これら各施策の推進に際しては、必要となる分野の組織体制強化を講じるとともに、「当別町応援サポーター」などを含む「関係人口の増加と町の魅力向上」への取組や、企業版ふるさと納税を用いた「財源の確保」などに向け、町職員の「営業力の強化」といった意識改革も図ってまいります。

昨年の北海道医療大学の移転に関する報道は、官民を問わず町内に大きな衝撃を与えることとなり、「経済」はもとより、「福祉」「教育」など、様々な分野でその影響は大きく、本町のまちづくりの根幹を揺るがすものであります。

これらを踏まえ、令和6年度が最終年度となります「第2期当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を延長し、当別町の将来を見据えた新しい総合計画及び総合戦略の策定に向けても、積極的に取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、私の残された任期において、この課題解決に向け、しっかりと方向性を定め、町民をはじめ、町内企業・団体の皆様と力を合わせ、オール当別で未来への道筋を切り開いていくことが、何よりの努めであると認識しております。

最後になりますが、新年度につきましても、町職員と共に正面から課題に向き合い、全力で町政執行に取り組むこととお約束するとともに、議会議員の皆様方には、今後とも各施策へのご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます、令和6年度の町政執行方針といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時57分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 初めに、このたびの能登半島地震により犠牲になられた方々に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

被災された地域の子どもたちが安心して学べる学校環境の一日も早い復興をお祈り申し

上げます。

それでは、令和6年第1回当別町議会定例会の開会に当たり、教育行政の執行に関する基本方針、並びに令和6年度予算に基づく主な施策について申し上げます。

初めに、「『未来を拓く9年間』当別町小中一貫教育」。

町の宝である子どもたちが、自らの未来を拓き、やがては町の未来を拓く人材として育つことへの願いを込めて昨年このキャッチフレーズを掲げました。

この願いのもと、町内外の教育力を結集し家庭、学校、地域が組織的で魅力的な教育活動をさらに力強く推進してまいります。

基本方針、幼保との連携を充実し、9年間切れ目のない一貫教育につなげることによってAIの活用が急激に進む社会を人間らしく生き抜くための知性と感性を育てる教育を目指すとともに町民がより幸せを感じることでできる生涯学習の充実に努めてまいります。

特に学校教育では、子どもたちの学力向上と学びの保障に重点を置き、授業の質を向上させる「授業改革」に取り組み、ICTを効果的に活用し、児童生徒の学ぶ意欲を引き出す「主体的・対話的で深い学び」の実践に努めてまいります。

これより、新年度における具体的な施策についてご説明いたします。

施策の展開、1、学力向上。

施策の1つ目、学力向上については、個別最適な学びを図るため、「ICT支援員による巡回支援」や「町内の全学校共通のICT活用目標」の設定、「授業や家庭学習におけるAIドリルの活用」などICTを効果的に活用します。

また、教育課程を通じた資質・能力の確実な育成と定着のため、「学力向上推進講師」や「支援員・介助員」の独自配置を継続し、習熟度に合わせた学習支援を行ってまいります。

次に、本町の独自教科である「とうべつ未来学」では、地域資源を活用した「ふるさと教育」や当別町出身の活躍者から学ぶ「キャリア教育」など、子どもたちの感性を育て世界でたくましく活躍できる人材を育成する取組を進めてまいります。

また、コロナ禍以降、子どもたちの体力の低下が顕著に表れており、今後体力の向上へ向けては、運動やスポーツの楽しさや喜びを味わう機会を増やし、生涯にわたって心身の健康の保持増進、豊かなスポーツライフを実現する力を身につけることができるよう、引き続き取組を進めてまいります。

2、地域と共にある学校・生徒指導。

施策の2つ目、地域と共にある学校・生徒指導については、いじめ防止や不登校等、多様化する児童生徒への指導と地域に応援される「地域と共にある学校」の実現のために、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部のさらなる活用を進め、学校と地域の連携を図ります。

また、地域部活動の導入について、当別町の実情に合った仕組みについて協議してまいります。

次に不登校、いじめ問題については、令和5年度から始めたスクールソーシャルワーカーによる各学校の巡回指導と併せて、スクールカウンセラーによる相談体制の充実を図ります。

さらに、日常の学校生活からは把握し切れない児童生徒の心理的感情を心理アンケートの結果から導き出し、不登校やいじめ被害の可能性の高い子どもの早期発見、未然防止を図るためのアンケートツール「WEBQU」を導入します。

次に、現在、不登校の児童生徒支援のための施設として白樺コミュニティセンター内にある校外の「適応指導教室」を「教育支援センター」と改め、不登校支援の強化を図るとともに、地域・学校とつなぎ社会的自立を促す居場所とし、新たに西当別コミュニティセンター内にも開設します。

さらに、学校へ行くことができても、教室に入ることが難しい児童生徒への居場所として各学校内にも「校内教育支援センター」を開設し、児童生徒の多様な学びの場の確保と将来、社会的に自立した生活が送れるよう取り組んでまいります。

次に、学校給食では、「地元食材の活用促進」や「姉妹都市の食材」を使った「とべっこランチ」など、子どもたちが今まで以上に笑顔になる給食の提供と「食事の重要性や栄養バランス、食文化等」といった食に対する理解を深めるべく地域食材を生かした食育授業の充実を図ります。

3、社会教育。

3つ目は社会教育の施策です。

子どもたちをはじめ町民がより幸せを感じることのできる生涯学習社会の実現を基本方針とし、「生涯学習プログラム」では、文化公演事業を新たに実施し、多くの町民が、音楽、演劇等の本格的な舞台芸術に触れる機会をつくり文化振興による豊かなまちづくりにつなげます。

また、健康で生き生きと暮らし、生涯を通じた学習の機会づくりとして「ことぶき大学」の開催、「当別歴史・文化プロジェクト」による古文書解析の実施、総合型地域スポーツクラブなど地域の団体との連携強化など多様なメニューの充実に努めます。

次に、「児童生徒支援の充実」については、学校における学習支援として地域人材の活用を促進するため、地域学校協働本部のさらなる活用を図り、「放課後学習会」、「土曜教室・地域巡検」による子どもの学びの場の創出を進めます。また、子どもたちのスポーツ・文化活動に対する支援にも継続して取り組んでまいります。

読書活動推進のための取組については、「子ども読書推進計画」に基づいた子どもの読書活動推進として、図書館と学校図書館との連携をより深めるとともに、多くの方が読書に触れる機会の充実を図ります。

4、施設整備等。

最後に施設の整備についてです。

学校設備については、現在進めている「西当別小学校・中学校のエアコン設置工事」に

加え、「とうべつ学園」へのエアコン設置に向けた実施設計を行います。

また、おいしい給食を提供するために有効なスチームコンベクションオーブンを改修し、学校給食の充実を図ります。

社会教育施設については、「西当別コミュニティーセンター屋上防水改修工事」を実施してまいります。

終わりに、以上、令和6年度の「教育行政の執行に関する基本方針」、並びに予算に基づく主な施策についてご説明申し上げました。

「『未来を拓く9年間』当別町小中一貫教育」の成果を着実に積み上げてまいりますので、町民の皆様、議員各位のご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） ただいまの町長、教育長の令和6年度町政及び教育行政執行方針に対する各会派による代表質問を3月6日に行いますので、質問予定者は本日、本会議終了後、午後5時までに議長に通告願います。



◎休会の議決

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、議案審査のため、明日から3月5日まで4日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 本日はこれにて散会いたします。

3月6日は午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労さまでした。

（午後 2時10分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第1回当別町議会定例会 第2日

令和6年3月6日(水曜日) 午前10時00分開議

議事日程(第2号)

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて

(当別町手数料条例の一部を改正する条例制定について)

第 3 議案第 1号 令和5年度当別町一般会計補正予算(第4号)

第 4 議案第 2号 令和5年度当別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

第 5 議案第 3号 令和5年度当別町介護保険特別会計補正予算(第3号)

第 6 議案第 4号 令和5年度当別町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

第 7 議案第 5号 令和5年度当別町水道事業会計補正予算(第2号)

第 8 町長、教育長の令和6年度町政及び教育行政執行方針に対する代表質問

第 9 議案第 6号 令和6年度当別町一般会計予算

議案第 7号 当別町支所設置条例制定について

議案第 8号 当別町手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第 9号 当別町定住促進条例の一部を改正する条例制定について

議案第10号 令和6年度当別町国民健康保険特別会計予算

議案第11号 当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 令和6年度当別町後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号 令和6年度当別町介護保険特別会計予算

議案第14号 当別町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 令和6年度当別町介護サービス事業特別会計予算

議案第16号 令和6年度当別町水道事業会計予算

議案第17号 令和6年度当別町下水道事業会計予算

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	角田 広佑 君	2番	海野 学 君
3番	芳形 幸夫 君	4番	櫻井 紀栄 君
5番	佐々木 常子 君	6番	佐藤 立 君
7番	西村 良伸 君	8番	五十嵐 信子 君
9番	山崎 公司 君	10番	秋場 信一 君
11番	山田 明 君	12番	古谷 陽一 君
13番	島田 裕司 君	14番	稲村 勝俊 君
15番	高谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後藤 正洋 君
副町長	岡部 一宏 君
総務部長	長谷川 明 君
総務課長	佐藤 剛一 君
財政課長	渡邊 大亮 君
企画部長	三上 晶 君
企画部参与	乗木 裕 君
住民環境部長	山崎 一 君
福祉部長	江口 昇 君
経済部長	森 淳一 君
経済部参与	長谷川 道廣 君
経済部参与	吉野 裕宜 君
建設水道部長	高松 悟志 君
教育 長	三澤 吏佐子 君
教育部長	山田 雅俊 君
農業委員会事務局長	野村 雅史 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事務局 長	熊谷 康弘 君
-------	---------

次 長 岸 本 昌 博 君
主 幹 玉 木 聰 美 君
主 任 角 谷 光 彦 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りをいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

1番 角 田 広 佑 君

8番 五十嵐 信 子 君

を指名いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第2、報告第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第1号、当別町手数料条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

地方公共団体の戸籍事務に係る手数料の標準額が見直しされたこと等に伴い、当別町手数料条例の一部を改正する条例制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年2月16日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第3、議案第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第1号 令和5年度当別町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに6億8,105万5,000円を減額し、その総額を141億6,652万8,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、繰越明許費の補正につきましては3ページに記載の第2表を、地方債の補正につきましては4ページに記載の第3表をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、減債基金への積立金1億8,601万4,000円、価格高騰重点支援給付金に係る補助金6,175万円、保育施設等給付費1,203万9,000円、担い手確保経営強化支援事業に係る補助金2,008万3,000円、新しいまちの顔づくりプロジェクト基金への積立金3,010万円などを増額し、まちづくり基金への積立金9,200万9,000円、ふるさと納税ポータルサイト利用料1億2,022万9,000円、ふるさと納税返礼品発送業務に伴う負担金5億606万3,000円、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う接種予防コールセンター業務委託4,132万円、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う集団接種業務委託5,379万円、一般職給料1,100万円などを減額するもので、この財源といたしましては町税1億1,746万5,000円、道支出金2,937万8,000円、町債4,570万円などを増額し、国庫支出金2,809万3,000円、寄附金7億6,176万7,000円、繰入金8,805万9,000円を減額して処置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第4、議案第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第2号 令和5年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに7,544万7,000円を減額し、その総額を20億7,189万1,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費7,500万円などを減額するもので、この財源といたしましては繰越金2,356万1,000円などを増額し、国民健康保険税1,286万1,000円、道支出金8,198万1,000円などを減額して処置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第5、議案第3号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第3号 令和5年度当別町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに5,406万円を増額し、その総額を18億5,600万3,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、基金積立金3,543万3,000円、地域支援事業費373万6,000円、諸支出金1,685万1,000円を増額し、総務費196万円を減額するもので、この財源といたしましては支払基金交付金100万8,000円、繰越金5,228万4,000円などを増額し、繰入金74万3,000円を減額して処置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第6、議案第4号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第4号 令和5年度当別町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに5,560万5,000円を減額し、その総額を8億9,225万8,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、地方債の補正につきましては、3ページに記載の第2表をご高覧いただきたいと存じます。

歳出といたしましては、下水道費において一般管理費32万6,000円を増額し、管渠管理費347万9,000円、終末処理場管理費1,469万6,000円、建設費3,775万6,000円を減額するもので、この財源といたしましては繰越金1,047万6,000円を増額し、国庫支出金2,238万1,000円、町債4,370万円を減額して処置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第7、議案第5号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第5号 令和5年度当別町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入においてその他営業収益32万7,000円を増額し、消費税還付金143万9,000円を減額して、収入総額を6億7,026万9,000円といたしました。

次に、収益的支出において支払利息36万3,000円を増額して、支出総額を6億3,454万5,000円といたしました。

次に、資本的収入において企業債1,110万円、補償金484万9,000円を減額して、収入総額を1億2,473万9,000円といたしました。

次に、資本的支出において上水道設備費2,034万1,000円を減額して、支出総額を2億6,835万3,000円といたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時20分

○議長（高谷 茂君） 再開します。



◎町長、教育長の令和6年度町政及び教育行政執行方針に対する代表質問

○議長（高谷 茂君） 日程第8、町長、教育長の令和6年度町政及び教育行政執行方針に対する代表質問を行います。

なお、再質問は認められませんので、町長、教育長には答弁漏れのないよう留意願います。

それでは最初に、会派清流、山田君の質問であります。持ち時間は40分です。

山田君。

○11番（山田 明君） 議長の許可をいただきましたので、会派清流を代表し、令和6年度の町政執行方針に対する代表質問をいたします。

質問に入ります前に、今年の1月1日に発生しました能登半島地震でお亡くなりになりました方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに、今なお避難生活を余儀なくされておられる多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈りいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。昨年の9月に北海道医療大学が北広島市に移転すると報道されて以来半年が経過しようとしています。その間町長はじめ多くの関係諸団体、また町内の有識者の方々より、この移転問題に関してはオール当別で臨むべきだとの声を聞いております。私もそのように思いますし、会派清流としても医療大学の移転問題に対して町部局と共に全力で取り組みたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

今回町政執行方針に対し4項目質問いたします。1つ目が商工業活性化プロジェクトについて、2つ目が観光資源の活用・創出プロジェクトについて、3つ目が災害に強いまちづくりプロジェクト、新庁舎について、4つ目が北海道医療大学の移転に対する町としての今後の対応について町長に伺います。

初めに、産業力強化に関わる施策の展開の商工業活性化プロジェクトについて何点か伺います。1点目に、地域ポイントカードのデジタル化と地域経済の活性化を図るため、商工会及び当別ポイントカード会と連携し、自治体オリジナルの当別E Z O C Aの普及及び利用拡大に取り組むとあります。現在当別町とサツドラホールディングスとの間では連携協定が締結されており、これらの取組に対し、私としても大いに期待しております。特に当別E Z O C Aに移行することで新たな経済活性化と地域振興に貢献できると考えますが、町として具体的にどのような支援、取組を想定しているのか伺います。

2点目に、駅周辺再開発プロジェクトについて伺います。医療大学の移転により新庁舎建設も見直しを余儀なくされ、町内全体の公共施設の建て替え計画にも影響が及ぶことが想定されます。特に旧公民館や老朽化の著しい町営住宅など待ったなしの状況であることから、改めて民間の力も活用しながら施設の再編、統合について検討するべきと考えます。旧当別小学校校舎やグラウンドも含めて公募等により民間参入を促し、遊休施設の利用を高めることにより交流人口及び定住人口増加につながると考えます。旧公民館横の自動車工場も解体され、隣接する民間企業の所有地も含めると広い敷地が確保できると考えられます。旧公民館の解体等を含めて一体的な土地の利活用を町主体で行うことが難しければ民間による開発等を促す工夫も必要と考えますが、町長の考えを伺います。

3点目に、商工会と連携し、空き店舗等を無料で貸し出すチャレンジショップ事業について伺います。商店街の空き店舗は、所有者の状況や意向によりそのままの状態が塩漬け状態のケースが多く見られます。大部分は老朽化が進んでおり、所有者が高齢で経済的に解体できないケースもあります。一方、この空き店舗関連の事業には若い世代の出店希望者の参加が多く、町外から起業したい、出店したいとの動きもありますが、すぐに出店できる条件の物件がないこともネックになっています。再開発事業や区画整理事業は財政的に厳しい状況であることは理解していますが、商店街内の核となる場所をまずは設定し、ミニ開発事業、当別版として複数店舗に加えて人が集まり、憩える広場を整備することで子育て世代の家族が日常的に集まり、交流できる空間ができ、商店街ににぎわいをもたらすことが期待されると考えますが、町長の考えを伺います。

4点目に、商工会と当別高校の連携事業の人材の育成について伺います。町内の商店街の店主も高齢の方が多く、医療大学移転を見据えて、それを契機に廃業を検討されている方も複数人いると耳にします。大学移転後はさらに廃業する店舗が増加することも予想され、商店街のさらなる衰退が想定されることから、今から対策を講じる必要があると考えます。その1つとして事業を継承する人材、新たに起業する人材の発掘に着手する必要があると考えます。町外から人材を呼び込む施策として地域おこし協力隊の活用が考えられ、

当別町も積極的に広く募集を行い、採用した地域おこし協力隊が当別町に定住し、店の継承者として、また新たな起業家として活躍できる土壌づくりに取り組むべきと考えますが、町長の考えを伺います。

また、当別高校の存続及び魅力向上につなげる施策として高校生が積極的に商店や企業での就業体験プログラムに参加していただき、実践の中での学びを得られる機会づくりなど、双方にとって大きな成果を得られるプログラム構築づくりに取り組むことで卒業後に町内で就職する若者の人材確保につながると考えますが、町長の考えを伺います。

次に、観光資源の活用・創出プロジェクトについて伺います。医療大学が移転を表明し、町の衰退、人口減少が懸念される中、にぎわいの創出、関係人口、交流人口の増加といった観点からも観光施策は当別町にとって非常に重要であると考えます。当別町にさらに人を呼び込むためには新たな観光資源の発掘、掘り起こしといったことも重要であり、まずはこの点について町長の考えを伺います。

ここ一、二年、コロナ禍の収束に伴い、日本国内には多くの外国人観光客が訪れ、経済効果をもたらしています。当別町もロイズの見学施設オープンに伴い多くの外国人が訪れており、新聞報道にもありましたが、町内を訪れた外国人観光客数の伸び率が全国で1位となるなど、久しぶりに明るい話題であったと感じています。しかしながら、せっかく多くの方が訪れてもそこからの広がりが少ないため、本町地区への消費喚起や経済効果にはつながっていないと思われれます。当別町には、道民の森、温泉、伊達記念館、道の駅、ゴルフ場、スウェーデンヒルズなど様々な観光資源及び豊かな自然景観、新鮮な農産物に恵まれています。それらのコンテンツも含めた周遊コースの構築と、それらを案内するガイドなどの育成など、観光協会や商工会と連携し、事業をコントロールして進める体制を構築すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

また、医療大学の移転により空き室となるアパートを民泊など宿泊施設に改修するなど、交流人口の増加や長期滞在していただける観光客の確保につながるチャンスであると考えます。定住人口を増やす施設と並行して交流人口を増やす施策も町外への情報発信も含めて重要な課題であると考えますが、町長の考えを伺います。

次に、災害に強いまちづくりプロジェクト、新庁舎について伺います。役場新庁舎建設については新庁舎建設検討委員会にて闊達な議論がなされ、将来的な人口減少を見据え、町の財政状況を鑑みた事業規模についてこれまで議論が進められてきたと捉えています。近年は建設資材や人件費の高騰など建設業界を取り巻く環境の変化に併せラピダスの新工場の建設が進められるなど、役場庁舎のような大規模施設の建設には大きな影響が出ることも想定されることから慎重な判断が求められています。昨年の9月に北海道医療大学の移転の方針が発表され、本町のまちづくりにおいても医療大学生を対象としたまちづくりから新たなまちづくりへの方針転換が必要となることも考えられ、新庁舎建設に関しても影響は大であると考えます。このような状況において、先月の2月19日に開催されました本年度5回目となる新庁舎建設検討委員会では、庁舎建設の目指すべき整備方針は新築を

基本としながらも建設時期については遅らせることや当面は築50年を超える現庁舎の耐震補強に向けた検討を進めることが必要といった整備方針の整理がされたところであり、現在の社会情勢を考えると私もその判断は理解できると捉えています。そこで、町長の考えを伺います。

1点目に、昨年3月の代表質問において新庁舎建設については早急な事業展開が必要であるとの考えを確認しましたが、新庁舎建設検討委員会からの報告を受け、新庁舎建設の必要性についての考えは変わらないのかを伺います。また、北海道医療大学の影響等により建設時期を遅らせることはやむを得ない判断であるとの認識か、併せて伺います。

2点目に、新庁舎建設検討委員会ではこれまで新庁舎建設に向けた検討が行われてきており、既存施設の分散配置の検討やまちづくりに寄与する庁舎の在り方などが議論されてきたと認識していますが、これらの内容については一旦白紙に戻し、改めて新庁舎建設の検討を行う考えか伺います。

最後に、北海道医療大学の移転について伺います。北海道医療大学は、昨年9月に北広島市のボールパークへの移転報道がなされ、当別町は議会や商工会やアパート組合などの関係団体と共に医療大に移転断念を申し入れたものの、昨年12月の町長の行政報告にもありましたが、大学側の決意は固く、残念ながら事態は着々と移転に向けて推移していると考えられます。そのような中、当別町商工会では先日北海道医療大学移転対策検討委員会を立ち上げ、町内事業者の経済損失を極力低減させるべく、去る1月29日に大学移転に伴う跡地への企業誘致に取り組むとして医療大学側と話し合いが持たれました。また、先月の2月の20日には商工会独自に取り組む大学移転後の跡地への企業や団体の誘致活動について協議し、誘致の対策を教育や医療、商業施設などの7分野とするなど、医療大学の移転問題の対策について積極的に取り組んでいます。移転問題の発覚から約半年が経過する中、商工会やアパート組合の動きを踏まえ、町として今後どのように対応する考えか町長に伺います。

以上、会派清流の代表質問といたします。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（高谷 茂君） 会派清流、山田君の代表質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） それでは、会派清流、山田議員の代表質問にお答えをいたします。

初めに、商工業活性化プロジェクト、当別EZOCAについてであります。当別EZOCAを提示し、町内の店で買物をした場合、ポイントカード会に一定割合が還元されるほか、全国のサツドラで買物をした場合にも買物した金額の一部がサツドラから町に寄附される仕組みとなっております。当別EZOCAを活用し、町内経済が活性化する仕組みを構築していくため、町といたしましても商工会が取り組む当別EZOCAの作成、アウルカードから当別EZOCAへの移行、事業者の募集や利用者拡大のためのキャンペーンなど全面的に支援してまいります。

次に、駅周辺再開発プロジェクトについてのご質問であります。老朽化が進む公共施

設につきましては、立地適正化計画に基づき、民間事業者との連携も視野に施設の集約や複合化の検討が進められております。本町地区における旧当別小学校や旧公民館などの町有地につきましては、議員ご指摘のとおり民間事業者の所有地を含めた事業とすることで事業の実現性を高める幅広い検討が可能になると考えております。事例として太美駅周辺の旧青少年会館用地を活用した民間事業者による宅地販売や現在建築が進められているサツドラ内への西当別支所の設置は、町内における官民連携事業のモデルケースになると考えております。引き続き民間事業者への働きかけ、官民連携といった事業手法も模索しながら、それぞれの特性を生かした土地利用を創意工夫し、地域の活性化に取り組んでまいります。

3点目の商店街の中に人が集まり、憩える広場の整備についてであります。商店街振興の在り方につきましては北海道医療大学の移転問題と大きく関わってくるものですので、今後商工会を交え積極的に議論を進めていかななくてはならない重要な課題と認識しております。商店街のにぎわい創出に向けた議論を進めていく中で、議員ご提案の人が集まり、憩える広場の整備も具体的なアイデアの一つとして受け止め、参考とさせていただきます。

4点目の地域おこし協力隊制度の活用についてであります。道内他市町村ではまちで唯一の廃業した老舗飲食店が地域おこし協力隊の活躍により営業が再開し、事業継承された事例も伺っております。本町においても地域おこし協力隊制度を活用した人材発掘を視野に、他市町村の事例などを含め研究を深めてまいります。

また、当別高校の存続のため魅力を向上させる取組につきましては私も山田議員と同じく必要と感じており、商工会が取り組む当別高校との連携事業を支援するため新年度予算において補助金を計上しております。さらに、新年度から当別高校が取り組むコミュニティ・スクールにも町職員が参画する予定といたしておりますので、こうした取組も通じて連携を深めてまいります。

次に、観光資源の活用・創出プロジェクトについてであります。今年度上半期の観光入り込み客数は猛暑の影響を受け減少いたしました。地域経済の活性化を図る上でも観光施策をさらに充実し、交流人口、関係人口を増やしていくことが重要であると考えております。観光協会ホームページの多言語化やコンテンツの充実を支援し、町内施設や特産品など観光資源をこれまで以上に広く発信、紹介し、町内での周遊を促してまいります。また、執行方針でも触れましたが、ジャージー牛の放牧酪農やメープルシロップの製造など、当別をフィールドに町外の方からも注目を集めるような新たな取組が行われており、6次化はもちろんであります。体験型の観光コンテンツとしても大きな期待を寄せております。こうした本町に眠っているまだ磨き上げられていない観光資源の掘り起こしや点在する観光スポットをつなぐ周遊コースの構築、観光ガイドの育成など、観光分野においてはまだまだ取り組むべき課題が多くあるものと私も認識しております。観光協会や商工会との連携をより一層深め、町の交流人口、関係人口の増加に向けた取組を進めてまいります。

次に、新庁舎建設についてのご質問であります。先日新庁舎建設検討委員会から整備方針についての報告を受けましたが、庁舎は防災上の耐震、安全性の確保のほか、将来のまちづくりの方向性に基ついた庁舎建設が求められており、このような視点で新庁舎建設が必要という考えは変わっておりません。しかしながら、近年の建築費高騰などの社会情勢の変化は新庁舎建設の不安要素としてこれまでも検討委員会の中心的な議題として取り上げられており、将来的なまちづくりの方向性をイメージした新庁舎建設を進めるために建設時期を遅らせるとの検討委員会の判断については議員と同様やむを得ないものと受け止めております。いずれにいたしましても、まずは現庁舎の耐震化検討を実施したいと考えておりますので、建物の劣化状況や耐震補強の手法について検討を進め、庁舎整備の方向性を整理してまいります。

次に、検討委員会でのこれまでの検討内容を白紙に戻すのかとのご質問についてであります。議員ご指摘のとおり検討委員会では中心市街地のにぎわいや駅周辺の新たな人の流れの創出につながる庁舎の在り方について議論がなされております。そのテーマとなった庁舎規模の適正化や既存施設の利活用による分散配置につきましてはDXの推進と併せた町民の利便性向上につながる考え方であり、西当別支所の設置にも生かされています。このように検討委員会では庁舎建設にとどまらず、まちづくりの観点での議論がなされており、引き続き検討をお願いしたいと考えておりますので、今後の現庁舎の耐震化検討を踏まえつつ、白紙ではなく、これまでの議論をベースに検討を進め、これからのまちづくりに関する課題解決につなげていきたいと考えております。

最後に、北海道医療大学の移転についてであります。大学跡地の問題は、議員が懸念されているとおり町内事業者にとっても重要な問題と認識しております。町といたしましては状況の変化を的確に捉え、商工会に設置された北海道医療大学移転対策検討委員会での議論や町の将来を担う経営者などで組織された団体、TORCHがこの春町民から幅広く意見を聴取し、取りまとめる予定の提言なども踏まえながら、議会をはじめ関係団体と連携しながら適切に対応してまいります。ちょうど昨日から5回連続で町内有志の皆さんの意見を北海道新聞が取り上げられておりますけれども、この問題につきましては非常に難しい問題であります。私自身が先頭に立ち、当別町にとってよりよい方向に向くよう引き続き努力してまいりたいと考えております。

以上、会派清流、山田議員の代表質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で山田君の質問を終わります。

次に、会派緑風会、島田君の質問であります。持ち時間は25分です。

島田君。

○13番（島田裕司君） 議長のお許しをいただきましたので、会派緑風会を代表して令和6年度町政執行方針に対する代表質問を行います。なお、教育行政執行方針に対する質問は今回行いません。

質問に入る前に、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震におきまして犠牲とな

られた方々に哀悼の誠をささげますとともに、被災された今なお避難生活を余儀なくされている皆様に心からのお見舞い、そして一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、代表質問に入りたいと思います。産業力の強化に関わる施策の中で企業誘致推進プロジェクト及び商工業活性化プロジェクトについてお伺いいたします。1点目は、今年7月のサツドラ当別太美店開業に向けて企業立地の優遇制度の活用をもって支援するということではありますが、用地取得補助をはじめとする様々な支援があると思いますが、お伺いいたします。同様のケースとして当別駅周辺での民間ビル建設を活用して図書館を整備する再編事業とも似た点もあると感じておりますし、先ほどの答弁の中にもありましたように官民連携の事業という、そういう観点で、もしそういう支援があればどのような支援をするのかお伺いをしたいと思います。

町は、企業誘致のための造成地を用意していない分、いわゆる工業団地を持っていない当別町にとって進出を考えている企業側にも立地場所の選定が一番の問題ではないかと推定できます。交通アクセス、上下水道や排水などの社会資本の整備状況など、さらには雇用の確保、地質、水質、特に冬期間の気象環境なども配慮しなくてはなりません。そのほか進出に対する課題は各企業側の条件や要望もそれぞれ異なります。そこで、当別町はこれまで企業誘致の優遇制度を拡張して企業誘致に努力しております。しかし、計画性を持って企業誘致ゾーンを明確に指定するなど、併せてそれらの土地の地質、水質の情報提供なども速やかにできるようにすべきではないかと思っております。企業誘致ゾーンに集中と強化を図るべきであります。そのためには町として強化する企業誘致ゾーンを重点に地質、水質、地熱などの土地データの基礎資料を作成し、誘致に活用すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

昨年大量の良質な水を必要とする食品加工の企業の進出意向があり、早速町としても水質調査のための調査費を補正してつけましたが、結局企業側の都合もあり調査の実施には至らなかった経験があります。企業要求に即応できる最低限の土地情報などは町として準備し、常に対応できる体制をしておく必要があると思っておりますが、これについてお伺いをいたします。

次に、7月に開業予定のサツドラ当別太美店の一部を活用して（仮称）西当別支所を開設する件ですが、地域の人々は店舗のオープンと同様に公的住民サービスの向上や利便性に大いに期待しております。議会の日程の関係でこの後支所設定条例が提案され、そこで名称等も審議されるわけではありますが、支所開設に対する地域への説明や要望はどうであったのかお伺いいたします。

また、支所には住民交流スペース等もあると聞いておりますが、地域住民の声などが生かされたり、今後期待できる支所の活用方法はどのようなものをお伺いいたします。

次に、地域ポイントカードのEZOCAの件ですが、これはさきに山田議員のほうも質問ありましたけれども、重複する点があるかと思っておりますけれども、よろしくお伺いいた

します。地域ポイントカードのデータ化と地域経済の活性化を図るため、当別EZOCAを町、サツドラ、商工会で連携して作成し、その普及と利用拡大に取り組むとのことですが、町内の商店街への影響や手数料等の負担はないのかどうか、逆にクレジットカードとか電子マネーの併用によって商店街個々の負担が増えるケースがあるのではないかという指摘もあります。それらはどうなのか。

また、メリットについては先ほど山田議員の答弁にありましたが、その点については答弁は省略してもよろしいかと思えます。

次に、農業10年ビジョン促進プロジェクトについてお伺いいたします。執行方針の中では令和6年6月に改訂するとありますが、政府は今の通常国会で食料・農業・農村基本法の改正の議論をこれから行おうとしております。改訂に当たり町内の各関係機関との十分な議論の時間も必要と考えます。昨日議会の常任委員会に10年ビジョンの素案が示されたわけですが、1年前倒ししてこの6月に策定する、その点についてはなかなか十分な説明がされていなかったように私は思っております。実質的な生産高に基づき、実態に沿った10年ビジョンの改訂に本当にしていただきたいと思えますが、この点について町長のお考えを伺います。

あわせて、6次産業化について、この点についてもさきの山田議員に重複する点がありますけれども、潜在的に眠っている町の魅力と呼び覚ますとして放牧酪農ジャージー牛のアイスマルクの加工やイタヤカエデのメープルシロップといった取組に積極的に支援するというのですが、これらの取組についてはまだ事業化されていない状況であります。そういう状況の中でどのように支援していくのか改めてお伺いします。

また、町の人材と地域資源の魅力を相乗効果を高める施策を推進するといえますか、この点については先ほども山田議員と重複しているので、よろしいかというふうに思えます。

次に、道の駅プロジェクトについてお伺いいたします。1点目は、道の駅の中にセブンイレブンが開業して丸1年が経過しようとしておりますが、コンビニを直営導入した効果はどうだったのか改めてする必要があるというふうに思っております。年間の入り込み数も100万人を達成しようとしているというふうなことも聞いております。期待していたような効果、テナントへの相乗効果等はあったのかどうか、その辺について町が判断している状況を教えていただきたいというふうに思っております。

また、一方24時間営業のコンビニがあるということを知らないドライバーが多くいるという声も聞いておりますので、これらについては町もt o b eといろいろな情報交換をしながら対策を今後進めてもらえればいなというふうに、これは私の感想ですので答弁は要りませんが、次の質問に移ります。

t o b eの6次産業化の取組についてですが、町内産品の6次化に大きく貢献したと。大豆を使ったきな粉のパンとか、いろいろ大きな成果があったという評価されておりますけれども、本来の目的は、私なりに思っていたのは、当別の生産者が道の駅の施設を利用して6次産業化に取り組み、そこで農家所得を上げていく、そういう中で6次産業化を育

成するための道の駅関連施設というふう当初は思っていたわけですが、農業10年ビジョンの中でも6次産業化という取組をされておりまして、その辺私は一度一体化した取組ということも併せて検討し、いま一度検証してはどうかと思っておりますが、この点についてお伺いをしたいというふうに思っております。

次に、道の駅の駐車場の除排雪業務を新年度より町が行うということですが、これまでt o b eが開業以来駐車場の除排雪をやっていた、その実態はどうだったのか、まずお知らせをお願いしたいと思いますし、町の除雪請負業者においてもなかなかの、オペレーターの人材の不足とかいろいろありますので、町の除雪体制に支障はないのかどうか、その点。そして、駐車場の除排雪費用を全額町が負担するということになるわけですが、この背景には町の一括発注のほうがいろんな意味で経費が削減できる、抑えられるという判断かと思っておりますけれども、その点について確認をさせていただきたいと思っております。

また、道の駅の駐車場の除排雪の実態を私なりに見ていると、やはり堆雪するスペースが非常に多いと、それを処理する費用がなかなかないので、冬期間は非常に駐車場が狭くなっているという実情があると思っております。そういう意味で今後駐車場の用地の拡大等も国と協議を進めるべきではないかなという、これは私の意見ですので答弁は要りませんが、今後予算委員会等の中でも改めて議論を提案させていただきたいと思っております。

次の質問ですが、道の駅の施設建設から早いもので7年を経過しているとあります。新年度から計画的に修繕整備に取り組むということで、そういう時期に入ったのだなというふうに思っております。そういう意味で修繕計画の概要とか、どういう期間をかけて、そして修繕の費用はどのぐらいになるのだろうかという、そういう見込みについてt o b eとの打合せの中でも検討されていればお示しをさせていただきたいと思っております。そういう意味では道の駅や関連施設の修繕費用については私は基金等を、特別な基金等をつくるべきではないかというような意見も持っておりますけれども、これも先ほどの道の駅の駐車場の関係と同じように今後予算委員会やらそういう機会があれば町長に提案していきたいというふうに思っておりますので、その点については答弁は要りません。

次に、駅周辺開発プロジェクトについてお聞きいたします。1つ目は、コンパクトなまちづくりの推進に向けて当別駅及び太美駅を中心に低未利用地の積極的な活用に取り組むということですが、引き続き駅周辺の利便性を高めるともあります。しかし、これらの整備計画ははっきりしたものではなく、いまだに漠然としたままであります。昨年度の当別駅近くの民間事業者による複合ビル建設計画見直しの動きに新年度は町として積極的に関与していくべきと考えますが、お伺いいたします。あわせて、J A北いしかりを含めた当別駅周辺の再編計画もこれからやろうとしている総合計画の見直しの中で検討すべきではないかと思っておりますが、お伺いいたします。

次の質問ですが、太美駅南口乗降口はJ R側が昨年整備していただきました。しかしながら、接続する町道側部分がいまだに未整備のままであり、多くの町民が不便を感じているところであります。町として今後太美駅南側の整備計画を早急に策定すべきであると考

えます。さらに、シーズンを通して交通安全対策や人口増加対策として一番の対策と私は思っておりますが、道の駅とうべつと太美駅の間、町道17線について昨年当別町が愛称を決めましたけれども、北欧の風通りだったかな、我々は通称町道17線と言っていますけれども、そこを総合計画の見直しに併せて都市計画による都市計画街路に加えて、今から将来の人口増対策に向けた検討はしてはどうかということでお伺いをいたします。

次に、公共交通活性化プロジェクトについてお伺いいたします。自動運転バスなど新技術の実証を通じ地域公共交通課題解決へつなげるとありますが、どんな課題を実証運転を通じ解決しようとするのか、新年度は何をするのかお伺いをいたします。

ちょっと質問の順番が、飛ばしてしましまして戻って質問いたしますが、次に新しいまちの顔づくりプロジェクトについてですが、昨年の夏、ロイズタウン駅からロイズタウン工場までの区間において自動運転バスの実証運行に取り組み、大きなPR効果がありました。さらに、この冬期間も積雪期間での実証運転を行ったとあります。新年度は北欧の風道の駅とうべつまで運行エリアを拡大して信号協調などの自動運転バスの実証運行に取り組むとなっております。この自動運転の実証運行事業が新年度以降どうにぎわい創出事業につながるのか、具体的な展望があるのかお伺いをいたします。

この自動運転の実証運行は、当初私は国からの補助事業で新駅、ロイズタウン駅とその周辺整備と太美駅の間を面的な整備の一環として5Gの通信インフラやスマート農業への活用を考えているという、そのような説明があったというふうに記憶しております。執行方針の中で周遊観光の促進による交流人口の増加というお話も先ほどありましたけれども、自動運転バスの事業化を町が目指しているのかどうか、そして今後の事業主体をどう考えているのかお伺いいたします。仮に町に新たな、この事業によって新たな事業負担が生じるようであれば、これはやはり今から当然議論すべき課題で多くの問題があるのかなというふうに感じております。

最後になりますけれども、執行方針の中で終わりというところがあります。そこを読んでちょっと感じたのは、企業版ふるさと納税制度などを用いた財源の確保に向けて職員の営業力の強化といった意識改革を行う、図るということが書いてありました。そこで、これまでトータルで企業版ふるさと納税によって財源どれほど確保されてきたのかということをお伺いさせていただきます。そして、令和6年度末では全てが新しいまちの顔づくりプロジェクト基金のほうに行っているとすれば1億7,150万程度が基金として、ふるさと納税の企業版でいただいた基金はそのくらいあるのかなというふうに思っていますけれども、これらの企業版ふるさと納税の地方創生に取り組む事業として活用されている、そういう性質の税金ですけれども、それらの成果と今後のその活用の見通しについて最後にお伺いしたいと思います。というのは、企業版ふるさと納税の税額控除の特別控除が令和6年度でなくなるのではないかと、そういう話が聞こえていますので、その辺の活用の見通しをお伺いしたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、財源の確保は行政にとって大変大事なことであります。職員

の意識改革は、営業力の強化というより財源の確保と無駄を省くことだと私は思っております。新年度は財源の基盤である税収入も前年度より減収予想であります。特にふるさと納税も前年度より6億円の減収見込みということのようであります。町民にとって公平で安定した財源を確保することは当然であります。新年度においても引き続き町長を先頭に全職員一丸となって財源確保と無駄を省くことに取り組んでいただいで令和6年度を執行されることを期待して、緑風会の代表質問といたします。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

ここで10分間休憩を取ります。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

会派緑風会、島田君の代表質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 会派緑風会、島田議員の代表質問にお答えをいたします。

初めに、企業誘致推進プロジェクト、企業立地の優遇税制についてでありますけれども、本町は工業団地を有していないため、用地取得費の半額を補助するという他の市町村よりも手厚い優遇制度を打ち出し、事業者からも好評を得ております。この制度は、情勢の変化や事業者のニーズを的確に捉え、適宜見直しを行ってまいります。ご指摘のサツドラ出店への支援につきましては、用地取得に係る経費の2分の1を補助することとしております。

また、地下水や地盤など詳細な土地の情報の提供については、立地する場所や条件などにより異なることから、事業者と十分な協議を行い、柔軟に対応してまいります。新年度において企業誘致に関する基礎調査を実施する予定はありませんが、道内外で開催される企業誘致セミナーに積極的に参加し、本町の優遇制度や交通利便性の高い国道337号沿線の企業誘致ゾーンを積極的にPRしてまいります。

次に、西当別支所の名称についてのご質問がありましたが、このたび私が執行方針の中で名称を西当別支所といたしましたのは、3月1日付で議案を提出させていただいたこと

から、議案審議をいただくことは承知しておりますが、仮称を取った西当別支所として申し上げます。

また、地域住民への周知に関するご質問がありましたけれども、工事の進み方次第になりますけれども、新年度早々には町の広報やホームページなどで、あるいは行政推進委員会など、あらゆる機会を通じて設置目的ですとか新たに提供できる行政サービス等について周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域の要望などは生かされるのかとのご質問でありますけれども、今後検討を進めていく多目的スペースの活用方法や開設後の窓口対応の拡充について可能な限り地域の声を反映させてまいりたいと考えております。なお、現時点での支所概要についてであります。12月定例会の総務文教常任委員会で担当から説明したとおり、職員配置につきましては管理職を含め正職員3名、会計年度任用職員2名を想定しており、取扱業務につきましては現在出張所で実施している業務を引き継ぐことはもちろん、転入、転出手続や印鑑登録手続、各種証明書の発行、申請等の受け付け、リモート窓口での相談など、太美出張所よりも拡大することとなります。また、支所の設備につきましてはオストメイト対応の多目的トイレや授乳室、キッズスペースを設置するとともにWi-Fi環境も整備し、地域の皆さんが安心して利用できる支所となるよう開設に向け準備を進めてまいりたいと思います。

次に、商工業活性化プロジェクト、当別EZOCA発行による商店街への影響やメリットについてであります。これまでの町内でしかためられない使えないポイントカードからEZOCAに移行することにより、EZOCAポイントをためている方や町外の方が町内のお店を訪れる動機づけとなり、町内事業者の集客力や売上げの向上につながることを期待しております。

また、メリットにつきましては会派清流、山田議員に対する答弁で理解したということでありましたけれども、当別EZOCAを活用し町内経済が活性化する仕組みを構築することができる、そのことが最大のメリットと考えております。

次に、当別農業10年ビジョンの見直しについてのご質問でありますけれども、食料・農業・農村基本法の改正につきましては、基本法制定後の約20年間における情勢の変化と今後20年を見据えた課題を踏まえ見直しの方向が示されております。当別町農業におきましても基本法改正の背景にある農業従事者の急速な減少や持続性に関する国際議論の高まりなど社会情勢の変化は同様の課題であることから、法改正の議論もビジョン見直しの参考としております。新たな農業ビジョンの策定に当たりましては、法改正の背景にある課題に加え、直面する課題である水田活用の直接支払交付金の見直しなど社会情勢の変化にどう対応していくべきか農業関係団体に対してのグループインタビューを行い、必要な対策を検討してまいりました。6月の改定に向けてパブリックコメントを実施し、町の実態を踏まえた実効性の高いビジョンとなるよう取り進めてまいります。

次に、6次産業化に関するご質問であります。町では有機農産物、グラスフェッドミ

ルク、メープルシロップなど特色のある商品の魅力をさらに高めるために高付加価値化に取り組む生産者や食品関連事業者をマッチングする商談会を開催し、新たな商品開発や販路拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、道の駅プロジェクトに対するご質問にお答えをいたします。セブンイレブン開業の効果についてであります。令和5年度のレストランや各テナントの販売実績においては前年度比で増加していると株式会社t o b eより報告を受けており、町といたしましては一定の相乗効果があったものとして認識をしております。ただ、セブンイレブン自体の販売実績においては目標の売上高には至っていない状況であるということも伺っております。今後売上げがどう推移するか注視してまいりたいと思っております。

株式会社t o b eの6次産業化の取組についてであります。島田議員ご指摘のとおり町の6次産業化は生産者が自ら取り組むことも重要なことであると思っております。株式会社t o b eは地域商社としての機能もあり、町内産品を活用した商品開発や販売促進に努めることも会社設立の目的となっております。私といたしましては株式会社t o b eには道の駅の管理運営の業務以外の6次産業化の取組にも大いに期待をしております。町全体の6次産業化の取組につきましては、道の駅プロジェクトの枠を超えて町内の農業生産者や農業関係団体、商工会や商工業者の意識醸成を図り進めていくものであると認識しており、その手助けを株式会社t o b eにも担っていただきたいと考えております。

次に、道の駅の駐車場の除排雪業務についてであります。これまでの道の駅駐車場の除排雪業務は道の駅指定管理者である株式会社t o b eが環境整備協同組合に委託し、町内事業者により実施してきており、特段の問題もなく堆雪、大雪時においても滞ることなく作業が行われております。株式会社t o b eとの協議により、以下の3点の理由により新年度から町が発注する方式に変更してまいります。その理由の1点目といたしましては、令和5年度までは除排雪費用を道の駅の管理運営経費として指定管理料に含めて町から指定管理者に支出し、管理業務の一環として株式会社t o b eが発注する方式で実施していましたが、昨今著しい人件費、燃料費の高騰が見られることから、これらに適宜対応できるようにする必要があると考えたためであります。2点目といたしましては、道の駅駐車場の除排雪業務は、その面積からも作業規模も大きく、その業務を担っているのが町道等の除排雪業者も請け負っている事業者である状況から、これらは一体的に進めていく必要があり、町の除排雪業務と併せて一括発注したほうがよいとの判断に至ったためであります。3点目といたしましては、株式会社t o b eは冬場の売上向上に鋭意努めておりますが、そのことにさらに集中して取り組めるよう指定管理内容を見直し、冬場の管理業務の軽減を図るためであります。以上3点の理由により道の駅駐車場の除排雪業務を町が発注で委託するように変更いたしました。作業内容は変更になるものではなく、町の除排雪作業を担っていただいている環境整備協同組合の負担が増えることもありません。

また、町が発注費用を全額負担するようになるのかとのお尋ねであります。先ほど

も触れましたが、道の駅費の中で指定管理料に含めていたものを除排雪委託料として抽出し、予算計上したものでありますので、これまでと同様町が全額負担することには変わりはありません。

次に、道の駅施設の修繕整備についてであります。経年劣化等による設備の修繕、整備の必要性が生じており、新年度予算において修繕の経費を予算計上しております。予算編成作業の中で今後10年間に想定される修繕内容を精査しており、駐車場、浄化槽、冷暖房、屋根、外壁、トイレなどの各設備の修繕、更新整備に10年間で約7,000万円の費用がかかるものと見込んでおります。今後も設備の耐用年数や劣化具合を勘案し、優先順位を見極めながら必要な修繕整備を実施してまいります。

次に、駅周辺再開発プロジェクトについてのご質問であります。民間ビルの建設につきましては昨年の12月定例会にて島田議員の一般質問にお答えしたとおり、建設計画の見直し検討が進められております。駅周辺開発は多額の費用を要する事業であり、町単独で事業計画を持つことは困難であるため、民間活力の導入が必要不可欠となりますが、事業実現に必要な都市構造再編集中支援事業による駅周辺のにぎわい創出や利便性の向上を図る検討のほか、駅周辺に限らず民間事業者と連携し、未利用宅地の活用により住環境の整備を進め、定住人口の増加を図っていくことも必要であると考えております。当別駅周辺の再編計画につきましてはJ A北いしかりの意向が重要であります。近年の建築費高騰や資材不足の影響により札幌駅周辺の再開発事業が延期されるなど、大規模事業の計画には慎重な判断が必要であります。まずは現在進めている事業を着実に進め、駅前開発については新庁舎建設の時期も見定めながら検討を進めていきたいと考えております。

太美駅南口側の整備計画につきましては、点的な整備、点の整備ではなく、周辺道路、民間敷地を含めた面的整備が必要であり、多額の事業費が見込まれることから、宅地需要の高まりや民間事業者の動向等を注視しながら検討を進めてまいります。都市計画道路は、人や物の円滑な移動を確保する交通機能としての役割など都市の骨格を形成する道路網であります。議員ご指摘の道路につきましては太美駅から道の駅とうべつを結ぶ主要道路であります。都市計画道路とするには太美市街地やロイズタウン駅周辺と一体となった道路網の形成が必要となりますので、今後これらエリアの人や物の移動等の推移を見つつ、検討を進めていきたいと考えております。

次に、新しいまちの顔づくりプロジェクトについてのご質問であります。自動運転バスを活用したロイズタウン駅周辺のにぎわいづくりにつきましては、夏の実証運行で約2,500人の方に乗車いただき、ロイズタウン駅前広場で開催されましたバスまつりには約3,000人の方が来場いただくなど多くのにぎわいを生むことができました。自動運転バスによるにぎわいづくりは特徴的であり、1月に開催されました札幌モビリティショーでは道内の自動運転バスの代表的な取組として今回の実証運行で利用したバスが展示されるなど、PR効果は大きいと考えており、さらなる交流人口の増加のため新年度についても継続した取組をしていきたいと考えております。

ロイズタウン駅周辺は、新技術の実証フィールドとして5Gを活用した自動運転バスやスマート農業の推進を目指しており、このような事業展開により周辺の面的整備に波及をさせたいと考えております。実証事業につきましては、新しいまちの顔づくりプロジェクト基金の活用と国の補助金を活用した事業の比較で町にとっても有利となる選択をしており、新年度も引き続き基金を活用した事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、町が目指す周遊観光促進についてであります。町ではロイズタウン駅を拠点に道の駅とうべつやロイズタウン工場といった複数の観光施設を周遊できる環境をつくり、相乗効果を生み出すことを目指しておりますが、この実現に向け自動運転バスという新たなモビリティの活用を通じ、その効果をより発揮することを期待し、導入したものであります。もちろん公共交通の運転手不足という視点で考えますと自動運転バスの実証運行は非常に重要と認識しており、議員ご指摘の事業負担や事業主体の在り方については公共交通活性化プロジェクトの課題として今後検証を進める必要があるものと認識しております。

次に、公共交通活性化プロジェクトに対するご質問にお答えをいたします。自動運転バスなど新技術の実証と地域公共交通の課題解決、新年度の取組についてのご質問であります。昨今公共交通、主に路線バスを担う運転手不足と、それに伴う減便等について非常に多くの報道がなされております。幸いにして本町のコミュニティバスにおいては運行事業者の努力もあり、現時点でこのような事態は生じておりませんが、決して余裕のある人員体制ではないと伺っております。

こうした状況の中、今年度実施したレベルスリー相当の自動運転バスの実証運行においてもオペレーター、いわゆる運転手は必要となりますが、現状の運転業務と比べ、その技術的、心理的負担が軽減されることから、公共交通の担い手となるハードルも低くなり、結果として運転手不足という課題解決へつながるものであると期待しております。

なお、新年度につきましては道の駅まで距離を延長した実証運行に加え、特定条件下における完全自動運転を見据えた交通信号機と自動運転バス車両との協調実験を行うなど、新しい取組にチャレンジしてまいります。

最後に、企業版ふるさと納税を用いた財源確保についてのご質問にお答えをいたします。まず、これまでどれだけの財源が確保されたのかとのご質問であります。現行制度が始まった令和2年度からこれまでで寄附企業側が公表可としている寄附額の合計は9億9,640万円、企業側が公表できるとしている寄附額が9億9,640万円となっております。

次に、令和5年度末の残額予定についてであります。現行制度では会計年度単位での事業完了が原則となっており、複数年にわたる場合は特定のもののみに限定されていることが明確に定められた基金への積立が必要となります。本町でこの要件に該当する基金は新しいまちの顔づくりプロジェクト基金のみであるため、この基金の残額7,779万6,503円が企業版ふるさと納税の令和5年度末残額見込みとなります。

次に、活用した地方創生事業と寄附企業の要望についてのご質問であります。これま

でロイズタウン駅の駅周辺整備事業やロイズタウン駅のにぎわい創出事業、新築住宅購入支援事業、学校への木質バイオマスボイラー導入事業、幼保プログラミング事業など、第2期総合戦略の各プロジェクトを推進するための事業へ活用させていただいております。なお、活用するプロジェクトや事業につきましては、あらかじめ寄附企業からの要望または寄附手続上の申出によって決定をしております。

最後に、その成果と今後の活用見通しについてであります。成果といたしましては、寄附による財源確保により各事業が着実に実施され、それぞれのプロジェクトの課題解決やKPI目標値達成に向けた事業推進が図られたことでもあります。また、今後の見通しにつきましては、現行制度が令和6年度末までとなっておりますので、新しいまちの顔づくりプロジェクト基金の残額を令和6年度中に全て執行する予定であります。なお、令和7年度以降につきましては現時点において制度詳細が未決定でありますので、引き続き情報収集に努めつつ、今後の制度活用について検討を進める考えであります。

以上、島田議員の代表質問に対する答弁といたしますが、今後も、島田議員が最後にご指摘をされました財源の確保と無駄を省くという点で来年度の予算編成もいたしておりますので、そういったことに力点を置きながら、しっかりと財源を確保しつつ、挑戦できる事業内容としていきたいというふうに思っておりますので、今日からの予算委員会での審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 以上で島田君の質問を終わります。

次に、会派公明、佐々木君の質問であります。持ち時間は20分です。

佐々木君。

○5番（佐々木常子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、会派公明を代表いたしまして町長の町政執行方針に対しまして代表質問させていただきます。

質問の前に、1月1日の能登半島地震におきましてお亡くなりになりました方々へお悔やみ申し上げますとともに、今なお大変な思いをされている皆様へお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を願っております。

初めに、農業10年ビジョン推進についてですが、近年新規就農が順調に進んでいるようで大変よかったと思っております。新たな担い手の育成では、地域おこし協力隊の体制を維持しつつ、就農に向けた研修体制の充実を図るため、新たに道外からの就農ニーズにも対応したインターン制度を導入、6次産業化や農業経営の法人化に新たにチャレンジする農業者を支援するため、当別町農業総合支援センターと連携し、農業経営塾の内容を充実するなど担い手対策の一層の強化を図りますとありました。この2月に地域おこし協力隊農業支援員の募集がありましたが、募集において男女の差はありませんでしたが、女性の活躍という面で農業女子への働きかけなどもあったらよいのではないかと思います。北海道では若い女性の人口流出が非常に多く、男女の比率がアンバランスになっています。様々な対策を図っていく中に、当別町においても農業女子への働きかけるという視点は重要と考えますが、お考えをお伺ひいたします。

次に、子育て世代応援プロジェクトについて。公園施設長寿命化計画に基づき、阿蘇公園の修景池の更新を行い、子育て世代はもとより幅広い世帯に向けた憩いの場としての公園機能の再生を図りますとありました。町内には多くの都市公園があり、老朽化などによって遊具が撤去されたままの状態や一部使用できない状態となっている遊具などが見受けられます。一例を挙げますと、ある遊具が壊れ、黄色のテープでぐるぐると囲っておりましたが、風によるのか、子どもたちが遊んでいる間になるのか、破けて危険を知らせることすらできていないところもありました。昨年も危険だとの町民の声をいただき、テープの張り直しをしていただきました。このような状況の中から、その一つとして新年度は公園施設長寿命化計画に基づき、阿蘇公園の修景池の整備を行うものと認識しております。そこで、公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の整備であります。多くの修繕遊具などがある中で、執行方針でもありましたように、公園機能の再生といった点からも、公園施設長寿命化計画策定や優先順位の見直しといった当初計画の見直しについて町長のお考えをお伺いいたします。

次に、子ども未来課の移管について。こども家庭センター設置へ向けての1段階なのかと捉えましたが、子ども未来課の町部局への移管とは、今まで保健福祉課と子ども未来課にまたがっていたところを一つにしていくということでしょうか。また、こども家庭センター設置の意義は妊娠から継続して家族丸ごと支援していくということだと思いますが、学校に上がったところから、支援は継続されるが、教育委員会所管に移るという考え方でしょうか。また、所管替えをすることによりどのような効果を見込まれているのか、以上3点についてお伺いいたします。

次に、災害に強いまちづくりプロジェクト、防災について。非常に大切なことだと思います。能登半島地震からも学ぶものがたくさんありました。自助の意識を高めるために防災セミナーや出前講座の実施とありましたが、何度も何度も声をかける、あらゆる角度からの声かけが必要だと思います。広報などにも水とトイレの備蓄をとの呼びかけを載せるなど、幅広くいろいろな方法を用いて意識づけを続けなければなかなか浸透していかないと思います。また、町民の方からも声が上がっておりますが、コロナ禍で行われなかった訓練を再開するとともに、1泊の避難訓練、冬の避難訓練も行っていくというお考えはあるか、お伺いいたします。

また、高齢者や女性などといった多様な視点を防災に関する各種計画やマニュアルに反映するとありましたが、このことに関して4点お伺いいたします。1つ目、高齢者や女性などといった多様な視点という点では、ぜひ各種計画やマニュアルなどの策定の折には女性も多く参加できるような体制づくり、仕組みづくりをつくっていただきたいと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。2番目、各種計画の中でも個別避難計画、要支援者の避難計画ですが、進んでいる自治会をモデルとして進めていくとのことでしたが、個人情報の問題も大きく、また支える側も高齢化により不足しているなど問題が山積みだと思います。特に個人情報問題は難しく、それぞれの自治会が取組を進めていけるよう町

が体制づくりの後押しをすることが必要だと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。3番目、透析を受けなければならない方などの避難についてはどのようにお考えでしょうか。4番目、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児など避難する際、やはり福祉避難所が近くにあることが望まれます。現在福祉避難所は本町地区のゆとろ1か所ですが、西当別地区にも福祉避難所を指定する考えがあるのかお伺いいたします。

最後に、地域福祉推進プロジェクトについて。北海道医療大学、地域包括支援センター、町の3者が協働で実施しているフレイル予防教室が3年を迎え、また成人及び後期高齢者歯科健診事業、保健事業と介護予防の一体的実施にも取り組み、人生100年の時代を支える町の実現を目指していくとありました。とても大切で、今までも価値のある事業や取組がなされてきたと評価しております。今後さらに民間の知恵と力を加え、幾つになっても元気でいられる町として町全体で取り組んでいく。高齢化が進む町民の方々も安心であり、希望のある町になっていくのではないかと考えます。介護予防の大切さが町民皆さんへ伝わり、健康寿命が延びていくことを期待しております。町長のお考えをお伺いいたします。

以上で会派公明の代表質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 会派公明、佐々木君の代表質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

○町長（後藤正洋君） 会派公明、佐々木議員の代表質問にお答えをいたします。

初めに、ご質問にありました農業女子に関するご質問でありますけれども、昨年11月、平成27年に当別町で新規就農されたご夫婦が北海道新規就農優良農業経営者として最優秀賞を受賞をされました。夫婦お互いが経営者として研さんをし、経営の安定を図る工夫を積み重ね、経営を確立された姿が今後の就農希望者にとって大きな励みになると評価されたところであります。このように、農業経営の発展には女性の経営参画は非常に重要であることから、当別町農業総合支援センターが開催する農業経営塾において夫婦での受講を呼びかけたり、生産技術だけではなくて経営管理、6次化やマーケティング手法など幅広い分野で知識を習得できる環境を整えております。また、首都圏や札幌市で開催されます新規就農フェアなどの就農相談においては、全体の約3割が夫婦や女性の方からの相談であると聞いております。令和6年度からは1名の女性の方が新たに町内で研修することが決定しており、この方は現在募集している地域おこし協力隊にも応募されている状況であります。このような農業を志す女性の方に対しても、町内の女性農業者の活躍を広く発信することで当別町農業に魅力を感じていただき、男性、女性にこだわることなく、多様な担い手の確保に結びつくよう引き続き積極的に周知に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公園施設長寿命化計画策定や優先順位の見直しについてのご質問でありますけれども、長寿命化計画は平成27年に遊具等の劣化の状況ですとか耐用年数を考慮し、策定いたしました。本計画は当初計画より10年が経過することから、令和7年度に改めて点検をし、計画変更を行う予定としております。また、長寿命化計画に基づかない都市公園等の

施設につきましては、引き続き地域の声を聞きながら計画的に進めてまいります。

次に、子ども未来課の移管についてのご質問でありますけれども、こども家庭庁が進めるこども家庭センターの設置について、12月定例議会での佐々木議員の一般質問に教育長から答弁がありましたとおり、私といたしましても十分に協議を重ねて進めなければならないと考えているところであります。その前段階として保健福祉課と子ども未来課が所管している妊産婦、子ども、子育て中の保護者などの支援をしっかりと行える体制整備を私の管理の下で一括して進めていきたいと考え、このたび教育委員会所管の子ども未来課を町部局に移管することといたしました。こども家庭センターの設置に関しましては、複数の部署に事務事業がまたがっていることから、当別町の現状に沿ったものとするため、関係部署間での調整、整理を慎重かつ丁寧に進めなければならないと考えております。また、議員のおっしゃっているとおり、こども家庭センターは妊娠期から切れ目なく個々の家庭に応じた支援を行うものでありますので、子どもが学校に上がったからといって教育委員会所管になりますとか、子どもが学校に上がったからといってこども家庭センターでは支援しませんというものではありません。なお、学校での教育に関する事案につきましては、これまでどおり学校や教育委員会に対応いただきつつ、その必要性に応じ、こども家庭センターも関わっていくということになると考えております。

次に、所管替えによる効果としては、こども家庭庁の施策への対応と子育て支援の推進、そして少子化対策の一層の強化が図られるものと考えております。

次に、災害に強いまちづくりプロジェクトについてのご質問でありますけれども、初めに1泊の避難訓練や冬の避難訓練を行う考えはあるかのご質問でありますけれども、令和6年度につきましては社会福祉協議会との共催により1泊2日の日程で子ども対象の防災キャンプを計画しております。また、冬の避難訓練につきましては、まずは冬期間を想定した図上訓練を実施していきたいと考えております。

次に、各種計画やマニュアルの作成時に女性が多く参加できるような体制や仕組みについてのご質問でありますけれども、各種防災事業において女性が参加しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時要支援者の個別避難計画の策定に当たって、それぞれの自治会が取組を進めていけるよう町が体制づくりを後押しすることが必要では及び透析を受けなければならない方などの避難についてのご質問についてであります。個別避難計画の策定につきましては、昨年9月議会での角田議員からの一般質問にお答えしたとおり、町はもちろんのこと、町内会や自主防災組織、民生児童委員、福祉、介護の専門職など要支援者と密接につながりのある関係機関と十分に協議を行い策定していく計画であります。まずはモデル地区において先行的に策定を進める予定ですが、その過程で透析患者を含む災害時要支援者の避難方法などについても具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、西当別地区の福祉避難所の指定に関するご質問でありますけれども、公共施設のみならず、社会福祉施設などの民間施設も含め設置の可能性について検討してまいりたい

と思います。

次に、これまでの取組にさらに民間の知恵と力を加え、幾つになっても元気でいられる町として町全体で取り組んでみてはとのご質問であります。町では人生100年の時代を支える町の実現のために、総合計画では元気なまちづくり、総合戦略では住み続けたい町の形成、地域福祉計画では住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる町、高齢者保健福祉計画におきましては住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりなどを掲げ、これまでも民間企業や関係機関と密接に連携するなど町全体で取り組んでまいりました。今後も介護予防をはじめとする地域福祉を効果的に推進するため、より一層の連携を図りながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、会派公明、佐々木議員の代表質問に対する私からの答弁といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で佐々木君の代表質問を終わります。

ここで休憩とし、午後 1 時15分より再開し、日程第 9 から審議に入ります。

休憩 午後 零時 13分

再開 午後 1時 15分

○議長（高谷 茂君） 再開します。



◎議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 17 号の上程、説明、付託

○議長（高谷 茂君） 日程第 9、議案第 6 号から第17号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま一括議題となりました議案第 6 号から議案第17号までの関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

初めに、議案第 6 号 令和 6 年度当別町一般会計予算についてであります。令和 6 年度の一般会計予算は、歳入歳出の総額を125億5,054万6,000円とし、対前年度比では 8 億 5,367万5,000円、率にいたしまして6.4%の減となっております。歳出を款別に申し上げますと、議会費は対前年度比5.0%増の8,964万9,000円、総務費は16.8%減の29億9,150万 2,000円、民生費は8.0%減の24億8,172万円、衛生費は28.2%減の 6 億7,025万7,000円、

農林水産業費は9.2%増の5億9,997万3,000円、商工労働費は175.4%増の1億3,839万7,000円、土木費は15.8%増の19億588万6,000円、消防費は8.9%増の5億4,236万3,000円、教育費は23.1%減の7億3,498万7,000円、災害復旧費は前年度同額の5,000円、公債費は3.5%増の8億5,783万7,000円、職員費は1.7%減の15億3,297万円、予備費は前年度同額の500万円であります。この財源といたしましては、町税は対前年度比1.1%減の19億7,067万6,000円、地方交付税は1.0%減の37億7,407万2,000円、国庫支出金は33.7%減の11億1,004万8,000円、寄附金は20.7%減の23億100万3,000円、繰入金は59.1%増の11億4,193万7,000円、町債は26.3%減の4億1,750万円などで処置いたしました。

次に、議案第7号 当別町支所設置条例制定についてであります。新たに当別町役場西当別支所を設置すること等に伴い、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第8号 当別町手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第9号 当別町定住促進条例の一部を改正する条例制定についてであります。町への定住を目的とした住宅取得の推進を図るべく、住宅購入に対する支援期間を延長するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第10号 令和6年度当別町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,992万8,000円といたしました。歳出の主なものは保険給付費15億877万5,000円、国民健康保険事業費納付金5億5,169万5,000円、保健事業費5,022万1,000円であり、この財源といたしましては国民健康保険税4億683万3,000円、道支出金15億6,997万5,000円、繰入金1億5,694万5,000円などで処置いたしました。

次に、議案第11号 当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。保険税率の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第12号 令和6年度当別町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,286万2,000円といたしました。歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金3億231万6,000円であり、この財源といたしましては後期高齢者医療保険料2億1,566万5,000円、繰入金9,526万7,000円などで処置いたしました。

次に、議案第13号 令和6年度当別町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億6,690万4,000円といたしました。歳出の主なものは総務費1,474万9,000円、保険給付費15億5,000万円、地域支援事業費1億32万円であり、この財源といたしましては保険料3億3,706万2,000円、国庫支出金3億8,448万6,000円、支払基金交付金4億3,180万6,000円、道支出金2億4,426万8,000円、繰入金2億6,907万2,000円などで処置いたしました。

次に、議案第14号 当別町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。介護保険法の規定により65歳以上である第1号被保険者の介護保険料の3年ごとの見直しを行い、第9期当別町介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの

保険料については基準月額を前期より160円減額の5,500円とし、併せて保険料の段階の見直しにより高所得者の保険料の引上げや低所得者の保険料のさらなる軽減を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第15号 令和6年度当別町介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,678万8,000円といたしました。歳出の主なものは総務費279万5,000円、サービス事業費6,379万3,000円であり、この財源といたしましてはサービス収入6,152万7,000円、繰入金525万6,000円などで処置いたしました。

次に、議案第16号 令和6年度当別町水道事業会計予算についてであります。初めに収益的収入及び支出予算について、収入予定総額を6億5,474万2,000円といたしました。その主なものは、営業収益4億3,722万9,000円、営業外収益2億1,751万3,000円であります。また、支出予定総額を6億3,510万7,000円といたしました。その主なものは、営業費用6億1,142万8,000円、営業外費用2,332万9,000円などであります。次に、資本的収入及び支出予算について、収入予定総額を1億4,082万円といたしました。その主なものは、企業債1億4,010万円などあります。また、支出予定総額を3億592万8,000円といたしました。その主なものは、建設改良費2億2,612万7,000円、企業債償還金7,980万1,000円などあります。

次に、議案第17号 令和6年度当別町下水道事業会計予算についてであります。初めに収益的収入及び支出予算について、収入予定総額を8億9,303万2,000円といたしました。その主なものは、営業収益2億7,670万6,000円、営業外収益6億74万3,000円、特別利益1,558万3,000円であります。また、支出予定総額を8億7,688万4,000円といたしました。その主なものは、営業費用7億9,750万8,000円、営業外費用6,851万円、特別損失1,046万6,000円などあります。次に、資本的収入及び支出予算について、収入予定総額を2億9,849万円といたしました。その主なものは、企業債1億9,700万円、補助金1億円などあります。また、支出予定総額を6億932万1,000円といたしました。その主なものは、建設改良費2億4,927万4,000円、企業債償還金3億6,004万7,000円などあります。

以上、議案12件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（高谷 茂君） お諮りします。

本案については、議長を除く全議員をもって構成する令和6年度当別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議長を除く全議員をもって構成する令和6年度当別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、委員会条例第9条第1項の規定により正副委員長の互選をお願いします。

休憩します。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時34分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

正副委員長の互選の結果が議長の手元に届いております。委員長、山田明君、副委員長、佐々木常子君であります。

それでは、委員長のご挨拶をお願いします。

○令和6年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長（山田 明君） ただいま令和6年度当別町各会計予算審査特別委員会の委員長を拝命いたしました山田でございます。また、副委員長には佐々木常子委員であります。どうぞよろしくお願ひいたします。本特別委員会に付託されました予算は、当別町の諸課題に取り組むとともに、当別町の将来の方向性を決める大変重要なものであります。委員の皆様には十分理解していることと思っておりますが、闊達な議論、建設的なご意見により審査に臨んでいただくことをお願ひいたします。佐々木副委員長共々微力ではありますが、その責務を果たしてまいりたいと考えております。委員の皆様、そして町長、参与の皆様には本委員会を円滑に運営できますようご協力をお願ひいたします。

簡単ではございますが、以上をもちまして就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（高谷 茂君） ただいま設置されました令和6年度当別町各会計予算審査特別委員会の審査は、議会休会中に行うものといたします。

お諮りします。議案審査のため、明日から3月10日までの4日間、3月13日と14日の2日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、明日から3月10日までの4日間、3月13日と14日の2日間を休会とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

3月11日に会議を開き、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

(午後 1時37分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第1回当別町議会定例会 第3日

令和6年3月11日（月曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	角田 広佑 君	2番	海野 学 君
3番	芳形 幸夫 君	4番	櫻井 紀栄 君
5番	佐々木 常子 君	6番	佐藤 立 君
7番	西村 良伸 君	8番	五十嵐 信子 君
9番	山崎 公司 君	10番	秋場 信一 君
11番	山田 明 君	12番	古谷 陽一 君
13番	島田 裕司 君	14番	稲村 勝俊 君
15番	高谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後藤 正洋 君
副町長	岡部 一宏 君
総務部長	長谷川 明 君
総務課長	佐藤 剛一 君
財政課長	渡邊 大亮 君
企画部長	三上 晶 君
企画部参与	乗木 裕 君
住民環境部長	山崎 一 君
福祉部長	江口 昇 君
経済部長	森 淳一 君
経済部参与	長谷川 道廣 君
経済部参与	吉野 裕宜 君
建設水道部長	高松 悟志 君
教育 長	三澤 吏佐子 君
教育部長	山田 雅俊 君
農業委員会事務局長	野村 雅史 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事務局 長	熊谷 康弘 君
-------	---------

次 長 岸 本 昌 博 君
主 幹 玉 木 聰 美 君
主 任 角 谷 光 彦 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りをいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

1番 角 田 広 佑 君

8番 五十嵐 信 子 君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（高谷 茂君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

最初に、通告1番、櫻井君の質問であります。

櫻井君。

○4番（櫻井紀栄君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問を始めます。

町政執行方針の中でもご報告いただきましたが、子育てをする保護者と子どもたちが増えてきました。ホワイトアウトしても、除雪が大変でも当別町は子育てしやすいよとふとした会話の中で言えるような町にこれからなっていくことが何よりだと思います。今回の一般質問は、こども計画策定において保護者ニーズと緊急度の高いと考える子どもたちの放課後の居場所づくりと子どもの権利を守る養育費をテーマに一層ニーズが変化してきている現状と今後を見据えた議論を深めたいと思います。

初めに、子どもたちの放課後の居場所づくりについてお伺いいたします。児童館の機能

や必要性については、昨年3月の一般質問でも議論させていただきました。全国の公営児童館は減少しており、社会ニーズの多様化とともに今まで果たしてきた児童館の役割が変化してきている表れではないかと推察している。必要性をどう捉えるかより、町の子育て支援には何が必要かという面から検討すべき。児童館という形にとらわれずに多様化するニーズに沿い、子どもの居場所をつくる必要がある。当別町に適した子育て支援体制の在り方についてこども大綱の内容を見極め、町として一番最善の環境をどうつくっていいのかを検討していきたいとの答弁をいただいております。令和5年12月に示されましたこども家庭庁の放課後児童対策パッケージでは、児童館における小学校高学年や中、高校生世代を対象とする遊びのプログラムの開発を継続し、小学校高学年を中心とした放課後児童クラブ退所後の子どもの居場所を確保する。さらに、児童館の持つ居場所機能に着目し、機能強化を図るため児童館の施設整備の補助率をかき上げする。これらにより子どもの長期的、継続的な支援を行うことを目指すとあります。児童館は減少傾向に陥っていますが、児童館の持つ機能は重要視され、機能の拡充を求めた上で国としてもその環境整備を図ろうとしていることがうかがえます。前回の一般質問のやり取りの中でも町において多様化するニーズに沿った子どもの居場所をつくる必要があるというものの共通認識は図られていると感じました。

こども大綱が示され児童館機能が重要視された今、改めて児童生徒同士が放課後の時間に屋内で自由に交流ができる環境整備が必要と考えますが、こども大綱を踏まえて児童館機能の必要性をどのように捉え、今後町として当別町こども計画に盛り込んでいく考えはあるのかお伺いします。

当別町では小学生の放課後の過ごし方に関する子どもへのアンケートを実施していなかったもので、東京に本部を置き活動しています特定非営利法人の放課後NPOアフタースクールの昨年8月にインターネットアンケート調査会社のモニターを利用したウェブの独自調査を実施した結果を述べさせていただきますが、76.2%の小学生が放課後にもっと友達と遊びたいと回答したのに対して、友達と遊ぶのは週1回以下が70.9%と出ています。子どもからは、習い事や宿題で時間がないから遊べない、自分も友達も習い事があって予定が合わないことが多い、友達が学童をやめてしまったから一緒に遊べない、公園が近くにないといった時間、仲間、空間の3つの間に課題があることがうかがえました。

第2期当別町子ども・子育て支援事業計画の中で子育てに関する悩みの項目においては、保護者のアンケート結果によりますと小学生保護者では2番目に多い回答が子どもの友達付き合いのことで45.2%となっています。小学生保護者は子どもの交流や態度などを悩みに感じる割合が高く、子どもの成長に従ってコミュニケーションに関する悩みが多くなるという傾向がうかがわれます。子どもたちの居場所の一つでもある公園は天候に左右されます。以前議論させていただきましたが、総合体育館のロビーや白樺コミュニティーセンターなど、屋内の居場所の公共施設などはルールや人、環境による制約のため思うように遊べなかったり、集えない場合もあります。子ども自身の意思で過ごし方を決められる余

白が少ないことは子どものウェルビーイングにも影響し、現代の子どもを取り巻く様々な問題の深刻化につながっていきます。当別においてもプレイハウスに通う子どもと通っていない子どもとは放課後一緒に遊ぶことができないという課題があります。また、平成28年に行われた議会報告会では子どもが放課後集える場、例えばプレイハウスや図書館にスクールバスを利用する子どもの居場所をつくってほしいという切実な声もありました。数少ない子どもたちの人数でさらに線引きされ、遊ぶ機会がないのは寂しさもあります。保護者の就労状況に関係なく、プレイハウスに行っても、行っていなくても遊ぶ機会を持たせることは子どもたちや保護者にとって将来的な需要に対応していかなければならない課題です。

こども家庭庁の放課後児童クラブの実施と連携ガイドラインに紹介されています東京目黒区の緑が丘児童館があります。来館も帰宅も自由な児童館機能と登録制で生活スケジュールが定められているプレイハウスでは利用の仕方に異なる部分がありますが、子どもの成長を願い、子どもの遊びを豊かにするという目的は共通であり、児童館利用の子どもにも、プレイハウス利用の子どもにも職員は同じ子どもとして接しています。これは当別町においても取り入れるべき考え方だと思います。保護者の就労状況に左右されてはならないと感じますし、工夫によって解決される課題であるからです。昨年3月の一般質問でも教育長より子どもたちが活発に話し合う、この機会があるというのは非常に大事なことです。子どもたちが実際に話し合いをしながら答えを導き出すという教育をつくっていくことが大事、社会教育施設、既存のものを柔軟に活用して進めてまいりたいという答弁もいただきました。既存のシステムであるプレイハウスの機能を生かし、放課後サービスの拡充を図ること、プレイハウスの運営工夫により保護者の就労状況に関係なく子ども同士が交流できる場としてプレイハウスと児童館機能を付随させることで将来的な需要に対応する手段の一つとして挙げられますが、どう考えるかお伺いいたします。

また、子どもの居場所づくりの一つとして図書館も挙げられます。民間事業者として駅前ビルの計画の中に図書館機能を入れたりといった話が過去にありましたが、今後も民間の事業者と連携して事業を行う姿勢に変わりはないかお伺いいたします。

最後に、養育費についてお伺いいたします。子どもの7人に1人が貧困状況と言われており、ひとり親世帯の2世帯に1世帯が貧困という恐ろしい状況です。令和3年度全国ひとり親世帯等調査では、現在母子世帯において養育費の取決めをしている世帯は46.7%にすぎず、養育費を現在も受給している世帯は28.1%という大変低い数値になっており、養育費を受け取れずに泣き寝入りをしている子どもが多いのが今の日本です。諸外国では行政が主体となり養育費の確保に関する施策を当たり前に取り組んでいます。姉妹国であるスウェーデンをはじめ、ドイツ、フランスでは国による養育費の立替払い制度があり、アメリカ、イギリス、オーストラリアでは国による強制徴収制度が設けられています。一方、日本では諸外国と比べて国の取組が遅れており、こども大綱にも養育費に関する相談支援や取決めの強化を図るとの記載はあったものの、詳細な養育費請求の件については言及さ

れませんでした。令和3年5月1日に全面施行されました改正、民事執行法による財産開示手続や第三者からの情報取得手続など、養育費に関する強制執行の方策強化もされましたが、諸外国にはなかなか及ばない状況です。

子育て支援が手厚く羨ましいとの声上がる明石市では、養育費確保支援にも取り組んできています。民間保証会社と連携して養育費の立替えを試行的に実施したことを皮切りに市が単独で養育費を公的に立て替え、回収する全国初の制度を新設したほか、裁判所や公正役場で養育費の取決めをする際にかかる費用の補助も行っています。公正証書と呼ばれるものは毎月養育費を必ず支払うと取決めするものですが、それでも養育費を支払ってもらえないのが現状です。その場合弁護士に依頼し、相手先へ連絡をしてもらい、それでも応じない場合は強制執行という差押えによって養育費を受け取ることができます。しかし、養育費が未納になり、そこから手続を行うと一月半から長いと半年近くかかる場合もあります。養育費を毎月定額を受け取り、収入の一部となって生活が成り立つ家庭がそのほとんどですので、養育費の受け取りにスピード感を持って対応した明石市の取組はまさに救いの手と言えます。当別でも児童手当、児童扶養手当、乳幼児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成等たくさんの支援があることは存じています。しかし、そこでニュースタンダードになってくるであろう養育費の確保は先を見据えた施策だと感じます。養育費が支払われないときに養育費を支払うべき義務者に対して自治体が働きかけをし、それでも支払いがない場合に養育費を受け取るべき人に対して立替払いをした上で義務者に対して督促を実施するモデルに、子どもを社会全体で守り健やかに育ていくためにも町としてもこの制度を取り入れ、支援に取り組んでいってはいかがでしょうかお考えをお伺いいたします。

○議長（高谷 茂君） 櫻井君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） それでは、櫻井議員の一般質問にお答えをいたしますが、今回櫻井議員のほうから大きく2点いただいております、私のほうからは1の3と2の1について先に、後ほど教育長から答弁させますけれども、その順番でお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに民間活力を導入した事業についてのご質問でありますけれども、当別駅周辺での官民連携事業につきましては、島田議員の代表質問でもお答えしたとおり、建設を取りやめたというわけではなく、計画の見直し、検討が進められておりますので、引き続き民間事業者との連携を重視した事業を進める姿勢に変わりはありません。民間ビルに図書館機能を組み込むことで中心市街地のにぎわいづくりにつながる事業となりますので、今後とも民間事業者との協働を通じて駅周辺のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、教育費の立替えですとか、あるいは督促をする制度を取り入れてはどうかのご質問がありました。こども家庭庁では子どもの貧困対策について現在養育費に関する検討を含めて進めており、ご質問にありますとおりこども大綱では養育費の履行確保のため、

相談支援や取決めの促進についての強化を図るという表記がされております。これは国の女性活躍・男女共同参画の重点方針2022において教育費の受領率に関する達成目標を定めることが明記され、希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるという認識の下、まずは2031年に養育費の取決めの有無にかかわらず、全体の受領率を40%とし、教育費の取決めをしている場合の受領率は70%を目指すとしております。これら目標達成に向けた国の施策の方向性としては、養育費の確保の推進においては離婚時における養育費の取決めがより一層促進されることが重要であることから、地方自治体における養育費に関する相談支援を充実、強化するとともに、離婚前後の親への支援の充実や養育費の確保に係る支援施策の推進に取り組むこととされております。

これらの施策により本町を管轄する石狩管内においては、道の相談機関であります母子家庭等就業自立支援センターにおいて養育費の取決めや各種債務の返済、離婚前後の問題等、一人では解決困難な事例について弁護士による専門相談が受けられる体制となっております。また、ご指摘いただきましたように養育費の立替制度等の導入につきましては、明石市の先進事例もあることは承知をいたしております。今後国は大綱に基づき具体的な施策を取りまとめ、関係省庁の概算要求に反映される作業へ移行していくものと承知しておりますので、本町における養育費の立替制度の導入につきましては、今後国の政策動向や予算を注視し、本町の子ども政策の優先順位を見定めながら総合的に判断していく必要があると考えております。

以上、櫻井議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） それでは、私から櫻井議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、児童館機能についてですが、議員ご指摘のとおり当別町においても多様化するニーズに沿った子どもの居場所づくりが必要であるという考え方は私も同じであります。子どもの居場所づくりの必要性については、既存の当別町第6次総合計画、子ども・子育て支援事業計画においても子どもの居場所づくりの充実を目標として掲げておりますが、新年度から策定する当別町こども計画においても児童館という形にとらわれず、あらゆる視点から検討を進めていく必要があると考えております。

次に、プレイハウスの運営工夫についてですが、現行のプレイハウスへ児童館機能を付随させることは様々な課題があるかとは思いますが、今後子どもの居場所づくりを検討する際に一つの手段として挙げられると私も思います。

以上、櫻井議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 櫻井君。

○4番（櫻井紀栄君） 答弁いただき、ありがとうございました。

では、再質問に入らせていただきたいと思います。まず初めに、大項目1番の1番、児童館機能についての答弁のほうでお伺いいたします。やはり同じ共通認識で児童館機能がとても重要であるというところの方向性が一緒なのは大変うれしく思いました。子どもの

声が何より一番かなと思っております。本当に子ども目線になった施設とかというふうになっているのがとても大事になってくると思いますが、身近なルールや環境を問い直して、子どもの声を聞いて、その願いの実現に向けた取組を子どもたちと対話して政策を進めていく上でもこども計画に盛り込んでいったらいかがかなと思うのですけれども、そのところでお伺いしたいところと、先日の総務委員会が行われた際に当別町こども計画策定の議論の中で当別のこども計画が業務委託の手法で行われるというふうにお伺いしておりますが、ちょっと不安が残る気持ちもありました。その部分はどういった配慮で行われるのか、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 活用につきまして、またそれから現実に子どもの居場所づくりをつくる、居場所をつくることに関しまして子どもの意見を聞くということは非常に大切なことだなというふうに思います。同時に子どもだけではなくて、活用をされる保護者の方々のご意見等もお聞きすることも大切であるというふうに思っております。そういう中で子ども意見の集約に関しては様々な方法があると思いますので、適切に行ってまいるといふところだというふうに思います。

次に、業務委託のことをございますけれども、それにつきましては全て丸投げをすることではありませんで、あくまでも作業の部分で人員等のこともありますので、業務の委託をする部分、それからそれに基づいて当別町の状況に合わせた計画をつくっていくという部分については十分に交流をしまいたい、そのように考えております。

○議長（高谷 茂君） 櫻井君。

○4番（櫻井紀栄君） ありがとうございます。

次に、大項目1番の3番、民間活力との連携についてお伺いさせていただきます。先日の代表質問の島田議員の答弁においても回答をいただいていたのですけれども、大規模な都市計画開発になることから慎重な判断が必要というのも理解しました。しかし、方向性が見えなくて町民も不安感と図書館機能や新しい場所に待ち遠しいという期待感が渦巻いておりますので、目標がありましたらいつまでにどのような検討をされていくのかというのが今決まっておりますらお伺いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 櫻井議員の再質問にお答えをいたします。

民間活力を導入した事業ということで図書館機能についてのお尋ねでありますけれども、基本的には今民間企業のほうで状況が変わったという前提で今変更をかけておまして、基本的には事業を推進をするという前提でどう見直しをするかということの協議をさせていただいています。そういった中で図書館についてもこれまで一定の方向性は出ていましたけれども、今回民間事業者として変更をする中で当初計画していた部分とどう変わるのかということについて来年度、6年度で協議を進めていきたいというふうに思っております。ただ、基本的には今あそこは錦町にあります図書館の機能を駅前に移すことによって

にぎわいを創出するということを前提にしておりますので、新しい機能をつけるということも含めてどうあるかということは検討していきたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 櫻井君。

○4番（櫻井紀栄君） ありがとうございます。

最後に、養育費について再質問させていただきます。今後国のこども計画、こども大綱に沿ってさらなる支援を見定めていくということだったのですけれども、国のその計画が大分先になっていくというところで今当別町が子育て世帯が増えているということは、みんながみんなそうではないのですけれども、離婚する家庭が同時に増えていくということも十分にあり得ます。そこでせつかく引っ越してきて、離婚してしまって、また当別から出ていかなければならないというふうになったときに、それでも当別町にいられるという点も含めてそういった養育費の支援という新しい対策については、今後その需要に対応する施策として私はすごく感じております。その上でも当別町として今後こども計画に盛り込んでいく対策の一つとしてぜひ検討してはどうかという思いで再度お伺いさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 櫻井議員の再質問にお答えをいたしますが、養育費につきまして当事者としては大変なことだというふうに私も理解します。今回こども大綱から発生して、当別町としてどうあるべきかということの議論はこれから始まっていきますけれども、いわゆる子どもを中心に置いて、そしてその子どもをしっかり育てていくための体制づくりをどうするか、あるいは少子化対策として子ども出生率をどう上げていくかですとか、そういったことがまずは議論の対象になるかなというふうに思います。実際に養育をされている親御さんの経済的な負担を減らしていくということがあるべきだというふうに私は思っていますし、そういった点では今回の国の、いわゆる異次元の子育て政策を目指したわけですが、そこが本当にそうなっているかという疑問は私も残っています。そこは国にもっと改善してもらいたいなと思っていますし、皆さんも多分そう思っているのではないかなと思います。そういった中でやっぱり優先度というのが大切かなというふうに思いますので、そういった意味では冒頭に申し上げましたように総合的にその法律の趣旨をいかに広げていくことができるかということ優先しながら個々の対応も併せてしていくということは考えたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 櫻井君。

○4番（櫻井紀栄君） ありがとうございます。

私も今回国のこども大綱で養育費について詳しく言及されなかったことにととてもむなしさというか、残念な気持ちがあるので、そこは町長と同じ考えだと大変うれしく思います。限られた支援、限られた財政というか、予算の中でもう当別のそういった寡婦世帯の取組ってすごくたくさんあるのです。その負担を減らすというところで申し上げますけれども、新しく始まった高校生の通学費の補助の話もありますし、保育料の減免、プレイハ

ウスの優先入所や国民健康保険料の減免、あと遺族年金、就学援助など豊富な支援が本当にあるなと思うのですが、その負担を減らすという話とはまた別に養育費というのは収入の一部になってくるので、入ってくるお金がないと回すこともできないので、やはり国ができなかったことを自治体がサポートするという考え方は今後すごく大切な視点になってくると思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただけたらなと思っております。

質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（高谷 茂君） 以上で櫻井君の質問を打ち切らせていただきます。

一般質問を予定される皆様に申し上げますけれども、前回から再質問については3回までできますので、しっかり町長、教育長に意見を聞いていただければというふうに思います。

次に、通告2番、芳形君の質問であります。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。日本共産党の芳形幸夫です。よろしくお願いたします。

初めに、介護サービスについてです。この質問については昨年12月、複数の議員の方の質問がありました。私のほうとしましては、介護を受けられる側からの視点ということでこの介護サービスについての質問をさせていただきます。当別町の介護サービスの現状と課題について見解を伺います。

最初に、介護保険は高齢者の介護を社会全体で支えていく制度であり、40歳以上の人が毎月保険料を支払い、介護サービスの財源に充てています。介護が必要な高齢者は年々増え続けており、今では約700万人に達していると言われていています。このようなときに当別町太美地区でデイサービスがなくなるなど、民間介護事業が縮小され、介護サービスの低下が懸念されています。町全体にも影響があると考えますが、今後に向けてどのような計画、対応策を検討されているのか伺います。

2つ目としまして、当別町の介護保険のサービスは使えるサービスが少ないという声があります。介護保険のサービスに通院等乗降介助サービスがありますが、通院困難者対策の改善を図る上でも通院等乗降介助サービスを行う事業者の誘致など、対策が急務ではないかと考えるのですが、見解を伺います。

2つ目としまして、5類移行後のコロナ対応についてであります。5類移行後のコロナ対応に関して町独自のコロナワクチン接種の必要性について伺います。5類移行後10か月ほどが経過しました。町内医療機関においても、いまだ新型コロナ対応やインフルエンザに伴う診療が日々続いていると聞いています。基礎疾患のある高齢者や介護、福祉施設及び医療機関に勤務するエッセンシャルワーカーの方々へ町独自に無料でコロナワクチン接種を行うことが必要と考えますが、見解を伺いたいと思います。

3つ目としまして、プレミアムつきクーポンについてであります。プレミアムつきクー

ポンの販売に関してその効果と取組方法について伺いたいと思います。

最初に、2023年の1年間で3万2,395品目もの食品が値上げ、前年と比較して25.7%増という帝国データバンク調べが報道されています。生活弱者の方や低所得者の方にとって物価高は深刻な状況であるということが分かると思います。生活弱者や低所得者への支援が求められている中、当別町においてプレミアムつきクーポンの発行が行われました。価格は1冊5,000円で500円クーポン12枚の1セットでの販売です。使いやすいように1枚500円にする、また多くの町民が購入できるように配慮がなされたと聞いています。税金である交付金の使途としてプレミアムつきクーポンの販売の効果をどのように考えているのか、捉えているのか、町の見解を伺います。

2つ目ですが、プレミアムつきクーポンの取組についてです。今回は販売という対応をしています。ですが、低所得者にとっては販売という方法よりも他市町村で行っている商品券一律支給という方法がより低所得者にも届き、消費につながると私は考えますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

最後になります。北海道国民健康保険運営方針についてです。道は国民健康保険の運営方針で令和12年度をめどに保険料水準の統一を目指すと発表しています。その内容は、全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となるように市町村が定める保険料率を道が示す全市町村統一の標準保険料率と同率にすることをもって保険料水準の統一をとあります。このことによって当別町は保険料が高くなるのではと懸念されていますが、当別町にとってどのような影響が考えられるのか見解を伺います。

以上、私の1回目の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） ただいまの芳形君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 芳形議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、介護事業所の事業縮小により介護サービスの低下が懸念されていることについてどのような計画、対応策を考えているかのご質問であります。現在休止中の民間事業者によるデイサービス、ショートステイの早期再開と、これ以上の休止や廃止が起らないような対策が必要であるということは私も認識しております。町内介護事業所の休止の原因は総じて人材不足によるものとお聞きしていることから、町内の各事業所においては引き続き処遇改善や職場環境整備の改善に取り組んでいただくことで働きやすい魅力ある職場となることが人材の確保、離職防止に効果があると認識しておりますし、町としても人材確保支援策について検討しているところであります。

次に、通院困難者対策として通院等乗降介助サービスを行う事業所誘致など利用につながる対策を取るべきではないかというご質問でありますけれども、通院等乗降介助は介護保険サービスの一つで訪問介護事業所が取扱いできるサービスであります。通院等乗降介助は報酬単価が低く収益性が低いことや、町内に5か所の訪問介護事業所があり、事業所の採算性の面からも町が自ら新たな訪問事業所を誘致し、通院等乗降介助の利用につなげ

ることは困難と考えております。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種についてのご質問でありますけれども、国の全額公費による特例臨時接種につきましては令和6年3月31日で終了し、令和6年度以降は高齢者インフルエンザ予防接種と同様に定期接種となる予定で、費用は原則有料となります。定期接種の対象者は65歳以上の方及び60歳から64歳までの重度の基礎疾患がある方で、接種時期は令和6年の秋から冬にかけて1回の接種を予定しており、自己負担額につきましてはワクチン単価や近隣自治体の状況などを勘案し、検討することとしております。定期接種の対象とならない方につきましては任意接種となりますので、全額自己負担での接種になります。ご質問の町独自に無料で接種ということにつきましては、新型コロナウイルスワクチンが予防接種法上の季節性インフルエンザと同等に位置づけられていることから、無料で接種につきましては考えておりません。

次に、プレミアムつきクーポン券事業の効果についてのご質問でありますけれども、今年度のプレミアムつきクーポン券事業は電気、ガス、食料品など物価高騰の影響緩和を用途とした国の臨時交付金を活用し、町民の生活支援や地域経済の活性化を図るため、プレミアム率20%のクーポン券を3万800冊発行いたしました。発行したプレミアムつきクーポン券は完売しており、1億8,000万円以上の町内消費を生み出し、購買力の町外流出を防ぐ効果があったものと考えております。また、今回のプレミアムつきクーポン券の使用先ですが、ガス、灯油、食料品を扱う事業者での使用割合が高くなっており、国の交付金の使途に沿った事業効果があったものと考えております。

次に、低所得者に配慮し、プレミアムつきクーポン券を一律で配付したほうがよいのではないかのご質問であります。本町では昨年6月、12月の2回にわたり物価高騰対策として住民税非課税世帯を対象とした現金給付事業を実施していることから、町全体に事業効果が波及することを重視し、全世界帯を対象にプレミアムつきクーポン券を販売いたしました。現時点で新たにプレミアムつきクーポン券事業を実施する予定はありませんが、今後経済対策関連事業の実施に当たってはそのときの経済情勢や町民のニーズ、事業効果など総合的に考慮の上、適切に判断してまいりたいと考えております。

次に、保険料水準の統一による当別町への影響についてのご質問でありますけれども、芳形議員からのご質問のとおり北海道は令和12年度をめどに統一保険料とすることを目指しております。保険料水準の統一までの過程として、当別町は北海道から示される標準保険税率に近づけていくこととしており、毎年保険税率の改定を行っております。当別町への影響といたしましては、北海道全体の1人当たりの医療費が伸びていく状況下においては保険税率は上がることが予想されます。しかしながら、国民皆保険を維持するためには都道府県単位で保険料水準の統一を進めていくことが必要であると認識しておりますので、町といたしましては今後も必要に応じて国民健康保険財政運営基金を活用するなど、被保険者にとって急激な負担増とならないように配慮してまいりたいと考えております。

以上、芳形議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 答弁をいただきました。最初に、介護サービスについてですが、こちらのほうの再質問というのはございません。ただ、町としても介護サービスを行う関連機関に調査を行うなど聞いていますので、今後ともやはり介護サービスについては町内の関連機関の意見を十分に反映したものとなっていくことを要望させていただきます。

次に、5類移行後のコロナ対応についてです。こちらについてなのですが、5類移行後、季節性インフルエンザなどと同様に新型コロナワクチン接種、これが一般の人であると自己負担となります。新型コロナワクチン接種に係りますと7,000円の負担と聞いています。7,000円を超えるとも聞いています。また、治療薬については1割負担の方々ですと約9,900円、3割負担の方ですと約2万9,700円ということも報道されています。入院、医療費については特別な補助がなしとあります。私たちの視点としまして、基礎疾患のある高齢者の方、そして先ほど言いましたようにエッセンシャルワーカーの方々へ独自に無料の必要性を訴えたのはこういう点からくるものです。やはり疾患、感染してしまうと高額な医療費の負担になると思います。再質問としては、先ほどの質問とちょっとかぶってしまっていますが、この医療費の負担、高額な負担に伴うことの視点からの答弁をいただきたいと思えます。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 芳形議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども答弁申し上げましたように、今回コロナの対応が5類に移行されたという前提からいたしますと、過去は2類でしたので、そこから移行しているという前提からしますと、その定められた範囲の中で行っていくというのが私どもの務めかなというふうに思っております。ただ、状況が変わる可能性がないとは言えませんので、そのときはそのときでいろいろと検討しなければならないというふうには思っておりますが、現状では先ほど答弁したように季節性インフルエンザと同等に位置づけられているということでもありますので、そのように実施をしていくということでもあります。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 答弁をいただきました。ありがとうございます。

このことについてはいろいろな条件、現状の中においてその条件が変化があったときの対応についてぜひとも配慮をいただきたいと思えます。

次に、プレミアムつきクーポンですが、このことについても私たちは低所得者への視点ということを第一に捉えていました。その中で町としては総合的な判断の上ということもあります。また、今年度は実施の予定がないということがありますので、再質問は行いませんが、できれば低所得者への配慮ということからの視点の取組の販売方法の取組についての方法というのを考えていただければと思います。

再質問なのですが、北海道国民健康保険運営方針についてになります。道は保険料水準の統一を目指すとあります。ですが、私たちの視点からすると受けられる医療サービス、

例えば入院、出産、眼科受診、これが他市町村と同様に医療サービスが地元で受けられないのではということが不公平と考えます。保険料の水準が統一ということであれば、当然それに伴う受けられる医療サービスも同等のものというのが私たちの思いです。その観点から改めて、納めるものが同じであるなら受けられるサービスも同じものとするのが普通のことと思いますが、町の見解を伺います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 芳形議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁をさせていただきましたとおり、この国民介護保険を維持するために都道府県単位でその水準を決めていくということの合意ができた上で今、道として進めていただいております。その中で、地域の医療サービスの格差がある中でその負担の割合と申しますか、水準はどうかというご質問だったかというふうに思いますが、議論の中でどうだったかということにつきましては、担当部長のほうから詳しく説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 住民環境部長。

○住民環境部長（山崎 一君） ただいまの芳形議員の再質問にお答えいたします。

医療水準のサービス提供につきましては、保険料水準を統一することとは関係なく、全市町村に全て診療科を持たないといったものを目指すべきものではございません。医療サービスの提供につきましては、北海道医療計画におきまして医療圏域内の中での診療を受けられる体制を維持していくといったことが求められているところでございます。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） ただいま答弁いただきました。ありがとうございます。

この北海道国民健康保険運営方針、これに関しては私どももまだまだ勉強しないとなりませんので、ただいまのことを踏まえてまた改めて次回以降の中での再質問とさせていただきます。

以上で私の再質問を終わります。

○議長（高谷 茂君） 以上で芳形君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告3番、山崎君の質問であります。

山崎君。

○9番（山崎公司君） 議長の許可をいただきましたので、本日は3項目について一般質問させていただきます。

1項目め、西当別支所の設置について。太美出張所から支所として2024年7月よりサツドラ施設内に開設することとなりました。設置については、私自身太美地区住民の一人として大賛成であります。

町民の利便性を高めるために3点質問いたします。まず、12月の定例会の総務文教常任委員会で支所の職員配置や業務の概要について説明を受けておりますが、現時点における

それらの検討状況は具体的にどのようなになっているのか、まず伺います。

2点目に、支所の設置などについて今後地域住民や西当別連絡協議会などの報告や周知はどのように行っていくのか、その予定としているのか伺います。

3点目に、支所の多目的スペースの活用について検討状況はどのようなになっているのか。また、町民からの要望が想定される事務所内等の銀行のATMの設置やスウェーデン通の横断歩道の設置は可能なのか伺います。

2項目め、水道料金の今後の見通しについて伺います。北海道医療大学の移転による町内の影響は飲食店、アパート経営等がアンケート調査等で発表されております。しかしながら、町民全体に直接影響が出ると予想される水道料金については何ら現状触れられておりません。

2点質問いたします。北海道医療大学の移転が予定どおり実行された場合、学校、学生、職員等の水道の使用水量が減ることで給水収益にどのような影響が出るのか伺います。

次に、現状でも町民、移住者から水道料金がほかの自治体より高いとの声をよく聞きます。今後かなりの上下水道整備も必要となり、このような状況下でこれ以上の料金値上げはないとの認識でよいのか伺います。

3項目め、令和5年度全国学力・学習状況調査について。当別町学力向上プランによる令和5年度の目標として令和5年度全国学力・学習状況で正答率が全国平均を10ポイント上回ることを目指し、管内上位の学力を維持するとあります。このような当初の目標が達成できたのか、当別町の児童生徒の努力がどのような結果につながったのか、成果の説明を伺います。

5点質問いたします。令和5年度の学力の分析結果、課題の対策、今後どのような取組をしていくのか伺います。

2点目に、ICT機器の活用は授業、授業以外にも有効に活用されているのか伺います。

3点目、学習状況調査の中で生活習慣はどのような傾向なのか、その対策はいかに対応しているのか。例えば朝食を毎日食べているのか、毎日同じぐらいの時刻に寝ているのかということについてのどのような傾向か伺います。

4点目に、自己有用感の傾向として自分にはよいところがある、将来の夢や目標を持っている、いじめはどんな理由があってもいけないとの項目で小中ともに全国平均を大きく上回っているというふうに伺っていますが、どのような分析をなさっているか伺います。

5点目に、令和6年度の目標はどのように設定されているのか伺います。

1回目の質問を終わります。

○議長（高谷 茂君） 山崎君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、現時点における西当別支所の職員配置や取扱業務の検討状況と今後地域住民への報告や周知をどのように行っていくのかとのご質問でありますけれども、先日会派緑風

会、島田議員の代表質問でお答えしたとおりであります。改めて述べさせていただきますと、職員配置につきましては管理職を含め正職員3名、会計年度任用職員2名を想定しております。取扱業務につきましては、現在出張所で実施している業務を引き継ぐことはもちろん、転入、転出手続ですとか、印鑑登録手続、各種証明書の発行、申請等の受付、リモート窓口での相談など、出張所よりも拡大することとしております。また、今後の地域住民への報告や周知につきましては、開設日や取扱業務などの情報については適切な時期に広報とうべつや町ホームページで広く周知を行うとともに、行政推進会議の場などを利用して積極的に情報共有を図ってまいります。

次に、支所の多目的スペース活用の検討状況やATMの設置、スウェーデン大通の横断歩道の設置についてのご質問でありますけれども、多目的スペースの活用につきましては12月定例会の総務文教常任委員会で例示させていただいた期日前投票、確定申告手続などの行政側による使用を想定しておりますが、今後町民等の利活用の在り方についても可能な限り地域の声を反映させてまいりたいと考えております。

また、ATMの設置につきましては、サツドラの店舗ではコンビニのATM設置やネット銀行の普及、キャッシュレス決済の一般化、銀行側ではATMを削減する方向であることなどを理由としてATM設置は行わないとのことであり、支所においても同様の取扱いとなります。スウェーデン大通の横断歩道の設置につきましては、サツドラの開店に伴う交通状況の変化や町内会、近隣住民のご意向を踏まえ、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、水道料金についてのご質問であります。北海道医療大学移転による給水収益の影響についてのご質問であります。学校、学生、職員等が減ることで少なからず影響が出てくるものと想定をしております。しかしながら、実際に水道を使用している学生、職員数及び水量については把握できていませんし、大学の使用状況につきましては特定の法人の情報となりますので、具体的な数字をお示しすることはできません。

次に、水道料金の値上げについてですが、水道事業の経営は独立採算が原則であります。現在水道事業会計は一般会計より毎年約1億5,000万円の繰入れを行っており、加えて医療大学移転による影響が見込まれます。これらを踏まえ、今後水道事業経営戦略を改定する中で料金の在り方について検討する必要があると考えております。

以上、山崎議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） それでは、山崎議員の一般質問にお答えをいたします。

令和5年度全国学力・学習状況調査についてですが、当別町で進める小中一貫教育の成果により小学校の全科目及び中学校の英語で全国平均を上回り、中学校の国語、数学では僅差となりました。さらにICTを活用した個別最適、協働的な学びによる授業改善の取組や町独自の人員配置による指導の成果として小学校の国語、算数、中学校の英語で学力に課題が見られる児童生徒が全国と比較して減少傾向となりました。ICTにおいては1

人1台端末の導入後、全ての学級に電子黒板を設置し、AIドリルを導入、ICT支援員の配置を進めたことによる利活用が進み、授業の在り方や教職員の業務にも変化が表れました。さらに、授業以外での活用も進む中、端末の持ち帰りについても長期休業期間中だけでなく、週3回以上の持ち帰りをを行い家庭学習での活用を進めております。

続いて、児童質問紙における生活習慣の項目では、朝食を毎日食べる習慣、規則正しい睡眠習慣について小学校で改善が進んでいる結果となりました。中学校においては起床時刻の定着が図られているものの、就寝時刻が遅くなる傾向が影響し、朝食を食べる習慣の定着には課題が見られる結果となりました。規則正しい生活習慣は家庭の果たす役割が大きいため、保護者への周知とともに地域の協力を得た取組も含めた啓発に引き続き努めてまいります。

次に、自己有用感の項目においては、学校と家庭との連携の強化を図り、児童生徒一人一人の個性や可能性を最大限に引き出すような取組により小学校、中学校ともに全国平均を上回ったと分析しています。そのため、今後も自己有用感を高める心の育成に取り組んでまいります。

最後に、令和6年度の目標においても全国学力・学習状況調査において全教科全国平均以上に向けた学力向上を目指してまいります。

以上、山崎議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 答弁ありがとうございます。

まず、1項目めの西当別支所の設置について再質問させていただきます。先ほど1点目の現時点、12月でいろいろと説明いただいております。人員とか、その辺のところもいただいておりますが、今この答弁を聞いて町長の今回の執行方針の中でデジタル基盤の構築として行政のDXの取組に積極的に取り組むという項目がありまして、私はもう当然だと思っておりますが、この支所のDX計画、目標が今のお話では示されておられません。また、本庁舎の改築の整合性は協議されているのか。さらに、支所の職員配置及び取扱業務は役場機能として比較して十分なのか、この点について質問いたします。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時11分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の再質問にお答えをいたします。

3点ご質問いただいたかなというふうに思っておりますけれども、まずDXにつきまし

ては役場の業務の改善ということで各課が取り組んでおりますので、そういった点では住民課が取り組んでいるDXについて当然西当別支所のほうでも行われるという前提で考えております。また、庁舎との関連につきましてもそれとは切り離す形で西当別支所の在り方というものを検討させていただいているということでもありますし、また人員とか、その機能につきましても当初はスモールスタートで展開させていただく中で住民の皆さんのニーズですとか、あるいは業務内容がどうなるかということも、そういった対応を見てその後どう対応するかということを検討していきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、総務の常任委員会でもそういったことにつきましては提案をさせていただきたいと思っておりますので、十分ご審議をいただければと思います。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） ありがとうございます。今の町長の説明の中で12月の、これは支所の設置についての資料、常任委員会に出ている内容ですが、新たなこの仕事というのはほとんどリモート相談窓口の対応ですよね。ですから、それが非常にこの西当別についてはこの庁舎よりもかなり私進んでいくだろうという想定しています。ですから、そういうDXに絡むあれについては、今町長は説明ありませんでしたけれども、事前にいただいた設置についてのこのいろんな業務、ほとんど星印がついています。これがもうリモートで実際こう見ながらやっていくというところは、私は非常に期待しているところでございます。

引き続き、2点目のところは広報等でいずれ説明するというところでございますが、このサツドラができるということは昨年の秋にサツドラから直接住民に説明会がありました。そのときは1月の中旬にはオープンするというような説明あって、それ以降サツドラからも、それと行政がそちらに支所を設置するということは何ら今のところ町内会長等、あるいは住民等、この辺の説明はたしか今の時点ではないと思います。ですから、できた時点で7月のオープン予定だというふうに間接的に聞いておりますけれども、やはりもっとこの西当別連絡協議会の町内会長でも詳しく分からないというのが現状です。せっかくこれだけのものを設置するわけですので、そういう声もやっぱり聞く必要が私あると思います。その辺のところはいかがでございますか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 答弁に時間をいただきまして、ありがとうございます。

山崎議員の再質問にお答えをいたしますけれども、先ほどのDXの関係、1番は質問なしということでありましたけれども、リモート窓口を新設をしたというのは最初の答弁でも申し上げましたけれども、それ以外に職員がそれぞれの業務を効率化するというところでDX、RPAですとか、チャットGPTですとか、そういったことで取り組んでいるということでご理解をいただければというふうに思います。

また、業務の情報等につきまして適切な時期に広報ですとかホームページで公表することでありましたけれども、これまでの説明の経緯ですとか、あるいは今後の在り方について担当部長からそれぞれ詳しく説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 経済部長。

○経済部長（森 淳一君） 山崎議員からご質問あった件につきまして、住民説明会があったという点でございますけれども、まずサツドラ太美店出店につきまして、大規模小売店舗立地法に基づきまして昨年の4月25日に住民説明会が開催されております。その中であくまで北海道に対するこの法に基づく書類届出上11月7日を新設をする日として予定しておりましたけれども、説明会の中では年明け頃をめどにオープンしたいというお話があったようです。この説明会の中では、その他工事の安全な施工ということのご要望が地域住民よりあったというふうにお伺いしております。その後あくまでこちらの日程につきましてはサツドラさん側のほうで発言したものであるということで、町のほうにはその後地盤の関係ですとか、工事の関係で若干遅れていると。恐らくオープンにつきましては夏頃になるだろうというお話で事業が進んできたといった経過でございます。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 総務部長。

○総務部長（長谷川 明君） ただいまの山崎議員の再質問に対するご答弁を申し上げます。

再質問の中で地域住民への報告、周知等に関する部分のお尋ね、例えば地域の町内会長の集まりのようなところに意見を伺う、あるいは報告をするといったようなことのご質問であったかと思いますが、昨年12月議会のほうで今後20年分の相当する予算の補正をまずさせていただき、1月に行政推進会議のほうを開催をさせていただきました。山崎議員ご指摘の、いわゆる地域の代表者の方々、町内会長、ニアイコールでございますが、行政推進の皆様方にお集まりをいただき、一部情報提供という形で頭出しもさせていただいてるところでございます。先ほど申し上げました町長答弁とも重複をいたしますが、こういった情報の在り方、報告、周知に関しましては、適切な時期に広報とうべつや町ホームページで広く町民の皆様方に周知をさせていただくとともに、先ほど申し上げました行政推進会議のような場を通じまして地域の皆様方にも積極的に情報共有を図ってまいりたいということでございます。ご理解をいただければと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。

3点目に質問しています多目的スペースの件、これは地域の声を聞いて、いろいろとという。地域の住民は、いろいろと聞いていますと気軽に行って、そのスペースを使いながらいろんな話をしたいという気持ちがやっぱり住民あたりはあるみたいです。

それと、これはもう一度、先ほどのATMの件、それから横断歩道の件なのですが、私は三、四年前にも一般質問で太美駅にあった道銀さんが廃止になったときに今町内、ここ役場中心に250メートル以内にATMが3か所あるというのは全道ではありませんよという質問をした記憶があります。太美については、今農協がこの9月いっぱいであそこの支所を廃止して金融的なものを終了するという通知が、ちょっと私はそういった形のものが書面で来ております。太美地区についてはこれだけの定住者、移住者が入っている中で郵便局だけというのは、やはり都市銀行のATMがこの支所があれば便利だという声が非常に高いです。もう一度この辺のところは検討願いたいし、それから横断道路、これは当然今度入場する際に車が左折するなり、右折して中に入るわけですが、併せて非常に交通の激しいところですから、ぜひこの横断歩道のところは検討していただきたいと思いますが、最終質問になります。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の再質問にお答えをいたします。

まず、ATMの設置についてですけれども、農協のATMが秋に閉鎖をするという状況になるということでありましたけれども、恐らく農協さんと直接話はしておりませんが、利用される方が減少しているという現状があるのだらうと思いますし、ほかのATMと連動していないというようなこともあるのだらうと思います。議員ご指摘いただきましたが、郵便局にしかATMがないというお話でありましたけれども、太美地区にはコンビニエンスストアが2か所ありまして、それから道の駅にもセブンイレブンが入ってATMがあります。私も使っていますので。ですから、今そういった点では先ほど申しましたようにネット銀行の普及ですとか、あるいはコンビニのATMの設置という点では恐らく設置者も費用対効果ということを考えると思いますので、先ほど答弁したとおりで、私としてはその考えを現状では変える必要はないというふうに思っております。

それと、スウェーデン大通の横断歩道の設置につきましては、以前から町といたしましても手押し式の信号が17線のあの通りに幾つかありますけれども、歩道についても今検討させていただいております。ただ、どうやって人の流れが当然変わるか。歩道があったほうが安全確保という点ではよろしいのかなというふうに思いますけれども、安全協会ですとか、いろいろなところと協議、安全協会といいますか、北署ですとか、関係機関と協議をしながら、住民の皆さんの意見を聞きながら検討を進めてまいりたいということでございます。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。ぜひ横断道路については、早めに交通状況を見ながら決断していただきたいなと思います。

たまたま西当別支所がこういう形で皆さん期待しておるのですが、ちなみにこの所管区域というのが西当別地区、11推進のところあると思うのですが、最新の3月1日現在の住民基本台帳の人口を、この1年前の動きを分析してみました。ご存じのように今から25年前の1999年が2万875人であったわけですが、現時点では5,623人ピークより減少しています。と同時に昨年3月1日と今年の3月1日の台帳をちょっと比較しましたが、世帯数で当別自体は12減っています。西当別はプラス57増えております。トータル当別町としては45、この1年間に世帯数が増えております。人口は、当別地区は107人減少しております。太美地区はプラス32というふうになって、トータルでこの1年間で75の、今1万5,252人という人口になっております。これを見ていますと、やはり今後医療大学等の問題はありますが、この動きの中でさらに900人から1,000人ぐらいこの三、四年の中で減ると。ただ、このスウェーデンハウスの販売計画を聞いたり、ロイズタウン駅の周辺の開発によって私は個人の考えですけれども、10年後に、遅くとも12年後には逆転すると思っております。この当別地区と太美地区の人口が今の推移で動いていくと。それだけ支所の役割は重要だということを改めて再認識、再確認しておきたいなと思います。

それから、次の質問に入ってよろしいですか。水道料金の件について質問させていただきます。先ほどの答弁では北海道医療大学の個人情報的なとか、いろんなデータで実際の把握していないということでありましたけれども、こういう中でやっぱりだんだん減っていくという、公表できないということですが、かなりの水量が減るという認識を私持っているのです。医療大学そのものも町内では一番水量的には使っているわけです。それと医療大学生、あるいは関連の家族等のあれも出ていますから、私は非常にこれが影響するだろうという把握しておりますが、残念ながら具体的なあれはいただけませんでした。

それと、2番目の質問の中で料金の値上げの件ですが、非常に今苦しい状況だということが分かります。これは再質問いたしますが、非常に経費がかかるというお話の中で、この2か月前に能登半島の地震発生から2か月断水が続いているという報道がされております。国は2028年度まで全国の水道管の耐震化率を60%以上に引き上げる目標を掲げておりますが、また道内のアンケートによると179市町村の約7割が60%以下と報道されております。町内においてこのような状況というのをお聞きしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 山崎議員に申し上げます。

今のところは（2）の質問ということですね。

○9番（山崎公司君） はい。

○議長（高谷 茂君） 今どういう質問だったか聞き取れましたか。確認してちょっと答えて。

暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

水道料金に関わる再質問というふうにご理解をさせていただきますけれども、医療大がなくなることで、4年後いなくなるという前提であります。そういった点では山崎議員冒頭のご質問の中で、町民全体に直接影響が出る水道料金については何ら触れられていないというご指摘がございました。決してそうではなくて、私どもはあの場所から大学全部がなくなるという前提からすると、水道を使っていたいただいていますので、そういった点で跡地の利用というのをどうするかということも含めて、例えばそれはふれあいバスもそうですし、JRもそうですし、それから当然水道もそうです。また、福祉の面でいくと学生さんがボランティアをいろいろと町の中でしていただいた、そういった影響が多角的に出てくると。それをいかに、経済的な影響も含めてでありますけれども、少なくしていくかということで今議論をさせていただいております。ただ、今大学との交渉につきましては遺留をするということを前提にしておりますので、あまり表に出して議論をしているということは申し上げておりませんが、いろいろと先週も道新が取り上げていただきましたけれども、それぞれの立場で不安を払拭するためのいろんな考えを検討していただいているというふうに理解しておりますし、当然町としましても先ほど申し上げましたいろいろな影響が出る部分についてどうあったらいいかということも払拭するために、あるいは影響をいかに少なくできるかという事業選択をするための調査をさせていただいているところであります。そういった中で水道料金について耐震化率のお話がありましたので、具体的な数字になりますので、担当から説明をさせますけれども、いずれにしてもそういった懸念を払拭するような対応をいかにしたらできるかということも議員の皆さんとも協議しながらしっかり対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 建設水道部長。

○建設水道部長（高松悟志君） ただいまの水道管の耐震化率のご質問でございますが、給水管、配水管含めたということで、本町の耐震化率は87%になっているということでございます。

以上です。

○9番（山崎公司君） ごめんなさい、ちょっと今聞き取れなかった。

○建設水道部長（高松悟志君） 再度申し上げます。給水管、配水管含めた本町の耐震化率は87%ということでございます。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。国が要請しているよりもはるかに高い状況だということですが、今回能登半島の状況を見ていまして災害時の重要度から医療機関だとか

小中学校、その町の体育館、あるいは指定避難所に向かう配水管を今後やっぱり優先して耐震化に取り組む必要が私あると思います。さらにその辺のところをお願いしたいと思います。

それと、金曜日の町のホームページにタイミングよく公営企業経営比較分析表の公表が、水道事業及び下水事業の4年度の決算の内容が公表されておりました。こういうタイミングで出ておるのですが、この内容はやはり相当厳しいという内容です。非常に経営環境というのは厳しさを増してきていると。人口の減少、それと使用料の料金の水量の減少などで大変苦しいなという内容のホームページでした。これはいろんな方見ておられますが、やはり水というのが大変必要だということですので、できるだけ現状のまま推移していくことを念じております。

次、3番目の学力テストの結果について質問させていただきます。先ほど5年度の分析結果いろいろとお話しいただきましたが、実際児童生徒数の参加率が何か年々受験している生徒が私少なくなっているのでは。例えば小学校88人のうち82人、中学校は113名のうち100名、この辺のところは何か要因があるのでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） それでは、山崎議員の再質問にお答えをいたします。

児童生徒数の参加率が低下しているのではないかというお話でございましたけれども、昨年度にしましてはコロナ禍による体調不良のために参加率の低下が見られましたけれども、今年度にしましては9割以上の児童生徒が参加をしております。そういう状況でございます。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 3点目の質問の中で、学習状況調査の中の生活習慣ということで先ほど答弁いただいております。朝食に関しては、中学校ではちょっと課題があるという報告でした。これに関してやはりまだこれは、先日の常任委員会の参考資料として出されている全国体力テストの報告はございました。この中で、私の記憶では初めてですけども、小学校5年生と中学2年生が体力テストを受けておるのですが、中学2年の女子の結果がこの調査で10項目ある中で全て全国平均を下回ったのです、今回。これ学力テストと私は関係ないというのですけれども、先ほどの生活習慣の中でやはり中学校に課題があるということでしたので、改めて指摘させていただいたのですが、それをさらに分析しますと一貫校は西当別中学校と比較して全てこの10項目下回っているのです。こういったことも今まで、それから男女でいろいろとこの体力テストであっても一貫校の、何ていうか、非常に成果が私出ていると思うのですけれども、この件については極端ですよ。ですから、その辺は教育長はどの辺、今後の学習の状況の中でこの体力についても、先日の今年度の新しい中でも体力については、体育については力を入れようということがこの間公表されておりますけれども、単なる部活動が少なくなっているだとか、あるいは私はスクー

ルバスも意外と影響しているのではないかなという、2キロ以上はスクールバスに乗れるわけですが、なるべく自転車で通いなさいとか、あるいは少し歩きなさいとかということで今ドア・ツー・ドアのスクールバスになっております。いろんな面でやっぱり体力をつけて初めて学習状況というか、学力の、当別町は一貫校で学力非常に成果が出ていますというものの、一方でこのようなデータが公表されて、これ常任委員会に報告だけで一般にはまだ出ておらないですけども、その辺の改善については教育長、どのようにお考えですか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 学力・学習状況調査に関しましては、当別町は学校が3つしかございませんので、そういう意味で学校間を競わせたり、比べたり、そういうことをするための目的ではないことを改めましてこの場で申し上げさせていただきながら再質問にお答えをさせていただきます。よろしいでしょうか。

先ほどございました生活習慣が学力のほうにどのような影響があるかということでございますが、一般論といたしまして生活のリズムがしっかり整っている。このことは学力に集中できるかどうかという部分で大きいことは確かだと思います。学力に関しましても、体力に関しましても学校、家庭、地域一体となりまして子どもの総合的な力をつくっていく、体をつくっていく、それから学習をつくっていく、そういうことに関しましても進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 今お話あったように学習においても、体力においても、やはり一体となってこの当別町の一貫教育というのがプラスになっていると。ですから、学校ごとに比較でどうだということではなくて、結果的にそういう数字が出ているわけですから、いろんな問題でやっぱり家庭教育の、要するに家庭の協力も得ないといかぬ。今手元に、私見ていました当別町家庭教育の手引きというのがこれあります。これ非常にきめ細かくいろいろと家庭においてこういうふうにしなさい、早寝早起き朝御飯というページでこうやっています。これ今私はたまたま本の中に入っていましたので、今朝ほど読み直してみましたけれども、やっぱり家庭の協力というのも非常に私あると思うのです。先生方なり教育委員会は、私は最大限努力していると思いますけれども、やっぱり我々議員としても、町民としてもデータというのが最後の比較になりますから、そういう結果がこの5年度は

はっきり出ているというところはやっぱり確認していただいて、それを少しでも全国平均にする。先ほども6年度の目標言われましたよね。一つ一つやっぱりそういう要因なりをやって、教育委員会も先生方も競争ではないのです。全体のレベルを上げようと、それでやはり一人でも多く移住を増やそうということで我々も行政も頑張っているわけですから、一概にそれは競争というよりも、結果的には競争になるかもしれませんが、少しでもレベルを上げて健康な中学生をしないと、それ以降にまた必ず影響出てきます。ですから、教育長もその辺を踏まえてCSをうまく利用していただくとか、単なる自分たちで全てやるのではなくて、家庭とCSの協力得て先生と一体となってやることによって必ずいい成果は私出ていくと思います。ですから、いずれまた今度体力のことを質問するかもしれませんが、現状の体力のあれについてはやっぱり当別町、雪があるからどうだとか、グラウンドが云々というのではなくて雪国も全部いいのです、今回全部チェックしますと。たまたま当別町のこの体力については女性のあれが非常に極端に悪く出ていることを確認したものですから、質問いたしました。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 質問ですか。

○9番（山崎公司君） いいえ。

○議長（高谷 茂君） 以上で山崎君の質問を打ち切らせていただきますが、山崎議員に申し上げます。

今日大項目3つありますけれども、そのうち2つは山崎委員長が所管する総務委員会の所管です。ですから、総務委員会の中で委員長、納得いくまできちっと質問をされて委員会活動をしっかりやっていただければというふうに思います。

ここで休憩として、1時から再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

次に、通告4番、五十嵐君の質問であります。

五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、今回は2項目について質問させていただきます。

少子高齢化が急速に進む中、団塊世代が75歳以上となる2025年以降は、皆さんご存じのとおり医療や介護の需要が増えることが予想されております。当別町においても令和5年のデータでは65歳以上の高齢者の割合は36.8%で、全国、全道と比べても高い数値となっております。このような背景から、国は高齢者や介護が必要になっても住み慣れた地域の

中で最期まで自分らしい生活ができるよう地域が一体となり、医療や介護、福祉などの支援やサービスを提供する地域包括ケアシステムの構築が必要と推進しております。当別町も地域包括支援センターが中心となり、当別町版地域包括ケアシステムも地域の特性に応じ2025年、令和7年をめどに努力されていると承知しております。当別町では地域包括ケアシステムを単に高齢者だけの問題を解決する仕組みとしてではなく、高齢、障がい、生活困窮、子育てといった町全体の福祉に関する諸問題を包括的に捉え、解決に導く仕組みづくりと捉え、地域みんなで考え、取り組み、つながり合えるまちづくりを目指しますとしております。当別町版地域包括ケアシステムによって私たちの暮らしがどのように変わっていくのでしょうか。地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要と示されている中、地域においても我が事として自分たちが住むまちづくりをさらに一緒になって取り組む姿勢を持つことが大切ではないかと感じております。しかし、現在において地域の支え合いの一助となる地域の担い手不足も危惧されているのではないかと考えます。地域の現状と今後の取組、課題などについて順次質問させていただきます。

(1)、当別町版地域包括ケアシステム構築の進捗状況と課題をお伺いいたします。

(2)、当別町版地域包括ケアシステム構築には、医療、介護、予防、住まい、生活支援、地域支援サービスが切れ目なく提供できることが望ましいとあります。関係機関との連携について現状と課題をお伺いいたします。

また、地域においては町内会、民生委員、福祉委員等の皆様はコロナ禍においても大変な中、安否確認など活動されていた方々がおり、このような活動も欠かせなく、大変重要であったと思います。住民の認識をどのように感じられておられるのかお伺いいたします。

通告では(4)までありますが、議長の許可をいただきましたので、ここで(3)、(4)一つにまとめて質問させていただきます。地域の担い手不足においては地域差もあるかと思われませんが、どこの町内会も深刻な課題と考えます。現状と課題についてお伺いいたします。また、地域づくりに欠かせない担い手不足の原因の一つとして情報発信がうまく伝わっていないのではと思う場面もあったり、どのような活動が役割なのか明確に分からない不安もある。成り手がおらず、仕方なく受けたという本音も聞こえてきております。様々な研修にも進んで参加されている方はやりがいを感じられ、充実されている様子もうかがえるようです。このようなギャップを少しでも解消し、誰でも活動に興味を持って取り組んでもらえるよう活動に意欲的な地域の住民と協力して情報交換などできる場を設けるなどして今まで以上に発信する環境づくりをしてはどうかと考えます。お考えをお伺いいたします。

次に、LED改修後のCO₂、電気料の削減効果についてお伺いいたします。公共施設整備については、二重投資とならないよう検討は欠かせないことは以前質問した際の答弁で理解はしておりますが、現在価格において各施設シミュレーションをして経費やCO₂排出削減効果が見込まれるところはどこなのか、少しでも無駄な経費を支払っている施設

はないか、特に西当別コミュニティーセンター等の体育館施設は避難所としても指定されているところでもありますので、現状と課題を考慮し、早期にLED化に取り組むべきではないかと考えます。

(1)、各公共施設のLED化による効果をお伺いいたします。

(2)、現在使用している体育館等の照明からLED照明に変えた場合、電気料の削減効果となる結果であれば早期に改修すべきと考えますが、お伺いいたします。

(3)、町内会街路灯LED化事業も進んできており、早くに100%の工事を行った町内会は交換の時期が迫ってきております。まだ100%に満たない町内会も数か所あるようですが、今後の事業の在り方、補助金の見通しやお考えなどお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長(高谷 茂君) ただいまの五十嵐君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長(後藤正洋君) 五十嵐議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、当別町版地域包括ケアシステムの進捗状況と課題に関するご質問でありますけれども、当別町版地域包括ケアシステムは高齢、障がい、生活困窮、子育てなど町全体の福祉に関する諸問題を包括的に捉え解決していこうという指針であり、これまでの進捗状況といたしましては地域包括ケアシステムの核となる地域包括支援センターにおける総合相談の充実のほか、成年後見支援センターの設置、新たに3つの医療機関が開設したことなどの成果が生まれております。また、課題といたしましては介護事業所の一部が休止していることや、医療、介護の人材不足が挙げられます。

次に、関係機関との連携について現状と課題、並びに住民認識に関するご質問でありますけれども、地域ケア会議を課題の共有、解決に向けた話し合い、意見交換の場として活用し、顔の見える関係性を構築しているほか、連絡調整会議等で地域包括支援センターや生活支援コーディネーターとも情報共有し、連携をいたしております。また、課題といたしましては、地域包括ケアシステムの理念や地域包括支援センターの利用が住民にはまだまだ浸透していないことが挙げられると思います。

次に、地域の担い手不足の現状と課題に向けた取組についてのご質問でありますけれども、町においては町内会長などの役員が民生委員や福祉委員などを兼務している方が複数おられることから、地域活動の担い手が不足していると感じていますので、幅広い年代の方や活動内容や重要性を発信し、やりがいや興味を持ってもらえるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設におけるLED化による効果についてですが、本町では令和元年度に費用対効果が高い箇所を優先して大規模なLED化事業を行ったところですが、LED化の前後を比較すると約15%の電力量削減効果があり、現在の電力単価で試算すると年間約320万円の消費削減効果、また年間約100トンのCO₂削減効果がありました。

次に、電気料金の削減となるのであれば、LED化を早期に実施すべきのご質問であ

りますけれども、ゼロカーボンシティを目指す本町といたしましては、全ての公共施設で適切な時期にLED化を実施できるよう検討を進めてまいります。

次に、町内会街路灯LED化事業に関するご質問でありますけれども、町内会街路灯のLED化につきましては、平成24年から町内会への補助を実施してまいりました。これまでの間、町内会が管理する街路灯のLED化率は95%となり、総合戦略におけるKPIの目標値の90%を超えることとなりました。また、早期にLED化された町内会からはLEDの更新を求める声も上がってきております。町といたしましては、既にLED化された街路灯の更新に対する町内会への補助について、令和6年度から予算計上したところであり、今後とも地域の安全確保のため、街路灯の更新予定なども町内会と確認させていただきながら支援に取り組んでまいります。なお、予算計上しておりますので、予算のご承認をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、五十嵐議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） 答弁ありがとうございます。

1項目めの（2）の質問なのですが、この中で町も人口減少や本当にそういう人材不足等々の部分で担い手不足という部分では同じ認識をされているかなということも再確認させていただきました。コロナ禍で一時活動が中止になったことをやっぱりきっかけとしまして、町内会が先ほど……すみません、戻りまして（3）の質問でよろしいですか。すみません。

コロナ禍で一時活動が中止になったことをきっかけに町内が担ってきた地域活動においても、やはり町内会長が民生委員とか福祉委員とか兼務されているところがあることを私も承知しておりましたけれども、必要な町内会が担ってきた地域活動において、やはり行政にとっては住民の協力なしにはこういう活動も成り立たないと思います。それで、今までの地域活動において必要なものに関しましては今後も取り組むとして、あといま一度検討していかなくてはいけないことも中にはあると思います。そこで、そういうことも大切ではないかと思ひます。というのも、皆で支えるまちづくりにおいては、さらに専門の知識のある方と、また非専門の方とかで協力し合って自分の得意分野での活躍の場をもっと広げていく、そういう人材を輩出していくということも、探していくということも必要ではないかと思ひまして、その中で当別町版地域包括ケアシステムが町民の皆さんにとっても我が事としてもっと町民の中へ浸透していくのではないのかなというふうにご考へておりますけれども、町長のご考へをもう一度お伺ひいたします。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時16分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 五十嵐議員の再質問にお答えをさせていただきます。

地域の包括支援センターの関係で支える人をどう維持して十分な高齢社会を100歳まで元気に生きていただく、その介助役を町がどうできるかという点で人材をどう考えているのですかとか、それに対する私の考えをお聞きしていただいたというふうに理解をして答弁をさせていただきますが、私は基本的には今回こども家庭庁の議論もこの議会でも始まっていますけれども、やはり地域社会が人口減少、あるいは高齢化、少子化という課題を克服をして、特に高齢化率が高くなっている地域にあってみんなが100歳まで幸せにどう生きていけるかということ町としてどう支え合えるかということは大変重要な施策だというふうには思っております。今五十嵐議員がご質問していただいています趣旨については、包括支援センターの中でどうあるべきかということ今まとめて政策として出していきますので、そういった中でそれを担う人材の確保をどうできるかということが大変重要だというふうに思っております。

そういった点では、今町のいろいろな課題はありますけれども、若い世代が町に入ってきていただいて、その町を支えていただくということができれば越したことはないのがありますけれども、なかなかそうはならない。そういった中でやはり高齢者の皆さんに対する意識をいろいろ変えていくことも必要ではないかなというふうに私個人的には思っております。とりわけ、やはりフレイル予防ですとか、いろんなことをさせていただいて、高齢者の皆さんがいつまでもお元気で生活をしていただくという取組をさせていただいておりますけれども、そういった高齢者の皆さんが60代、70代後半になっても社会の一員として貢献していける、そういう発想を持つことも必要でないかなというふうに思っております。一頃は老老介護というお話もいろいろとありましたけれども、そういったことを目指さないと、なかなか今のそれぞれの地域課題を持っている中で地域が高齢者の皆さんに対する福祉を充実をしていくということについては、包括支援センターの中でそのことをきちっとやっぱり課題として捉えて、それを乗り越えていくという努力が必要かなというふうに思います。

そういった点では、高齢者の皆さんが元気で、なおかつ60になったからもう社会から離れるとかということではなくて、元気な高齢の方を多くして行って、そしていつまでも伴走できるような、そういった地域社会をつくっていく。そのためには、やはり町内会のいろいろな人材といいますか、お手伝いというのは必要でありますので、民生委員さんですとか、それから福祉委員さんにもお手伝いいただかなければならないと。そういった中で議員がご指摘いただいているように福祉委員として、あるいは民生委員としてどうやったらいいかですとか、そういったことが十分に反映されていなくて、積極的に活動ができないということがもしあるとすれば、そこは行政がその障害を乗り越えるためのいろいろ

な取組をしていかなければならないというふうに思っております。とりわけ、福祉委員さんについては社会福祉協議会のほうで組織されているということになっていきますので、民生委員さんと直接という形にはなりませんので、その辺の理解もしていただく中で相互に強調し合えるような体制づくりをしていくことが必要だというふうに思っておりますので、そういったことを念頭にしながら今後政策を遂行していきたいと思っております。

私が述べたことで具体的に町が今行っていることですか、こう考えているというようなことについては福祉部長のほうから答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 福祉部長。

○福祉部長（江口 昇君） ただいまの五十嵐議員からのご質問でございますが、少し具体的にお話しさせていただきますと、この地域住民の皆様の担っている仕事というのはなかなかたくさんありまして、ただ人材的に不足していて成り手がいなかったりとかという問題は当別町においては地域包括ケアシステムの中でもやはりこれまでも問題になってきたことでございます。当別町では先ほど町長からの答弁の中でもございましたけれども、地域生活コーディネーターという役割を持ったコーディネーターをご用意させていただいております。目標といたしまして誰もが参加できる地域づくりということを目指しまして、アウトリーチを積極的に生かして生活ニーズの把握ですとか、関係機関の連携、情報共有、それからサービスの担い手育成とマッチングなどを積極的に行っていくためにコーディネーターを配置した事業を開始しているところでございます。特徴としては、やはりその地域に積極的に入って行って皆さんの声を直接聞かせていただきながら、また地域だけではできないその交流ですとか、それから新しいメニューの必要性、開発などについて直接お話をお聞きしながら強化していく、連携していくというようなことを進めていきたいと思っておりますし、事業は既に開始しております、これまでの事業も分析しながら、さらに皆様のご要望を承りながらそういった地域活動の活性化ですとか、人材の育成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ありがとうございます。

町長も活動の障害をしっかりと取り除いて、みんなで力を合わせていきたいという思い、本当に何か心強いなと思ひまして聞いておりました。地域コーディネーターの方も活躍されているのも存じておりますけれども、地域に積極的に、町内会に入って活動されているいろいろなことをされていることも、うちはまだちょっとできていないものですから羨ましいなと思う部分と、本当に職員さんと関わることでいろいろな情報ももらえたりだとか、それをまた町民の末端まで情報がしみ渡っていくというか、そういう効果もあるので、どんどん何か各町内会に入って意見交換していただけたらうれしいなと思っております。本当に活躍を期待しております。

あと、先ほど町長も若い世代を支えていく側にとということもお話ししていたと思うので

すけれども、高齢者のこともお話ししておりましたけれども、若い方とちょっと懇談させていただいたときに、地域包括ケアシステムのこと自体も、地域包括支援センターのこと自体もやはりまだ我が事となっていないくて、例えば兄弟さんの中で長男さんが親のことに携わっていたりだとか、妹がやっているとか、我が事としてまだ動かなくてもいいと言ったらおかしいですけれども、担ってくれる方が家庭でいた場合にまだ必要性を感じていないとか、そういうところとつながったり、勉強したりすることは必要としていない方もいらっしゃる、それは全く必要ないというわけではなくて、なかなか情報が取りにくいということも話されておりました。なので、皆さんがやはりそういう意識を高めていくという部分では、本当に何かこの浸透させていくという活動はいかに町民と一緒にしていくかということが大事かなということが感じられたので、そういうところも地域コーディネーターも含めまして考えていっていただけるといいなと思っております。

もう一つ質問なのですけれども、(3)に関して。これからは、やっぱり在宅のみとりを希望される方もこれからどんどん増えていくのではないかと思います。地域においても、住民の意識向上のためにもこのみとりに関して出前講座とか、当別町共生型ボランティア養成講座の中でもみとりについての講義などを取り入れるだとか、知識をつけていく場です。実際そのみとりを携わる、その場に携わらなくても、そういう意識をつけていく場ですとか、そういうのはやっぱり必要なのではないかなということで考えております。町民の中からこのような講座の要望だったりだとか、そういうのがありましたら町で考えて応じていくお考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時27分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 五十嵐議員のただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

みとりのお話をいただきました。これまでも町といたしましては高齢者の皆さん、あるいは終末に向けてのいろいろな情報提供の場を設けてきましたけれども、これからもそういったことにつきましては積極的に進めていくというふうに思っていますし、特に私といたしましては高齢者ばかりではなくて、それぞれの世代に合わせた情報をしっかりと提供していくということが必要だというふうに認識をしておりますので、今五十嵐議員からご指摘をいただきました介助とか、そういったことが必要なお家庭ですとか、そういったところも含めて関係部局のほうから周知をさせていただいて、情報提供をくまなくさせていただくということは今後もやっていきたいというふうに思っております。

答弁漏れありまして、失礼しました。みとりに対する要望ですとか、どうしても終末的な不安ですとか、そういったことも多分あると思いますので、そういった要望があれば関係部局のほうで対応させていただき、関連する機関と調整させていただいて対応させていただければと思っております。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ありがとうございます。町長も今それぞれの世代に沿って発信、周知していただけるという答弁いただきました。本当に何かここがすごく大事なことなのではないかなと考えております。

あと、みとりに関しても、私も施設のほうでみとりもさせていただきましたけれども、とってま荘厳なみとりの現場携わらせてもらいましたけれども、皆さん在宅でみとってもらいたいという希望はすごくあるわけで、また家族の中だけで、訪看さんが来ているいろいろやっただきしてみとっている、当別町もみとりを得ているという方もいらっしゃいますけれども、地域の方も本当に何かお話を聞いたり、痛みを和らげたりとか、そういう活動もやっぱり大事なのではないかというお声もいただいておりますので、ぜひそういう講座とかを設けて幅広くそういう大事なことを教えていってもらえたらなという、機会を与えていただけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

LEDに関しての再質問させていただきます。（2）番なのですが、町長も先ほど今後改修をしていくという答弁いただきました。これは少額であったとしても経費の削減となっていくのであれば、そのお金はやっぱり町民が願う要望だったり、活動の財源として利用できるようにしていくことも大事なのではないかなということを考えております。これはもしそういう部分で改修をしたほうが良いというふうに思っているところがあるとしたら、時期などは考えられているのか伺いたします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 五十嵐議員のLEDに関する再質問にお答えをさせていただきます。

最初の答弁でも申し上げましたように、これまで町内会も含めてそれぞれの施設のLED化を進めさせていただいております、それを進めるに当たっても効果を勘案して、大規模でなるべくコストのかからないところを選択してこれまで施設のLED化を進めてまいりました。今残っておりますところは、なかなか高いところに照明器具があったりですとか、コスト的に結構かかる場所が結果として残っているという状態なのです。先ほどの答弁もしましたように、ゼロカーボンを目指している町といたしましては、そこは改善をしていこうということで考えておりますけれども、その施設、その施設の適切な時期に改修をするということでご理解をいただいたほうが効率的になるというふうに思いますし、その施設というか、場所によってはまだ在庫の電球があったりですとか、そういったこともありますので、そういった無駄にならないような取組をしていく中で早期に100%ゼロカーボンを達成するような町としての取組をしていきたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ありがとうございます。残っている電球が無駄になるということですね。そこはやっぱりそうだなという部分もあったりだとか、少しでも削減して無駄をなくしていこうという町民の考えだったり、私たちの考えもあるということもご理解していただいて次の質問にしたいと思います。

（3）なのですけれども、各町内会のLED化の部分でもうほとんど九十何%に今年度でなっていく予定であるということで、どんどん改修が進んでいるなというのは思っております。その中で町内会でもそれぞれの会員のためになるような活動も考えておられることと思うので、やっぱり予算の目途というか、補助金の見通しというか、今回も予算がつかまりましたということはお話しされておりましたけれども、これからもそういう目途が立ちやすいような周知をお願いしたいということと、あと交換が必要になった際はその都度申請なのか、それとも1年間まとめて申請しなくてはいけないのかとか、そういう方法とかにつきましても町内会が目途が立ちやすいような方法というか、どのように考えておられるのか教えていただきたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 再質問いただきました五十嵐議員の答弁をさせていただきますけれども、町内会のLED化についてはおおむねLED化をしたいというところについてはほとんどできてきているかなというふうには思います。いろいろとやっぱり事情があって、5%はまだできていないという現状にはあります。今議員から再質問いただきましたけれども、その詳細の部分につきまして町内会の対応ですとか、今後の具体的な対応ですとか、そういったことにつきましては部長のほうから答弁させます。

○議長（高谷 茂君） 住民環境部長。

○住民環境部長（山崎 一君） ただいまの五十嵐議員の再質問にお答えいたします。

まず、既存の残っているところにつきましては、早期に100%になるような形で取り進めていきますし、LEDの更新につきましてはまだ十分周知できておりませんので、そういったところの今後の計画等は町内会を通じて適切に拾って、その部分につきまして継続的に長いスパンをかけながら着実に町内会を支援していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ありがとうございます。町長と部長に明確な答弁をいただきました。ありがとうございます。

継続的にこれから電気のほう支援していただけるということでしたので、本当に何かすぐLEDになってから町内の費用がぐっと落ちて、とても喜んでおられる事業ですので、これからも引き続き町内会としっかり連携取って、分かりやすい説明をしていただけるとありがたいなと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高谷 茂君） 以上で五十嵐君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告5番、佐藤君の質問であります。

佐藤君。

○6番（佐藤 立君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い本日は大きく2点について質問をさせていただきます。

初めに、こども基本法に定める子ども等の意見反映について町長にお尋ねをいたします。去年4月にこども基本法が施行されて約1年が経過をしました。こども基本法は、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や施策を我が国社会の真ん中に据えて強力に進めていくことが急務となっていることを背景にしたこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法です。日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。こども基本法は、全ての子どもについてその年齢及び発達に応じて自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることや、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることなど6つの基本理念を掲げています。そして、第11条では、地方公共団体はこども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては当該こども施策の対象となる子ども、または子どもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものと定められています。そこで、こども基本法を踏まえた当別町における子ども等の意見の反映の進め方について町長にお尋ねをいたします。

1つ目に、子ども等の意見の反映の対象となる施策の範囲についてお尋ねをいたします。こども基本法第2条によれば、こども施策とは子どもに関する施策と一体的に講ずべき施策から成ります。子どもに関する施策とは、子どもの健やかな成長や結婚、妊娠、出産、子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指すものです。新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、家庭における養育環境、その他の子どもの養育環境の整備という3つの類型が具体例として示されています。

一方で、一体的に講ずべき施策には、主たる目的は子どもの健やかな成長に対する支援等ではないが、子どもや子育てや子育て家庭に関係する施策、子どもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に関わる施策などが含まれます。具体的な例としては、国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保、提供、若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援などが挙げられます。このように子どもに関する施策と一体的に講ずべき施策から成るこども施

策には子どもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加えて教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。その上で、こども基本法第11条では地方公共団体はこども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては当該こども施策の対象となる子ども、または子どもを養育する者、その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものと定められています。以上を踏まえれば、子ども等の意見を反映させる対象となる施策は町政全般の多岐にわたるものと考えられますが、当別町において対象となり得る施策は何でしょうか。

2点目に、子ども等の意見を反映させるために必要な措置についてお尋ねをいたします。こども基本法11条に定めるこども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たって子ども等の意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられます。そして、子どもから意見を聞くための様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれた子どもをはじめ様々な状況にある子どもや低年齢の子どもを含めて多様な子どもの意見を聞くように努めることが重要です。当別町としては、具体的にどのような措置を講ずるのでしょうか。

3点目に、声を上げにくい子どもから意見を聞く工夫や配慮についてお尋ねをいたします。子ども等の意見の反映に当たっては、乳幼児や重度障がい児、医療的ケア児、不登校など声を上げにくい子どもから意見を聞く工夫や配慮も求められますが、当別町としてはどのように取り組むのでしょうか。

4点目に、こども施策や子ども等の意見反映等を包括的、総合的に推進する体制についてお尋ねをいたします。こども基本法第2条においては、子どもに関する施策を根拠法律ごとの事務事業の列挙ではなく、出産から成長までの段階を踏まえた3つの類型に分け、概念的に整理をしています。この趣旨やこども施策が多岐にわたることを踏まえれば、当別町においても従来の各部局ごとの所管事項にとらわれることなく、こども施策や子ども等の意見反映等を包括的、総合的に推進する体制を新たに設ける必要があるのではないのでしょうか。

5点目に、オンラインを含めた常設の仕組みや場についてお尋ねをいたします。これまで申し上げたとおりこども施策の対象が多岐にわたることを踏まえると、子ども等の意見を反映させるためオンラインを含めた常設の仕組みや場を設ける必要があるのではないのでしょうか。

以上、こども基本法についての質問でした。

続いて、2点目、インクルーシブを取り入れた公園整備についてお尋ねをいたします。当別町では、公園施設長寿命化計画に基づき公園施設や遊具の更新が進められています。町民誰もが利用できる公共の公園において年齢、性別、言語、能力等様々な個性や感性を持った方々が分け隔てなく一緒に楽しさを共有し、遊べるというインクルーシブの理念を取り入れた公園施設、遊具の整備が重要だと考えます。当別町においてもこのインクルーシブの理念を取り入れた公園施設、遊具の整備を進める必要があると考えますが、いかが

でしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（高谷 茂君） ただいまの佐藤君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 佐藤議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、当別町におけるこども基本法に定める子ども等の意見反映についてのご質問にお答えをいたします。1つ目に、対象となり得る施策についてのご質問でありますけれども、こども基本法の考えにおいては子どもが関係する様々な施策が対象となり得るものとなっており、例えばバスや電車など公共交通に関すること、公園や図書室など居場所に関すること、学校教育や学校施設に関すること、プレイハウスや子育て支援センターなど子育て支援に関することなどが考えられます。

2つ目に、子ども等の声を聞くための具体的な方法についてのご質問であります。紙媒体やウェブ形式によるアンケート調査、ワークショップ、オンラインディスカッションやSNSを活用した意見聴取など様々な方法が考えられます。町といたしましては、これらの方法により必要に応じて子ども等の声を聞いてまいりたいと考えております。

3つ目に、乳幼児や重度障がい児など、自分では声を伝えにくい方からの意見聴取の方法についてのご質問であります。議員がおっしゃられたとおりこども基本法第11条では子ども、または子どもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるための必要な処置を講ずるとなっておりますので、自分の考えや意思を自ら発信することが難しい方につきましては保護者など、その子の気持ちを理解している方から意見を聴取する方法を検討してまいりたいと思っております。

4つ目に、こども施策や子どもの意見反映を担う新たな体制整備についてのご質問であります。議員ご指摘のとおり施策が多岐にわたるため、まずは関係部署間での調整、整理を慎重かつ丁寧に進めてまいります。なお、将来的にはどのような体制整備が必要か研究を進めてまいりたいと考えております。

最後に、子ども等の意見反映の具体的な方法としてオンラインなど常設の仕組みなどを設ける必要があるのではないかとのご質問であります。これまでお答えしたとおり意見聴取の方法は様々でありますので、議員がおっしゃられましたオンラインなど、常設的に意見を聴取する仕組みもその一つだと考えられます。なお、現在でもホームページのお問合せフォームを利用して常時意見を担当部署に伝えることは可能となっております。

次に、インクルーシブを取り入れた施設、遊具についてのご質問であります。町といたしましては多様なユーザーのニーズを尊重した施設、遊具の整備は必要なものであると考えており、今後の公園整備においては誰もが安心、安全に集える環境づくりを地域の意向に配慮して進めてまいります。

以上、佐藤議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） それでは、順番に幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目、当別町において対象となり得る施策は何かというところで、交通ですとか、施設関係、子育て支援、教育等を含めて具体的に幾つか列記をしていただきました。これは後半、体制の話にも絡みますけれども、今町長からお答えいただいたとおり、まさに今の部局の壁を越えてといいますか、担当を超えて非常に幅広い分野に入っております。また、今のお答えは恐らく子どもに関する施策の中でも直接子どもに関する部分というのを中心に列挙をしていただいたかと思いますが、一体的に講ずべき施策という部分に入ってしまうと、それこそ先ほども申し上げましたけれども、例えば就労支援ですとか、経済的な問題とかを含めてかなり幅広い部分に入ってくるのかと思います。ですので、まず1点目、念のための確認ですけれども、今具体的に列挙いただいた部分は子どもに関する施策に関する部分かと思いますが、一体的に講ずべき施策のところまで含めればより幅広いところが十分対象になってき得るという理解でいいのかというところを念のため確認をさせてください。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

ただいまご質問にありました子どもに関する施策と、それから一体的に講ずべき施策という振り分けの中で、町としてこれからこども施策を展開していく上でどの範囲まで検討するのかというお話でした。当然法の趣旨が子どもに直接関係するものと、子どもたちを取り巻く環境ですとか、あるいは養育者のいろいろな対応ですとか、そういったところまで及びますので、そこについては法の趣旨を理解した上で町として適切に対応していくということで考えております。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） それで、小問の2点目になりますけれども、多様な子どもの声を聞くように努めることが重要で、具体的にどのような措置を講ずるのかという質問に対しまして、アンケートを紙、またウェブ等を含めて必要に応じて今後講じていくというご答弁がございました。この中で媒体本当いろいろあると思いますし、その都度、その都度必要なものを選択をしていくことにはなるかと思いますが、もう一点この声を聞く、ここについては、各施策について策定、実施、評価それぞれの段階で声を聞いていくようにというような法の建て付けになっております。今までも計画段階、事前にパブリックコメントのような形だったりとか、計画策定の段階でいろいろと声を聞くのは子どもに限定したものではありませんでしたけれども、あったかと思いますが、これがさらに策定、実施、評価というふうに細かく規定されたところが今回のこども基本法の一つ大きなポイントかなとは思いますが、今ご検討いただいている今後の方向性の中では策定、実施、評価、それぞれの段階でそういった子どもの声を聴取していくような、反映していくような仕組みを取っていくことを考えているということで、ここも念のための確認ですけれども、お願いをいたします。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時56分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 調整の時間にお時間をいただきまして、ありがとうございました。再質問にお答えをさせていただきます。

子どもたちの意見を聞くために議員のご質問の趣旨にありましたように策定と実施と評価の段階でそれぞれ意見表明といたしますか、意見を聞くということになっているということでもありますけれども、しなければならぬという多分表現にはなっていないのかなというふうに思っておりますけれども、極力そういったことについては配慮をしたいというふうに思っておりますが、ただ先ほど一般質問でのそのやり取りの中でもいろいろとありましたけれども、これまでやはり地域性ですとか、そういったことで子どものためにいろいろと親や地域が考えてこうあるべきだ、こうあったほうが良いというようなものもこれまで経験上積み上げてきておりますので、そういった価値観ともどうなのかということは考えなければならぬ。ただ、今議員が言われているように、国のほうから子どもたちの意見を聞くということを定義づけられていますので、そのことは尊重する中で基本的に、では子どもたちの教育や発育にとって何が地域として必要なのかということも勘案しながら適宜対応していきたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 今の点、念のため再々質問をさせていただきます。

まず、前提としてですけれども、これは恐らく町長とも私考え同じかと思っておりますけれども、子どもの意見を聞くということが子どもの言うとおりにするということでは、これはもちろん教育委員会でもそうだと思いますけれども、そういうことではなく、ただ関わるものについて当事者として意見を述べることができる。そして、それが十分に尊重されるということなので、私も前提として言ったとおりにしなければいけないというふうに言っているわけではないことはあらかじめ申し上げた上で、法律の条文でいけば国及び地方公共団体はこども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては当該こども施策の対象となる子ども、または子どもを養育する者、その他関係者、子どもに限定はしていないですけれども、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするですので、恐らく素直に読めば策定、実施、評価、各段階に当たって必要な措置を講ずることまでは義務づけられているのだなというふうに思っております。ただ、その必要な措置というのはある程度幅を持たせた表現ですので、全ての段階において確実に毎回毎回聞かなければ

いけないというところまで求められているのかどうかというのは、多分これからだんだん、だんだん定まってくる部分かとは思いますが、ただ法の趣旨を考えたときには今町長からも少し言及をいただきましたけれども、計画をつくるだけではなくて実際の実施、そしてさらにそれを次の計画に向けてまた評価をしていく各段階にわたって当事者の意見を従うわけではなくて反映させるための仕組みというのは積極的につくっていく必要があるというふうに考えております。

質問としては、全てに義務づけられているわけではないというご答弁ではありましたが、策定、実施、評価するに当たって当別町としては積極的に子どもなどの意見を反映させるために必要な措置は積極的に講じて、ぜひいただきたいと思いますというふうに考えておりますけれども、その点町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 先ほども答弁しましたけれども、基本的に必要なことは法の趣旨の下に行っていきたいと思っております。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） ありがとうございます。このこども基本法自体、今までの日本の法律から比べると少し毛色が違うといえますか、かなり高いハードルを求めているものなので、これから全国自治体が様々な取組をしていくかと思えます。その中でも子どもを当事者として認めて、積極的にその意見の反映の仕組みをつくっていくというのは町の特徴を出していったりとか、町の魅力を高めていく上でも非常に大きなツールになっていくかと思えますので、ここは積極的に、むしろ全国のトップを走るぐらいな形でぜひ取り組んでいただきたいと思いますというふうに思っております。

それで、3番目ですけれども、子どもの意見反映の中でも特に乳幼児、重度障がい児、医療的ケア児、不登校など声を上げにくい子どもからの意見を聞く工夫や配慮というところで、ここについてはこども家庭庁のほうでも法案、法律の成立前に行った様々な調査の中でも多くの課題が指摘をされている部分であります。ご答弁の中では本人が直接意見を表明することが難しい場合には、その気持ちを十分に理解されている保護者の方等からのお話を聞くことも重要であるというご指摘がありました。その部分については、私も全くそのとおりでありますけれども、ここはまた非常に切り分けが難しいところでもありまして、やはりなるべく本人の意思をしっかりと聞く機会をどういうふうにつくっていくかというところと、それでもなかなか意見表明が難しい方については、その気持ちを一番分かっている方の意見、代弁者の意見をお聞きをするということが、この2つの区分けが非常に大事なところだと思っております。ですので、例えば乳幼児であるから意見表明は難しいですとか、重度障がい児であるから意見表明は難しいというような形でカテゴリーで簡単に分けてしまうのではなくて、最大限どういった形であれば意見表明、意見を聞くことができるのかというのの工夫をしていく必要があるかと思えます。恐らくそこを前提にした上で、それでも意見表明が難しい場合には保護者の方のというような趣旨のご答弁で

はあったかと思えますけれども、私は重要な点だと思っていますので、ここを一度確認をさせていただきます。乳幼児や重度障がい児、医療的ケア児、不登校など声を上げにくい方々についてもまずは手法、機会等の工夫をして、意見をお聞きできるところを最大限調整をしていくというのがまず前提になるという理解でよいかというところ確認をさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

3つ目の質問につきましての再質問でありますけれども、乳幼児の方ですとか、重度の障がいを持たれている方、ご自分としての意見を発することができない人に対する対応についてでありますけれども、極力、例えば年齢は達しているけれども、障がいがあって言葉を発することができないとか、あるいはでも何らかの意思表示ができるとか、いろんな個々の状況によって多分違うのだらうと思います。そういった点については基本的にできるだけそういった意見を拾うということで、拾うと言ったら怒られます。聞かせていただくということは考えたいと思います。ただ、個別の対応になりますので、そのことができるかどうかということもいろいろと関係してくるかなというふうに思いますので、そこは個別、その状況に応じた対応になるということをご理解をいただければと思います。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） これもまだまだ法律、制度自体始まったところで、これから様々な現場が出てくるところだと思いますし、今の町長のご答弁も本当にぎりぎりのところとか、十分にご配慮をいただいた部分だとは思いますが、ただ、ここの部分については実はこども基本法成立の過程で参議院内閣委員会の附帯決議でも、全ての子どもについて、子どもの年齢、発達の程度に応じて子どもの意見を聞く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会を確保し、その意見を十分に尊重することを旨として行うというような附帯決議も出ておりますし、やはり一番のポイントはカテゴリーごとにこういう状態だから聞ける、こういう状態だから聞けないではなくて、今まさに町長がおっしゃったとおりそれぞれの方の状況に応じて最大限意見の聴取、意見を反映する機会を設けるように、これすごく、私は議場でこう言っている側だけで、実際にこれを動かしていくことになると、各担当の方が実際に現場で様々な調整をしながらで難しいところだとは思いますが、そこについてしっかり踏み込んだメッセージ、やっていくのだぞという姿勢を見せていくということは、これからの当別町の一つの大きな価値をつくる部分になってくるところだと思いますので、本当に困難が多々あることは十分に承知をしておりますけれども、それでもここはぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

恐らく今後様々な具体的なものが出てまいりますし、来年度については子ども・子育ての支援計画の策定だったり、こども計画の策定だったり、もういきなり現場の話が始まってまいりますので、具体的な部分についてはまたそれぞれ具体的なケースが出たところで改めて議論をさせていただければと思っております。

次に、4点目、体制整備の部分に関するところになります。ここについては、ここもまだこれからの部分なので、まずは部署間での調整をしながら将来的には研究もしていきたいということになりましたけれども、例えばですけれども、これも今後かもしれないですけれども、町の部の設置条例ですとか、行政組織規則ですとか、そういった中で例えばこども基本法に関することであつたり、子どもの意見反映に関することなどのような形で責任を持たせる部署といいますか、そういうのを設定していくということもお考えなのでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） すみません。お時間をいただきまして、ありがとうございます。

佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきますけれども、意見反映を担う新たな体制整備についてのご質問でありますけれども、今回提案をさせていただいておりますか、私の所信の表明の中でこれまで子ども未来課を教育委員会から福祉課のほうに移しますということは、当然このこども家庭庁のことが視野にあったわけでありまして、蛇足ですけれども、今回国が行いました改革については私個人的な意見を本来は述べたいのですが、ここは述べる機会ではありませんので、述べませんけれども、もう少し地方と国が分担をしてしっかりと少子化ですとか、人口減少に対応できるような、そういったところにまで熱が入るような事業実施にさせていただければいいのかなというふうに思いますけれども、なかなかそうならなかったというのは残念であります。そういった中で私といたしましては、この法の趣旨にのっとり地域の中で少子化ですとか、あるいは子育ての対応がしっかりできるような体制整備をどうやったらできるかということを検討して所信で申し上げた次第であります。

その具体については、今後4月の1日から施行していきますので、その中で職員にも徹底していろいろと私の思いを伝えていきたいというふうに思いますが、組織については総務の部長のほうから具体的に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 総務部長。

○総務部長（長谷川 明君） ただいまの佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

法制部局という立場でお話をさせていただきます。ただいま議員からご指摘がありました部の設置条例、それから行政組織規則、これらは当然一部改正を踏まないといけない状況になるであろうというふうに考えてございます。こども基本法なり、こども施策という言葉がうちのいわゆる条文になじむかというところも精査をしなければなりませんので、今回所管が、部局が替わってくるということがございますので、条例及び規則に関しましては当然改正する余地は発生するものと考えてございます。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 今このご質問を申し上げたのは、どこにどう書き込むとかということが大事というよりも、先ほどやり取りの中でも、議論の中でもありましたとおり、非常に恐らく範囲、どの施策が対象になるのかですとか、どういうタイミングでどういうふ

うに意見を聞けばいいのかですとか、判断に迷うといえますか、これから町としての判断を積み重ねていかなければいけないことが非常に多いテーマなのだというふうに思っております。そのときにそれぞれの担当、担当でのケース・バイ・ケースの判断の積み重ね、それも一つのやり方かもしれないですけども、やはりこれからの教育や子育てを重点にしてチャイルドファーストを掲げていくという当別町の中では、全国の先頭を切るような統一的な判断をしっかりとつくっていくということが重要なのではないかなと。そのためには一体的にといいますか、管理をする体制の部分が必要、統一な判断をしっかりと、それこそ町長、教育長と直結をするような形でしっかりと判断をしていく基準をつくっていく、そういう仕組みづくりが必要ではないのかなというふうなところが一番私の申し上げたいところです。

恐らくこの部分については、まずは部署間での調整をしていきながら今後だんだんに研究をしていくというところなので、今すぐどうこうという答弁にはならないかと思えますけれども、本当に全国の自治体がこれをどこまでどうしようかというところ、いろいろなところで考えている部分だと思います。だからこそ当別町として子どもの意見を実態的にちゃんと聞いて、それを反映させていく、法が求めていく各段階に応じて、そして本当に全ての子どもの意見をしっかりと反映をしながら、それと先ほど町長がおっしゃった当別町の歴史ですとか、伝統ですとか、これまで積み重ねてきたもの、ある意味大人の知恵と子どもの感性と、それをしっかりと組み合わせていくような仕組みというのをこのこども基本法を機会につくっていくことができれば、これは表現がどうか分からないですけども、すごく楽しい町というか、すごくいい町になるのだろうなというふうに私は思っております。

ですので、今のところは質問にはならないのでこのままにさせていただいて、5番目の常設の仕組みの部分について再質問をさせていただきたいと思えます。今の時代ですので、当然オンラインを含めて様々な手法を考えていくところだと思いますし、問合せフォーム等、既にあるものを活用していくこともできるというご答弁をいただきました。この子どもの意見を反映させていく常設の仕組みや場を設ける必要があるのではないかという質問ですけども、この子どもの意見の反映に当たっては、これもこども家庭庁でいろいろと検討していた中で指摘されていることですけども、意見を聞くのと同時にその聞いた意見がどういうふうに反映されていくのか、どういうふうに受け取ったのかというフィードバックを戻していくところも非常に重要なところだという指摘がありました。そういったしますと、意見を聞いてそれをしっかりと戻していくというサイクルをつくっていくことが重要な形になってくるので、その意味ではケース・バイ・ケースで動かしていくというよりは、やはり町全体を含めた常設の仕組みを考えていくということが重要ではないかなと思っております。問合せフォームも確かに有効な手法ではありますが、なかなかフィードバックという点では弱い点もございますので、やはり新たな発想で動いてくる制度ですので、新たな仕組みをつくっていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

検討の可能性としては常設な仕組みも当然その候補の一つではあるということでしたけれども、ここも当別町として一步前に進むためには例えばですけれども、子ども会議のようなものをつくっていく。それも別にみんなが一斉に集まる必要はなくて、ズームを使ったり、ハイブリッドを使ったり、様々な仕組み、活用をしていくことができると思いますけれども、目に見えた仕組みをつくっていくということも重要なメッセージ性を持った部分になってくるかと思います。ぜひここは前向きに検討をしていただきたいと思っておりますけれども、今の私の話を踏まえた上で町長から改めてのお話ありましたらお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 佐藤議員の5点目の再質問にお答えをします。

今回のこども家庭庁の大綱を踏まえて、国は今国が抱えている危機といいますか、課題を克服したいという思いでそれぞれの自治体に提案をとといいますか、課題を課しているわけですけれども、なかなかそれをやって本来の課題を解決できるかという疑問がまだ私にはあります。ただ、町としてもいろんな課題がありますけれども、やはり少子化とか子育て支援の部分だけで出生率を回復できるかですとか、出生率を回復しないと国自体を再生する、あるいは地方を再生していくということ自体が、それがベストではないのですけれども、そういったことに関わってくるかなというふうに思っていますので、そういった点では今回国が取り組んでいることに地方としても、あるいは当別町としてもしっかり考えてやっていかなければならないというふうには思っております。

そういった点で先ほど地域が積み重ねてきた伝統ですとか、あるいはそれぞれの家庭の文化ですとか、そういったものもいろいろな判断材料になるというお話をしましたけれども、やはり子どもさんたちが、あるいは子どもといっても幅広いのですけれども、そういった当事者意識のある人たちが何をそのときに求めている、その価値が全体の中でどうなのかということをしっかり伝えていくということは大事なかなというふうに思っています。そこは私どもも学ぶところだと思いますし、発達段階にある子どもさんもそこで自分の考えと一般的な考えと対比をすることで学んでいくということに多分なるのだろうというふうに思っていますので、そういった点では今ご提案いただいた例えば子ども会議ですとか、いろんな部分でそういったことを子どもさんたちが実感できるようなフィードバックといいますか、そういったことも必要かなというふうには思っておりますので、ただ行政として、ではどこまでできるかということについては今やりますという話ではできませんけれども、そういったことが今自分たちが抱えている課題の解決につながるというのであれば積極的に取り入れていくべきではないかなというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 今町長お話しいただいた中で子どもの意見と地域の積み上げてきたもの、家庭のところ、この双方向性って本当に私も重要なところだと思っていて、だからこそこう、意見を聞くときには一番簡単な方法ってアンケートを取るところ

だと思えるのですけれども、アンケートに私は双方向性が非常に足りていないと思います。集まってくる情報は全く同じだとしても、同じ場で意見を出し合って、お互いの関係や考えを皮膚感覚で知って、そして子どもも大人も地域の一員だし、なおかつこの歴史と伝統を持っている町の一員でありますので、一緒に町をつくっていく、一緒に自分たちの人生、未来をつくっていくと。そのためには、今町長のほうからも強くご指摘いただきましたけれども、双方向性というところをしっかりと踏まえた形での仕組みの構築を今後ぜひ検討していただきたいと思います。

また、今ずっと一般質問ですので、町長のほうにお尋ねをしていますけれども、こども基本法11条の地方公共団体には、これ議会も含まれるというふうにされておりますので、実はこの議論全くこのまま私たちにも返ってくるところで、議会においてもそれこそ評価であったりとか、各段階において子ども等の意見を反映させていく仕組みというのをちゃんと考えていかなければいけない。そして、今後のあり得るべき形としては、町のほうとしては町のほうでの各ステップを踏んで子どもから大人まででまたまた計画といいますか、事業が提案をされてくる。それに対して私たち議会のほうは、私たちのほうは私たちのほうでしっかり意見を集めてきた中で、そこでもし違うところがあるのであればそこをぶつけ合ってよりよいものをつくっていくと。そういうことがこのこども基本法の中で求められていることになるのかなというふうに思っております。

それでは、最後に公園遊具のほうについても再質問させていただきます。インクルーシブの考え方については、これは必要であるということで今後そこを念頭に置きながらということでのご答弁をいただきました。公園施設については、公園の遊具もそうですし、通路等もそうですし、例えば広く言えばトイレ等も含めて様々な設備がございます。当別町、残念ながらまだまだインクルーシブという観点で見たときには改善の余地は多々あるかなというふうに思っておりますが、今後公園施設全体のインクルーシブの理念を取り入れていく中では遊具に限らず、例えば通路ですとか、トイレですとか、それこそ駐車場からの動線ですとか、そういったところを含めて全般的にインクルーシブの理念を取り入れていくことが重要だと私は考えておりますけれども、その点についてだけ改めて確認をさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） インクルーシブを取り入れた公園整備についての佐藤議員の再質問にお答えをしますけれども、先ほど答弁しましたように公園の遊具につきましては更新されていってすばらしい遊具ができてきております。一方で、町内を見ても最近では外国籍の方も子どもさんも含めまして増えているというようなこともありますので、そういった点ではいろいろな例えば国籍ですとか、年齢ですとか、あるいは障がいの有無ですとか、そういったことにとらわれて公園が利用できないですとか、そういうことがあってはならないのだろうというふうには思っております。ただ、100%それを達成できるかという、財政のことはあまり言いたくありませんが、なかなかその辺についてはできない

部分もあろうかと思いますが、ただ志としてはそういった方たちも一緒に楽しめるような公園づくりというのはしていきたいと思っております。

今回の新年度予算の中に阿蘇公園の修景池の修理の予算を盛り込ませていただきました。以前は、阿蘇公園も三十数年前にはせせらぎがあったのですが、三十数年それが止まっていたというような状況もありまして、今回復活ができればなというふうに予算計上させていただきましたけれども、そういったことですか、ブランコにしても例えば親子で乗れるとか、あるいは障がいを持っている方もそこから落とされることなく利用できるのですとか、いろんな遊具が出ているというのを知っておりますので、そういったことも含めて、そういった視点を持ちながら多くの皆様に愛される公園づくりというものを行っていただければなというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 以上で佐藤君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は午後 1 時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

（午後 2 時 2 4 分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第1回当別町議会定例会 第4日

令和6年3月12日（火曜日） 午後 1時00分開議

議事日程（第4号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午後 1時00分開議

出席議員（15名）

1番	角田 広佑 君	2番	海野 学 君
3番	芳形 幸夫 君	4番	櫻井 紀栄 君
5番	佐々木 常子 君	6番	佐藤 立 君
7番	西村 良伸 君	8番	五十嵐 信子 君
9番	山崎 公司 君	10番	秋場 信一 君
11番	山田 明 君	12番	古谷 陽一 君
13番	島田 裕司 君	14番	稲村 勝俊 君
15番	高谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後藤 正洋 君
副 町 長	岡部 一宏 君
総務部長	長谷川 明 君
総務課長	佐藤 剛一 君
財政課長	渡邊 大亮 君
企画部長	三上 晶 君
企画部参与	乗木 裕 君
住民環境部長	山崎 一 君
福祉部長	江口 昇 君
経済部長	森 淳一 君
経済部参与	長谷川 道廣 君
経済部参与	吉野 裕宜 君
建設水道部長	高松 悟志 君
教 育 長	三澤 吏佐子 君
教 育 部 長	山田 雅俊 君
農業委員会事務局長	野村 雅史 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	熊谷 康弘 君
---------	---------

次 長 岸 本 昌 博 君
主 幹 玉 木 聰 美 君
主 任 角 谷 光 彦 君

◎開議の宣告

(午後 1時00分)

○議長（高谷 茂君） ご苦勞さまです。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りをいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

1番 角 田 広 佑 君

8番 五十嵐 信 子 君

を指名いたします。

◎一般質問

○議長（高谷 茂君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

最初に、通告6番、秋場君の質問であります。

秋場君。

○10番（秋場信一君） 高谷議長の許可の下に一般質問を始めたいと思います。

私の一般質問の初めに、今日の趣旨です。私は4年後医療大学が出ていくことの想定の下にそれぞれの影響を考えた場合にどんな町が必要なのか、どんなことに取り組んでいかなければならないのかというようなことを、主にそういう視点で今回の質問に入らせていただきます。始めます。

当別町は、人口の社会増を3年続けることができました。特に去年は30代、40代が中心で、子どもさんを含めると163名転入があって、全道で2番目という評価されるべく数字を残しました。札幌に近くて宅地が提供できた西当別地区と、とうべつ学園開校の効果が現れた本町地区と、それぞれの特性を生かし、新築住宅の購入の助成を含めた子ども・子育て施策など複合的な取組が効果を結び、この町を選んでいただきました。あわせて、医

療機関の誘致にも成功し、安心のための基盤も確保ができました。今後は当別町社会増をいかに維持、持続していくか重要な施策になるわけで、もちろん注目度のある、魅力のある住環境の整備を進めていくことが求められていくと思います。移住を考えても、住居を構えたくても居住場所が提供できなければ、それはそもそもの話になりますが、町の持つポテンシャル、そして可能性を最大限に生かして、続けて、しっかり地盤を持っている当別町ですから、最大限生かしていける地盤を生かしていくことが求められます。太美地区を含め、特に本町地区は北海道医療大学移転後を想定したまちづくりとして戦略的な思考をもって取り組んでいくことが求められ、選ばれる町になっていかなければならない。本町地区の宅地の提供など、移住政策や住宅問題をどのように進めていくのかを以下聞いていきます。

最初の質問になります。とうべつ学園周辺の町営住宅、つまり末広団地ですが、これについては廃止解体に向けた取組が進んでいるようです。現状、今後の構想など、どのような考えを持っているか。今この3年間、社会増の中心が子ども世代であったことを背景から考えると、立地条件から見て学校周辺のこの地区は町営住宅、宅地ゾーンとしてではなく移住を促進していく方向に向かっていくべきと考えますが、町長の考えを伺います。

そして、この辺りは30年代後半に建造された町にある町営住宅で最古参でもあり、60年使用されてきた。同様に東町団地のほうはその年数になる前に長寿命化に四、五年前から取り組んでおります。大改修を毎年1棟ずつ3棟終えたところでありましてけれども、低所得者向けの入居者にはとても好評でもあります。しかし、この末広団地での大改修が行われることはなかったと認識しているが、前提には早くから解体していく構想があったのではないかと考えられます。

次の質問ですが、この大型用地、つまり末広団地ですが、移住環境としては宅地化を進めていくのが町の計画に照らしても是と考えます。全て更地を返納していく過程での地主との話し合いは持たれていくのか、また契約上縛りなど、どのようなハードルが想定されているのか伺います。

次の項目に入ります。公共施設管理計画から鑑みて昭和時代の用途廃止の公営住宅、公共施設など解体の計画にいまだ実施に至っていない対象物件が多くあり、景観上町のイメージも落としている。誘導区域内にある旧公民館がどうしても私は気になります。昭和30年代の建物であり38年です、これは。昭和38年であり、耐用年数から考えて2001年から24年も過ぎ、危険な物件として存続、まだしております。今後を見据えたまちづくりはこの問題から避けては通れないのではないかと、そんな形で私は周辺の町が地主であることから考えてこの質問に入ります。

同じ誘導地区である末広団地、先ほどの質問したところですが、その隣接した場所もあり、企業の誘致や商業施設などの用途地区でもあることから、放置のままではなく民間へのPR、あるいはアプローチを取って、町長の執行方針にもたしか触れられたような部分でもありますが、周辺用地も含めた有効活用に向けた発信を急ぐ必要があるのだと考えま

すが、太美地区の青少年センターのように民間への売却が成功した事例のように建物ごとの売却というのが理想でしょうが、積極的に取り組んでいくことが今後に求められるまちづくりの再スタートになるのではないかと、町が主導で解体するかも含め重要ではないと思いますが、伺います。

次、この大型用地は移住環境としては宅地化に進めていくのが町の立地適正化計画に照らしても誘導地区として是にした考えだと思うが、末広団地よりも中心市街地にあることから、商業地としての可能性のある地区でもあります。町有地に隣接している民間の更地などを含めると、ここもまた大型造成地としての発信をしていくには十分な可能性を秘めていると考えられます。現状で今千歳市の周辺に向かっての地価が高騰し始めております。今後さらに上昇が続いていくのではないかと予想されますが、当別町は価格では優位性があるでしょうから、スピード感を求められるということになります。町有地に隣接する地主との話し合いは持たれていくのか、また契約上の困難な縛り、あるいは価格の折り合いなど、どのようなハードルが想定されるのかお伺いします。

続きまして、大きい項目のアパート借上げについてお伺いします。医療大学移転後に想定される最も影響が大きいとされるアパート問題ですが、町としてもいかにその影響を小さくしていくことが可能なかを模索していかなければなりません。大学跡地の利用のことや、大学側からの情報提供もほとんどない中ではありますが、この問題を既に始めているとは思いますが、非常に重要な課題と捉えておりますが、今町は町営住宅の更新が必要な物件を多数抱えている状況下でもあります。私の資料はちょっと古いのかもしれないですけども、6年前の公共施設管理計画では建て替えや長寿命化などの検討を示している昭和30年代後半の物件が多く含まれておりますが、空きアパート問題を抱えようとしている現状の下ではこのような所管の意見は見直していくべきだと考えられますが、二、三年後には空きアパート増加の可能性がある、そんな懸念に対してある意味役割を終えた町営住宅対策と深く関わっていくことが必要であると思えます。そういうことがこのアパート問題の軽減対策の一つだと考えておりますが、そのような背景の下で次のことを伺っておきます。

町営住宅の廃止が決定して、あるいは解体が決定した物件から居住者に転居をお願いすることを想定されることは、例えば町営住宅の更新や改修など、耐用年数を超えてなお存続して、さらに入居者も点在しているその団地の中で解体を前提にお願いしていく場合、アパートへの転居の場合、どのような問題が想定されるのか、それを一つ聞いてみたいと思えます。

それとは別にアパート組合から借上げの要望があると聞きました。当別町としてもそのような要望に応じていく用意があるのか、またその際の国からの助成制度があると伺いましたが、当別町が借上げた場合その制度は当別町にも使える制度なのかも伺います。

次の項目になります。人口社会増を続けていくための商業地区のにぎわいあるまちづくりについて。住宅の取得以外に移住を決める決め手は、考える決め手は、その町で楽しい

暮らしができるか、可能なのか、子ども世代、子育て世代であれば殊さら考えるのではないか。子どもの教育を含め、この町で楽しく住んでもらうためには遊べるための公園、家族で外食をしたり、買物ができたり、スポーツ施設などが、望めば切りがないところですが、それらが少ないほど選ばれにくい町になります。そのような飲食店を含めた事業者が事業を継続、あるいは新規事業を呼び込むにしても開業を展開していくための動機づけになる取組を行政がしっかり支援していくことも重要ではないかと考えますが、現行支援対策としての町の低金利融資制度や新築購入支援がありますが、特に町外から来られる方が賃貸の開業支援になる場合はその支援に至っていません。商工会経由で国の制度は場合によってはあるような条件もありますが、申請がとても複雑で一般的には手をつけたがらず、専門家をお願いするような形でなければ、なかなか認可が下りるところではありません。もちろん商工会が所管の創業塾など研修を数日受けた後に受けられる制度はありますが、創業の条件つきです。実績を伴わない経営者があらゆる面で資金の壁が塞がっている状況で、当別町なら新規事業をオープンするには面白いと思わせるような、それもまた移住政策ではないかと考えますが、商工会に入会していない方がこの町でお店をやりたいという要求をシンプルに応援できる助成制度を町独自で考えていく必要がこれからはますます求められてくるのではないかと、そういう要望を商工会あたりからの話としても聞いております。創業を考えた方の電話相談なんかでもそういうことを尋ねられることが間々あるそうです。そういうことから新規創業者向けの家賃補助や店舗改修補助など、この町はそのようなところまで取り組んでいる姿勢を町のアピールと考えてほしいと思いますが、特に大学移転後に影響を受けやすいアパート業の改修、あるいはリノベーションなど、そのようなインセンティブになっていくのではないかと今後の取組について町長の考えをお伺いいたします。

続きまして、物価対策、経済対策とにぎわい創出。町内消費を守り、既存の小規模事業者の持続を積極的に進めていくための対策、これが必要だと私は考えております。ここ4年にわたって国の支援である対策事業、コロナ対策臨時交付金の果敢な経済対策が続いておりましたが、次年度からは廃止と決まっております。当別町には個人事業主として頑張っているお店が十分ではないかもしれませんが、町の機能として大いに果たしておられましたし、ある意味町のインフラといってもいいでしょう。コロナを乗り越えて、工夫をしながら経営をつないでこられました。つまりこの町の住民もそこを利用したからでもあるわけで、にぎわいの一端を担ってきたと考えられます。その数を減らすことになれば町の劣化が始まり、衰退の軌道に乗ってしまうかが危惧されます。町内消費を守り、既存の小規模事業者の持続を積極的に進めていくための対策が必要ではないか。

4年後の大学移転を見据えたこの町の特徴でもある小規模事業者をしっかり支えることで、私は当別らしいまちづくり、歴史のある町並みが守られてきたとも考えております。持続可能な政策を切れ目なく継続していくことでこの町の人口政策と深く関わっていくのだと、このことは消費する側にとってもメリットのある、継続が望まれることであり、町

は商工会を通して支援をしていくことが必要ではないかと考えます。

プレミアム商品券のことですけれども、コロナ禍を工夫して乗り越えた経営者がここまできたということは町の利用者があったからだと思えますけれども、この昨日の芳形議員さんの一般質問の回答では、今のところプレミアム商品券を続ける意図はないという答えでありました。でも、プレミアム商品券は給付型ではなくて受益者負担の原則で2割負担という形で本来やっていくのが今までのパターンですが、町長は今までデジタルペイ、つまりスマホ払いなどをいろいろと、昨年4つのスマホ払いを行いまして、当別に大きな経済効果をもたらしていただきました。これはとても町の商業者にとっては理解のあるすばらしい事業だったと思えますが、当別町の今後の4年後を見据えたまちづくりの中でそういった商業者を残していくということはかなり大事なことだと思いますので、今後プレミアム商品券の継続については十分、機会があるごとにではなく積極的な対応をお願いしたいと思えますが、町長の考えをもう一度お伺いしたいと思えます。

以上、最初の質問とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） ただいまの秋場君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 秋場議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

いろいろと通告を冒頭といいますか、読ませていただきまして、多分こういうご質問なのだろうなということで理解をさせていただいていたのですが、今質問を聞きまして若干ちょっとニュアンスが変わる答弁になるところがあるかもしれませんが、大筋受け止めていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

初めに、通告にあります宅地の提供など住宅問題をどのように進めていくのかとのご質問でありますけれども、1点目から4点目までまとめてお答えをさせていただきます。町では当別町公共施設等総合管理計画や当別町立地適正化計画でもお示ししておりますように施設の建て替え、更新時には統廃合なども視野に入れ、よりコンパクトなまちづくりを進めております。

ご質問にありました末広団地につきましては、現在当別町町営住宅等長寿命化計画に基づき令和7年度の解体に向け、入居者の方の移転を行っております。末広団地の建物解体後の跡地につきましては、周辺未利用地を含めた土地利用が有効と捉えておりますが、民有地であるため整備を進めるに当たっては土地所有者の意向を十分に確認する必要があります。なお、町全域において民有地、町有地を問わず用途廃止後の利活用が決まっていない、お尋ねのありました旧公民館などの公共施設につきましては、必要に応じて周辺地権者との協議を行い、民間事業者への売却も含めた利活用についてあらゆる可能性を排除することなく検討を進めてまいります。

次に、空きアパートの借り上げに関するご質問でありますけれども、初めに町営住宅にお住まいの方が民間アパートに転居した場合の問題点に関するご質問ですが、一般的には家賃が上昇し、負担が増えることが想定されております。

次に、アパート組合からの要請に関するご質問でありましたけれども、現在までに正式な要望は承っておりません。ただ、民間アパートを公営化した場合に借り上げた賃料と入居される方の家賃の差額に対し国が補助する制度があり、本町にも適用可能であります。

次に、新規創業者向けの支援についてのご質問であります。秋場議員もご承知のとおり本町は中小事業者を手厚く支援するため特別融資制度を設けており、多くの方に活用していただいております。創業される方がこの制度を活用する場合には100万円を限度に元金の補給を行っており、補助金に近い性質を持つ制度となっております。また、融資制度の窓口は町内金融機関の3行となっており、商工会への加入はその要件としておりません。実際にこの特別融資制度を活用し、賃貸物件を借り、店舗を改修し、創業された方もおりますので、より一層のPRに努めてまいります。

次に、プレミアムつき商品券などで購買力の町外流出を抑制し、消費の囲い込み対策を継続すべきではないかのご質問であります。芳形議員の一般質問にもお答えしたとおり、今年度実施したプレミアムつきクーポン券事業は購買力の流出防止に高い効果があったと認識しております。しかしながら、プレミアムつきクーポン券事業は多額の費用を要するため、町単独での財源で実施することは難しく、新たに実施の予定はありません。本町の購買力が町外へと流出する要因の一つに西当別地区にはドラッグストアやスーパーがないことが挙げられると思います。町が誘致し、オープン予定のサツドラ当別太美店では、医療品のほか生鮮食品も扱う予定であるため、購買力の流出に歯止めがかかることを期待しております。

町内消費を促進するためには、やはり消費者のニーズを捉えた魅力的な商店、商店街の運営が不可欠であり、そういった点では経営者の皆さん個々の自助努力も非常に重要であると考えております。既存商店の振興策はもとより、新規創業、企業誘致の分野でも商工会との連携をさらに深め、商店や商業施設の充実に努めてまいります。

以上、秋場議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 秋場君。

○10番（秋場信一君） 答弁ありがとうございます。何かいろいろと僕もちょっと資料の整理の不備で申し訳ございません。変な質問の仕方になりました。

あと、気になるところの部分ですが、旧公民館のところなのですが、ここの処遇といたしますか、解体も何も決まっていないということで、今そんなような感じなのでしょうけれども、ここをいろんな可能性を排除することなく可能性を求めていくとの感じで受け止めましたけれども、これは今売却とか、そういう話とかというPRは町としては地権者を、誰かを探しているとかという、そういう行動を今は取っているのでしょうか。その辺をちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 秋場議員の再質問にお答えをいたします。

公民館に絡むご質問でありましたけれども、これまでも公民館の解体につきましては、いろいろと今までも議論になっております。そういった中で町といたしましては、過去の議論といたしましては大型の事業を行う際に民間、あるいは町が行うにかかわらずより効率的に解体ができるような、そういったことを検討したいということで今までそれを実施するということができなかったというふうに認識をしております。そういった点では今後公共、あるいは民間を問わずそういった事業を導入される場合に、あるいは何らかの理由、状況が変わって解体を効率的にできるですとか、そういったことができるような状況が整えば、その方策にのっとって行うということはあると思っておりますけれども、今の段階ではそれが無い状況でありますので、そういった有利な条件でその懸念材料を払拭できるような取組を探させていただいているということをご理解をいただければと思います。

○議長（高谷 茂君） 秋場君。

○10番（秋場信一君） 町有地であるからこそ町が勝手に決められるという部分で、町所有の土地にある古い町営住宅は今まで何戸か壊してきました。解体してきました。それは町の決定で、あるいはいろんなまちづくりを考えた上で残してきたと思うのですが、公民館の場合は全てが町の建物で、あそこはどっちかという市街地に近い、ある意味有効性のある、活用性のあるいい場所でないかということは私は思っているのですが、先に壊すとなるとやっぱり町がやる場合のいろんな費用負担を考えれば、まだそこには至らないということでしょうけれども、これは壊すことによって逆に利用者から注目されるということの考えはどこかにないでしょうか。僕はそうは思わないかなとは思っているのですが、あの建物のイメージは、そばへ行くと分かりますけれども、中に入っているものを見てしまうとちょっとお客様が引いてしまうのではないかと、そのような物件に今なりつつありますし、少し壊れている部分もあります。あの用地というのは、あそこを通った人はそんなにいないのかもしれませんが、町がPRしていく上で、あるいは今後末広団地をどのようにしていくかということを含めると、あそこはやっぱり関連して壊していくべき方法を取っていけないかなと思っているのですが、もう一度ちょっとその辺のことを確認していきたいと思っておりますけれども、もう一回お願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 秋場議員の再々質問にお答えをいたしますけれども、秋場議員がご心配をされていることにつきましては、町としても早急に解決をしたいという思いはこれまでもこれからも変わることはないと思っております。ただ、先ほど申しましたように

細かなことは申しませんが、単独で解体をしますと相当の単費を持ち出すという形になります。そういった費用対効果ですとか、あるいはこれまでも本来ですと町営住宅の長寿命化計画を立ててどう見直しをして、そしてコンパクトなまちづくりにするために駅周辺に人をどう張りつけるかということで町営住宅の見直しということも視野に入れながら検討してまいりましたけれども、ここに至りましていろいろな条件が変わってきたということでもあります。ですから、秋場議員がご心配されているように町の例えばイメージダウンというのは確かにあの施設を見ていただくとあるとは思いますが、それをいかに効率的に解消できるかという努力は町としてもしているつもりではありますけれども、今すぐにできるという状況にはないということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高谷 茂君） 秋場君。

○10番（秋場信一君） こちらは大体分かりました。町の方針としてはそういうことでしょうから。ただ、1つだけお願いしておくのは、今大学の移転後というのは常に頭に入れなければいけない状況でありますから、町はまちづくりの基盤となる移住政策、人口対策としてこの部分の政策をやっぴり重点的に考えていただきたいと思っております。

次の再質問ですけれども、アパート借上げについてなのですけれども、答弁から察したところ、町が借上げた場合のことをお伺いしまして、そういった国の制度があるということなんです。これ仮に町がどこまでそれを範囲を広げるかとか、どのアパート、どの程度線引きしてそこを借上げていくのかという大きな問題があると思うんです。早い話がアパートの種類はたくさんあります。古いアパートから新しいアパート、大規模から小規模、あるいは間取りの小さいところから大きいところ、そういうところから考えるときに今町営住宅に入っている方が転居をお願いするようになったときに、その住民が新しいところは要らないとか、新しいところに行きたいとか、そういった要求があるという場合に当別町としてはどのようにそれを誘導していくというか、その方に、解体したいけれども、出ていかれなかったら解体はできないわけですから、その解体した場所を、同じような物件を探すということはちょっとできないということは居住者に理解してもらった上でアパートのほうに移転してもらわなければならないけれども、今後アパート政策というのは町営住宅に住んでいる方に老朽化した施設にいてもらわないで、もう少しいいところにいてくれないかという方法を取ったほうが少しはやっぴり移転しやすい環境になると思うので、そんな考えを当別町の町営住宅の問題と併せて考えていく用意があるのかどうか、その辺をちょっと確認したいなと思っております。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 秋場議員からの空きアパートに対する再質問でありますけれども、4年後に大学が北広島市に移転をするということがほぼ現実化しつつあるというふうに私は認識しております。そういった点で大学がなくなるという前提で町内にお住まいの800人から900人の学生がいなくなる、徐々にいなくなっていくと。そういったときの経済損失をいかに埋めるかということで、昨年9月の末にその発表がありましたときから職

員一丸となってどうすべきかということの下調べを今させていただいているところであります。

ただ、今町といたしましては、大学に遺留をするということで11月の初旬に申入れをさせていただき、基本的に大学としては移転の方向に変わりがないという状況でありました。その間、これまで商工会がいろいろとご心配をいただいて、大学とも交渉をしていただいております。その報告については承っております。そういった中で、大学のいろいろな方向が変わってきた中で、改めて町としては大学と協議をする中で経済的な損失をいかに少なくしていくかという具体策は示していかなければならないと思っております。とりわけ、その中で空きアパートにつきましては現実800から900が跡地にどういう団体が入るかによってアパートを使う、使わないというようなことも関連してきますので、そういったことも勘案しながら総合的にいろいろなことを考えていかなければならないというふうには思っておりますけれども、いずれにいたしましても今の時点で空きアパート対策として、あるいは町営住宅の今後についてどうする、こうするという判断を今できる状況にはないということをご理解をいただきたいと思っております。ただ、経済的な損失がそこまであるということは重大なことだというふうに認識はしておりますので、そこをどう改良していけるかということは、いろいろな解決方法を見いだす中で対応していかなければならないかなというふうに思っております。

いずれにしましても、アパート経営の事業者の支援というのは、今申しましたように大学の移転の影響が大きいことから、何らかの形で支援策を講じる必要があることは十分認識をしておりますし、実施に当たってはアパート組合や関係団体といろいろとご意見をいただく中で協議をさせていただき、検討して進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 秋場君。

○10番（秋場信一君） 確かにまだ決まっていない中でいろいろと想定しながら考えていかなければいけないという、そのような形でなかなか大変な作業だと私も感じておりますし、質問する側もやっぱりどこまで聞いていいのかなと。どうせ聞いても決まっていないのだろうと、そういうような疑心暗鬼な部分もありながら、ちょっと何かいろんな打つ手を先にやっていかなければ、後々手後れにならないような対策を今からやっぱり準備していくことが必要ではないかと、こう思っているわけですし、町長にしても、僕にしても、ここにいる全ての方は同じような心配していると思っております。ぜひ有益な取組というか、いい知恵を出し合っていただければと思っております。

次の質問へ行きます。これもやっぱり町の人口対策になると考えて私はこの商業施設に関するのを聞きました。プレミアム商品券も同じですけども、この制度というものを使っていろいろと開業支援、あるいは改築支援ですか、そういうような創業支援を、制度があるというのはある程度は知っておりましたし、融資の制度も実際僕も使っていますから知っていますし、いろいろあるわけですけども、ちょっと聞いたところによると何か

単純に当別で店を始めたいと思ったときに町から支援ないのですかという質問があるらしいです。今回も当別町に1軒出店するお店がありますけれども、その方も当別町以外から市の旭川のほうから来る方らしいですけれども、そういうことを言っていたと聞きました。そのことがちょっとあったものですから、制度というのは非常に難しくて簡単にはいかないので、素人、全く商売をやったことない人が支援を受けるためにどんなことがあるのかというのは調べ切れるものではないですし、商工会に入っていない人が商工会にお願いするというの少し遠慮がどうしても出てくるらしくて、なかなかそういうことはうまくいかないらしいので、そういうようなことをちょっと尋ねたのですけれども、これは支援の対策というのは町が独自にやるのが何でもその国の支援、道の支援というのをバックボーンにしてやっていくということではなくて、独自の新築住宅購入支援においても当別町がどこかを見習ってやったのだと思いますけれども、やはり効果は絶対あると思いますので、そういうことを一つ、これは質問にしませんから、当別町は積極的にその辺のことをもう一度洗い直していただければと思っております。

最後に、プレミアム商品券のことの質問に入ります。4年後の消費の減退を考えると相当怖いものがあります。800人から900人の購買がなくなる、あるいは減るということは、この町の商業者の持続の根幹に関わる、そのぐらいの危機だと思っております。でも、今まで頑張っている商店はまだいっぱいあります。まだコンビニだってこれからどうなるかわかりません。ただ、コンビニがあるからほかの商店がなくなってもいいという考えは、僕はそうではないと思っております。というのは、コンビニは世帯が減って人口が減ればすぐいなくなります。そうしたら、コンビニしか頼るものがなかった町は、結局もう何もなくなったということになって、ほかの町でも同じことがあります。ですから、今町がやっている小さなお店でもみんな家を持ってそのまま住んで、昭和の経済復興もずっと、いいときも悪いときもずっと当別と一緒に共に歩んできた店ですから、この町をしっかりと支えていってくれた方に当別の町の将来のためにプレミアム商品券の継続をぜひ、これが全てだと思っておりますが、このようなプレミアでなくてもいいですから、何か経済対策としての当別町の対策を一つお願いして質問を終わります。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時50分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 秋場議員の新規創業者向けの支援にまつわる再質問ということでお受けをさせていただきましたけれども、先ほども答弁をさせていただきましたが、プレ

ミアムがついている、ついていないにかかわらず商品券を町が実施する、いわゆるクーポン券事業ですけれども、につきましては先ほど申しましたようになかなか財源的に難しいということでご理解をいただきたいと思ひますし、既存の商店街の振興につきましては、先ほども申しましたが、新規の創業ですと企業誘致の分野でも商工会と連携をしながら進めていきたいというふうに考えております。ただ、ここ数年商工会は積極的にいろいろと商店街の経営ですとか、店主の方の経営ですとか、あるいは商店全体としての運営についても研さんを高めているというふうに私は認識しておりますし、特に若い経営者の皆さんが町の将来に対していろいろと関心を多く持っていただいて、今回の医療大の移転の影響について自分たちがどう進めるべきかというようなこともしっかりと議論していただいているというふうに思っておりますので、私としましてはこれまで以上に商店街、商工会が活性化し、魅力のある商店街に変わっていただけるというふうに思っております。

ただ、これから2年後、3年後、4年後にうちの町は今議員がご指摘をいただいたような課題を背負うこととなりますので、その課題に対しては商工会と一緒に町も汗をかいていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 以上で秋場君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告7番、角田君の質問であります。

なお、角田君より質問するに当たり資料を配付したい旨議長に申入れがありました。これを許します。お手元にお配りしていると思ひますが、よろしいですか。

それでは、7番、角田君。

○1番（角田広佑君） 議長より許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

質問の前に、1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震並びに2日に発生しました日本航空と海上保安庁の航空事故におきまして犠牲となられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、現在も避難生活を強いられて余儀なくされております被災者の方々に心からお見舞いを申し上げたいと思ひます。

また、本日通告しておりました質問のうち通告の1番目におきましては、より一層の調査を要すると判断したことから、本会における質問は時期尚早と判断しまして、通告を取下げさせていただきます。関係者の方々にご迷惑をおかけいたしましたこと、ここにおわび申し上げます。

それでは、その他の通告に従いまして3項目、5点について一般質問を始めます。まず、アフターコロナにおける公園遊具の取扱いについて質問をいたします。新型コロナウイルスの感染対策が第5類へ移行し、インバウンドを含め町内への来訪者が増加していることは、昨年の令和5年第4回定例会の一般質問において私からも説明をしたところであります。町民の皆様も自粛が明けて外出が増加し、先月阿蘇公園で行われたあそ雪の広場など、イベントなどで公共施設や公園にて遊ぶ親子の姿も多数拝見しているところであります。しかしながら、町政執行方針に対する公明の代表質問にもありましたように、阿蘇公園を

はじめとした公園遊具は現在も修繕がなされていないまま危険な状態でとどめ置かれている状態が散見されております。コロナウイルス感染対策により3密を避け、外出自粛が浸透したことで遊具自体を使用することもなく修繕が進まなかった現状もあったかと思われ
ます。来年度の一般会計予算におきましては、阿蘇公園の修繕を計上しているところであり、また公明の代表質問に対する町長の答弁においては令和7年度に当別町公園施設長寿命化計画の計画変更を示しておりましたが、現状における遊具の破損状況を鑑みると危険性が高く、早急に修繕更新等、整備するべきと考えます。

町長にお伺いをいたします。阿蘇公園以外の公園遊具の修繕、更新について現段階での計画やお考えはあるかを改めてお伺いをいたします。

また、佐藤立議員の一般質問にもありましたように、その修繕更新においては年齢や障がいのあるなしにかかわらず全ての子どもたちが安全、安心して遊べるインクルーシブ遊具の導入が望ましいと考えます。さらに、公園には大規模災害が発生した際の一時避難場所として指定され、その機能を有しておりますが、災害対策の資機材や飲食料の備蓄、貯水槽、こんろに転換できるベンチなどを整備した防災公園としての機能も併せ持つことが望ましいと考えます。

町長にお伺いいたします。インクルーシブ遊具と防災機能を兼備した公園の整備についてそのお考えはあるか、繰り返しになりますが、お伺いいたします。

次に、現庁舎の継続使用における課題についてお伺いをいたします。当別町では老朽化した庁舎の新築移転を検討委員会を組織して継続検討してきたところではありますが、令和6年2月に当別町新庁舎建設検討委員会検討報告書においてその基本方針が示されました。ここで添付資料を用意いたしました。資料1に基づいて説明をいたします。

その内容として、まず新築を基本方針としつつ、現庁舎の耐震化に向けた検討状況による耐震補強の方向性を踏まえ、今後も継続した検討が必要であるとし、その整備方針の3項目めに新築までの期間は現庁舎の耐震性の確保が優先事項となるため早急に調査を行い、耐震補強に向けた検討を進めることが必要と考えたと示されました。基本方針を採用することとなると、この現行庁舎を補修して継続使用することとなるわけですが、耐震補強だけではなく庁舎内の環境改善も同時並行で行う必要があると考えます。

さて、町長の年頭挨拶においては、労働環境の改善やトイレの改修などについて言及され、町政執行方針において現庁舎の耐震化の検討を示し、令和6年度一般会計予算において修繕費として766万5,000円が計上されておりますが、私が令和5年3月の当別町議会定例会一般質問で質問した冷房設備の設置もその必要性、優先度は高いと考えます。また、冬期の寒冷環境も同様、職場環境を苛酷なものにしていることは言うまでもありません。

町長にお伺いいたします。今後も現庁舎での勤務を続ける職員に対する労働環境の改善は急務であると考えます。施設の全般的な環境整備の方針について町長のお考えをお伺いいたします。

次に、災害時の通信インフラ確保についてお伺いをいたします。元旦に発生した令和6

年能登半島地震では、家屋倒壊、津波、土砂崩れ、地震に起因する火災など、能登半島を中心に甚大な被害が生じました。同2月28日現在、死者241人、負傷者1,249人、家屋の倒壊や損壊は4万6,568棟に上り、本当に甚大な被害だったことを示しています。現在も1万人を超える被災者が避難生活を強いられている状況です。本件は半島という特有の地形が復旧に時間を要したこともあります。特徴的なものとして通信インフラの寸断による影響が挙げられます。土砂崩れによる通信回線ケーブルの破断や停電による電力喪失で携帯電話中継基地局の電波が送波できなかったことなどにより現地情報の収集、集約が遅れ、被害の把握に時間を要したことも被害の全容把握に時間を要した要因となっています。

同2月28日時点でも固定電話や光電話、携帯電話の電波については一部不通や制限がかかっている状態が続いております。電力や通信インフラについては、基本的に設置企業により復旧を目指すものでありますが、復旧に時間を要することは容易に想像できるわけで、通信インフラの確保は自治体としてもサブシステムを整備することが重要であると考えます。

町長にお伺いいたします。もし当別で災害により通信インフラの障害が発生した場合、その確保についてどのような対策を講じているか伺います。

次に、添付した資料を基に質問いたします。まず、資料2、2ページを御覧ください。写真は今年1月18日、JR太美駅前の電話ボックスを撮影したものです。御覧のとおり雪に埋もれ、電話ボックスにたどり着くことすら困難な状況でした。この状況を鑑み、同20日、町内14か所の電話ボックス、全電話ボックスを調査いたしました。一部抜粋ではありますが、そのほかの地点の写真も掲載をしておりますので、御覧ください。この中で太美駅前同様、雪で埋もれ利用困難となっていた電話ボックスはJR当別駅前の電話ボックス、5ページに参照しておりますが、太美駅前の電話ボックスでした。調査の結果、全14か所ある電話ボックスで使用が困難と確認された箇所は以上2か所のみでした。その他は除雪がなされ、入室できる状態となっていました。この状況を踏まえまして、設置者であるNTTに除雪の取扱いについて問合せをしています。メールにて回答をいただいております。その中では連絡をいただければ除排雪作業は行うとのことでした。その結果、資料3のとおり同20日には太美駅前の電話ボックスの除雪が履行されたような状況であります。

町長にお伺いいたします。緑風会の代表質問に対し町長も答弁しておられましたが、デジタル田園都市構想を掲げる当別町としては、5G整備などデジタル強靱化をしているところではありますが、それらの通信手段が不能となった際にいざというときには公衆電話の使用も視野に入れておく必要があると考えます。災害時の通信インフラの確保の観点から冬期における電話ボックスの除排雪方針について町長のお考えを伺います。

以上、一般質問1回目になります。よろしくお願いたします。

○議長（高谷 茂君） ただいまの角田君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 角田議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、阿蘇公園以外の都市公園の遊具の補修、更新についてのご質問であります、会派公明、佐々木議員の代表質問にもお答えしたとおり、町では国の補助制度を活用すべく平成27年に遊具等の劣化の状況ですとか、耐用年数を考慮し、長寿命化計画を策定をいたしました。本計画は当初計画より10年が経過することから令和7年度に改めて点検をし、計画変更を行う予定としております。また、長寿命化計画に基づかない都市公園等の施設につきましては、引き続き地域の声を聞きながら計画的に進めてまいります。

次に、インクルーシブ遊具についてであります、佐藤議員の一般質問でも答弁したとおり、町といたしましては多様なユーザーのニーズを尊重した施設、遊具の整備は必要なものであると考えておりますので、今後の公園整備においては誰もが安心、安全に集える環境づくりを地域の意向に配慮して進めてまいりたいと考えております。

また、防災機能を兼備した公園についてであります、当別町地域防災計画と整合を図り、有効性や実用性を十分考慮して検討してまいりたいと考えております。

次に、現庁舎の継続使用における課題についてのご質問でありますけれども、現庁舎の耐震化の検討につきましては代表質問等で既に答弁しておりますが、令和6年度に実施する調査と手法、検討を基に判断を行うものとなります。現庁舎の活用中においては新庁舎の建設を見据えた中でも職員の労働環境に最大限配慮するため、簡易的な冷暖房機器等を使用するなど過大な二重投資とならないよう工夫を講じてまいりたいと考えております。

次に、災害時の通信インフラの確保についてのご質問でありますけれども、どのような対策を準備しているのかとのご質問でありましたが、災害により通信障害が発生した場合は町が所有する衛星電話を利用して、町から北海道総合通信局へ移動通信機器や移動電源車などを借り受けるとともに、通信手段確保のための各種支援を関係機関に要請することとしております。

次に、電話ボックスの除排雪方針についてであります、議員ご指摘のとおり電話ボックスの除雪はN T Tが管理していると承知しておりますので、町としての対応は特段考えてはおりません。今後もN T Tが状況に応じて管理していただければと思っております。

以上、角田議員の一般質問に対するお答えといたします。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） ご答弁ありがとうございました。まず、公園遊具については分かりました。子どもたちが待ち望んでいますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

現庁舎の継続使用につきましても、質問につきましてですが、そちらのほうも現状二重計上にならないというところの配慮をするというところで話は以前からも伺っております。その点についても、この点につきましては常にこちらのほうでも見ていきながら、監視したいと思ひますので、ぜひ進めていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それで、災害インフラに関する質問ですが、まず1個目のその通信インフラ確保についての再質問をさせていただきます。災害時の通信インフラですが、現行の当別町第6次

総合計画におきましても災害に強いまちづくりプロジェクトにおいて最適なICTなど多様な情報環境を活用した災害時等における迅速な情報伝達手段拡充の検討が示されているところでありまして、災害時における情報手段の確保についても防災における重要な視点の一つであるということで町長も認識されているということを知りました。

ただ、先ほど述べたとおり通信手段の寸断、ブラックアウトが発生するとその手段も形骸化するおそれがありますし、そのためにも実はネット通信によらないサブシステムの確立は行政だけでなく、自助の段階から住民一人一人の意識の醸成が必要であると私は考えます。一例を申しますと、先日とあるイベントで防災のトークセッションがありまして、疾患を抱えた方の服薬に関する話がありました。その中でお薬手帳の情報の多元化という点を提案されていました。内容としては、お薬手帳の内容をコピーして財布に入れておく、もしくはスマホに写真を撮ってデータを保存するというやり方を提唱していました。昨今お薬手帳って今アプリで管理している方もいらっしゃるのですが、あれデータ管理はクラウドなものですから、電波通じないと意味がないのです。電源がなくなるともちろんそうですし。要はデジタルとアナログのハイブリッドで備えが必要であるという提言がありました。これは非常に大変有用だと私は考えております。

ここで町長に再質問いたします。来年度、地域での防災訓練等を随時開催するというところで委員会等でも伺っておりますが、ブラックアウトを経験している北海道だからこそ通信障害も加味したハイブリッドの災害対策を広く町民の皆様にも認識していただく必要があると考えます。町長のお考え、お伺いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時14分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） お時間をいただきまして、ありがとうございます。角田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

災害時の通信インフラの確保という点でありまして、今ほどお話がありましたようにネット通信ですとか、あるいはいわゆるハイブリッドといいますか、デジタルとアナログを融合させて、お薬手帳の話もされましたけれども、それをデジタルでいわゆる写メに撮っておいて保存しておく。そのためにはバッテリーがなくなってしまっただけでは困りますので、そういった点では非常用の電源を備えているところに避難をしていただくですとか、そういったことは考えておりますし、また一頃は公明党さんのほうからも冷蔵庫の中に自分の今までの問診ですとか、投薬のあれですとか、そういったものを入れておいて救急車を呼

んだときに出すですとか、あるいは非常のときにそれを持っていくですとか、そういったこともありますが、そういったアナログとデジタルを組み合わせるような形で対応するという事は重要な視点だというふうに私も思っております。

そこで、町としてどう対応するかという点については具体的に部長のほうから答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 総務部長。

○総務部長（長谷川 明君） ただいまの角田議員の再質問に対するご答弁を申し上げます。

ただいまのご質問は、例えばということで恐らくアナログとデジタルのハイブリッドの例としてお薬手帳というようなお話をされたかと思えます。あくまでも自助に関する部分の普及啓発というような趣旨だと捉えてご答弁を申し上げますが、これまでも当別町におきましては地域に出向きまして出前講座を各所で開催をさせていただいてきてございます。コロナの間にこれが幾分ちょっと足が止まったところがございましたが、次年度からは改めてここを強く発信をしていきたいというところで捉えてございました。これまでも自助に関する情報共有、万が一のときに備える心構えといったことを地域に出向きましてる説明もさせていただき、またご質問もいただき、お話を深めてきたところでございますが、ただいま角田議員が事例として出されたことに関しましては、今までの、今お時間をいただいていた間に担当に確認をいたしましたけれども、こういった部分に触れてきたことはなかったというようなことでございましたので、今後研究を進めて、より実のある講座となっていくように地域に展開をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。先ほどの冷蔵庫に入れるというのは、ケアマネジャーが担当の高齢者にやったりというのは私も実は経験があって、いろんな保険証だとか、お薬手帳だとか、そういったものを全部入れて冷蔵庫に、分かるところに置いておいてねというのはやったことがありますので、ああいった手段というのは非常に。ただ、冷蔵庫が開かなくなることもあるので、いろいろ手段というのは研究が必要かなとは思っています。ありがとうございます。

今回能登半島地震でいろいろ今までの災害対策、防災のセオリーが通じないものがいっぱいありましたので、新しい知見の防災対策は必要だと思っております。町としてもその辺りしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

質問は以上になります。最後に、12月定例会におきまして町長へもっと元気な当別を発信してほしいと質問をしたのですけれども、当別町の観光協会のインスタグラムで2月のあそ雪の広場のPRを町長自らの声で発信してくださいました。ちょっと表情硬かったかなとは思いますが、そういったところで大変うれしく思っております。今月23日にも団体臨時列車、ロイズ2周年の列車がやってまいります。これからも町の魅力発信であったり、町長自ら積極的にPRしていただきたいと思います。私もそれらをシェアしながら、

自らも様々な情報発信をし、元気な当別をPRしてまいりたいと思います。

それをお誓い申し上げて、私からの一般質問以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（高谷 茂君） 以上で角田君の一般質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日から14日まで休会とし、3月15日は予算審査特別委員会終了後会議を開きます。

本日はご苦労さまでした。

（午後 2時19分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第1回当別町議会定例会 第5日

令和6年3月15日（金曜日） 午前10時15分開議

議事日程（第5号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 総務文教常任委員会報告

（月形当別線バス「とべる号」運行に関する請願書）

第 3 令和6年度当別町各会計予算審査特別委員会報告

第 4 議案第18号 当別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第19号 当別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準及び介護予防のための支援の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第20号 当別町指定地域密着型サービスの人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第21号 当別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第22号 当別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 6 議案第23号 西当別小・中学校エアコン設置工事請負契約について

第 7 議案第24号 当別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

第 8 議案第25号 令和5年度当別町一般会計補正予算（第5号）

第 9 請願継続審査の件

第10 議員の派遣議決の件

第11 所管事務調査の件

閉 会

午前10時15分開議

出席議員（15名）

1番	角田 広佑 君	2番	海野 学 君
3番	芳形 幸夫 君	4番	櫻井 紀栄 君
5番	佐々木 常子 君	6番	佐藤 立 君
7番	西村 良伸 君	8番	五十嵐 信子 君
9番	山崎 公司 君	10番	秋場 信一 君
11番	山田 明 君	12番	古谷 陽一 君
13番	島田 裕司 君	14番	稲村 勝俊 君
15番	高谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後藤 正洋 君
副町長	岡部 一宏 君
総務部長	長谷川 明 君
総務課長	佐藤 剛一 君
財政課長	渡邊 大亮 君
企画部長	三上 晶 君
企画部参与	乗木 裕 君
住民環境部長	山崎 一 君
福祉部長	江口 昇 君
経済部長	森 淳一 君
経済部参与	長谷川 道廣 君
経済部参与	吉野 裕宜 君
建設水道部長	高松 悟志 君
教育 長	三澤 吏佐子 君
教育部長	山田 雅俊 君
農業委員会事務局長	野村 雅史 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事務局 長	熊谷 康弘 君
-------	---------

次 長 岸 本 昌 博 君
主 幹 玉 木 聰 美 君
主 任 角 谷 光 彦 君

◎開議の宣告

(午前10時15分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 本日の議事日程ですが、さきに配付しております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

1番 角 田 広 佑 君

8番 五十嵐 信 子 君

を指名いたします。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第2、総務文教常任委員会に付託しておりました月形当別線バス「とべる号」運行に関する請願書について、委員長の報告を求めます。

山崎君。

○総務文教常任委員会委員長（山崎公司君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された請願について、令和5年6月19日、8月24日、9月6日、12月6日、令和6年2月7日、3月4日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、月形当別線バス「とべる号」運行に関する請願書。

JR札沼線の一部廃止に伴い、令和2年4月1日から代替交通として路線バス「月形当別線」が運行開始され、利用者に不便が生じることのないようJR等との接続を最大限考慮したバスダイヤが組まれている。

本請願は、金沢地区の住民にとって利便性が向上するよう運行事業者と協議するよう町に求める趣旨であり、3点の請願事項がある。

1、「とうべつ学園の部活動に合わせた時間帯での運行」及び2、「運行路線の見直

し」については、安全確保のための道路整備や昨今の運転手不足の問題など多々課題はあるが、関係機関と協議を行うことにより地域の要望に歩み寄れる解決策が見いだせる可能性があると考え、願意妥当と認めた。

しかしながら、3、「運賃の改正」については、人件費の上昇や燃料費の高騰などから、社会の趨勢として運賃の値上げ・大幅減便が進められている昨今、一部ではあるもの運賃の減額見直しは、運行事業者の負担増につながると考え、願意の妥当性は、乏しいものと判断した。

よって本請願は、請願事項1番と2番を採択とする一部採択が妥当と認めた。

なお、審議過程において、部活動を含む子どもの移動手段の検討であっても、受益者負担と公平性の議論が必要であること、また、4年後に予定されている北海道医療大学移転後のJR及びバスの状況を想定した議論も必要であるとの意見があったことを付記する。

以上、本委員会の報告とする。

令和6年3月15日、当別町議会議長、高谷茂様。

総務文教常任委員会委員長、山崎公司。

各議員の賛同を求めます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「討論」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 討論の声が出ました。討論の声がありましたので、質疑を打ち切り、討論に移ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、これより討論に移ります。

まず、本件に対する反対者の発言を認めます。

佐藤君。

○6番（佐藤 立君） それでは、月形当別線バス「とべる号」運行に関する請願書を一部採択とする総務文教常任委員会の報告に対して反対の立場から討論をいたします。

まずは、昨年6月の付託以来、総務文教常任委員会の皆様には直接現地をご確認いただいた委員がいらっしゃったほか、関係部局から意見を聴取し、積極的なご審議をいただきましたことに感謝を申し上げます。

また、本請願3点の請願事項のうち、とうべつ学園の部活動に合わせた時間帯での運行及び運行路線の見直しについて、その願意をお酌み取りいただき採択としていただいたことにも感謝を申し上げます。特にとうべつ学園の部活動に合わせた時間帯での運行については、月形当別線バスを所管するセールス戦略課において総務文教常任委員会での審査経過を踏まえつつ、月形町運行事業者等関係機関と協議を進めていただき、この4月1日から本請願の趣旨を一部踏まえたダイヤ改正にまでこぎつけていただきました。地域住民の要望を踏まえて素早い対応をしてくださりましたことに敬意を表します。

一方で、3点目の請願事項である運賃の改正については、人件費の上昇や燃料費の高騰

などから社会の趨勢として運賃の値上げ、大幅減便が進められている昨今、一部ではあるもの運賃の減額見直しは運行事業者の負担増につながると考え、願意の妥当性は乏しいとの理由から不採択とされました。しかし、本請願は現在大人料金となっている中学生、高校生を子ども料金として子どもたちが気軽に乗車できるようにすることによってより利用しやすい月形当別線となるために運行事業者と協議をするよう当別町に求めるものであり、報告書が指摘する運行事業者の負担増に直結するものではありません。むしろ利用の促進を通じて公共交通の持続性を高める手法として関係者間で協議を求めているものであり、その協議をすること自体に意義があるものです。

また、報告書に付記されている4年後に予定されている北海道医療大学移転後のJR及びバスの状況をも想定すれば、地域住民、運行事業者、当別町が一体となって地域公共交通の在り方を議論し、持続可能な仕組みに向けた合意形成を進めることが不可欠です。よって、3点目の請願事項である運賃の改正を含めて運行事業者と協議するよう当別町に求めることが妥当であり、本請願は総務文教常任委員会報告の一部採択ではなく採択とすべきものです。

なお、併せて報告書に部活動を含む子どもの移手段の検討であっても受益者負担と公平性の議論が必要であるとの意見が付記されていますが、部活動は学校教育の一環であり、本来は子どもが通学できる距離に学校があるべきところ、人口等の事情から学校の統廃合が進んだことによりスクールバスや公共交通を使わざるを得ないという状況が生まれているものです。それに対して受益者負担と公平性の議論に特に言及することには違和感を感じることを申し添えます。

以上、月形当別線バス「とべる号」運行に関する請願書を一部採択とする総務文教常任委員会の報告に反対する理由を申し上げます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 以上で討論を終わります。

それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



◎令和6年度当別町各会計予算審査特別委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第3、令和6年度当別町各会計予算審査特別委員会の報告を求めます。

委員長。

○令和6年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長（山田 明君） 令和6年度当別町各会計予算審査特別委員会報告書。

本定例会において付託された案件について、令和6年3月13日、14日、15日の3日間にわたり慎重審査の結果、次のとおり決定したので報告する。

1、審査の結果。

（1）、議案第6号から議案第17号。

本各案件は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

令和6年3月15日、当別町議会議長、高谷茂様。

令和6年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長、山田明。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第6号から第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第4、議案第18号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第18号 当別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第18号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の上
程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第5、議案第19号から第22号は関連がありますので、一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま一括議題となりました議案第19号から議案第22号までの関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

議案第19号 当別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準及び介護予防のための支援の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第20号 当別町指定地域密着型サービスの人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第21号 当別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第22号 当別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。いずれも指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部改正に伴い、重要事項のウェブサイトへの掲示や身体的拘束等の適正化の推進が義務づけられたこと等により、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案4件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第19号から第22号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第19号から第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第6、議案第23号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第23号 西当別小・中学校エアコン設置工事請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和6年2月20日に5者による指名競争入札に付したところ、大栄建工株式会社が9,416万円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第23号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第7、議案第24号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第24号 当別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第24号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第8、議案第25号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第25号 令和5年度当別町一般会計補正予算（第5号）につきまして提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに7,782万1,000円を増額し、その総額を142億4,434万9,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、除排雪業務委託7,782万1,000円を増額し、この財源といたしまして繰入金7,782万1,000円を増額して処置いたしました。

よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第25号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎請願継続審査の件

○議長（高谷 茂君） 日程第9、請願継続審査の件についてお諮りいたします。

産業厚生常任委員会より閉会中の請願継続審査を実施したい旨の申出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◇

◎議員の派遣議決の件

○議長（高谷 茂君） 日程第10、議員の派遣についてお諮りいたします。

本年4月1日から令和7年3月31日までの間、本町の重要懸案事項促進のため、道内外の関係機関に本議会を代表して必要ある場合に議員を派遣するものとして、派遣議員は案件を勘案し、その都度議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◇

◎所管事務調査の件

○議長（高谷 茂君） 日程第11、所管事務調査についてお諮りいたします。

本年4月1日から令和7年3月31日までの間、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、議会広報特別委員会より、閉会中の所管事務調査を実施したい旨の申出がありましたので、これを許可することとしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

令和6年第1回当別町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時40分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員